監 査 ガ イ ド ラ イ ン

Ⅳ.実地監査マニュアル

（協会員に対する実地監査の手引書）

Ａ．事 業 概 要

Ｂ．検 証 基 準

Ｃ．評 価 調 書

別冊チェックリスト（主な着眼点）

基準日：令和8年8月 1 日

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

監　査　部

【 実地監査マニュアル 改訂履歴 】

年 月	版	主な改訂内容
平成２７年１２月	初　版	
平成２８年６月	第２版	○「Ｂ．検証基準」の仕様を全面的に変更 ○「Ｃ．評価調書」に「総括表」を新設
平成２８年１１月	第３版	○犯罪収益移転防止法の改正（平成 28 年 10 月 1 日）を踏まえた改訂
平成２９年６月	第４版	以下を踏まえた改訂 ○障害者差別解消法の施行を受けた金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正（平成 28 年 9 月 9 日） ○個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月 30 日）
平成３０年７月	第５版	○金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月）の制定を踏まえた改訂 ○金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」や本協会「社内規則策定ガイドライン」の構成を踏まえ、「取引時確認・疑わしい取引の届出」を独立の節（第６節）とするとともに、一部項目の配列を変更
令和元年９月	第６版	○犯罪収益移転防止法施行規則の改正（平成 30 年 11 月 30 日）を踏まえた改訂
令和２年８月	第７版	以下を踏まえた改訂 ○犯罪収益移転防止法施行規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日） ○民法の改正（令和 2 年 4 月 1 日）及びそれに伴う社内規則策定ガイドラインの改正
令和３年８月	第８版	以下を踏まえた改訂 ○犯罪収益移転防止法施行規則の改正（令和 2 年 12 月 28 日） ○貸金業法施行規則及び貸金業者向けの監督指針一部改正（令和 2 年 12 月 23 日）、及びそれに伴う社内規則策定ガイドラインの改正
令和４年９月	第９版	以下を踏まえた改訂 ○個人情報保護法（関連法令含む）の改正（令和 4 年 4 月 1 日） ○犯罪収益移転防止法（関連法令含む）の改正（令和 3 年 7 月 19 日他） ○貸金業法施行規則（令和 3 年 11 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日）の改正 ○成年年齢引下げ（令和 4 年 4 月 1 日の民法改正） ○貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則、業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則の改正（令和 4 年 2 月 28 日）
令和５年８月	第 10 版	以下を踏まえた改訂 ○貸金業法の改正（令和 4 年 11 月 1 日） ○個人情報保護法（関連法令含む）の改正（令和 5 年 4 月 1 日） ○犯罪収益移転防止法施行令の改正（令和 5 年 6 月 1 日）及び同法施行規則の改正（令和 5 年 2 月 1 日他） ○社内規則策定ガイドラインの改正（令和 5 年 2 月、4 月、7 月）
令和６年８月	第 11 版	○貸金業法（関連法令含む）の改正（令和 6 年 2 月 1 日、4 月 1 日）を踏まえ、 ・「Ｂ．検証基準」２、７、12、14、16 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」16 を改訂 ○個人情報保護法（関連法令含む）の改正（令和 6 年 4 月 1 日）を踏まえ、 ・「Ｂ．検証基準」４、５ ・「Ｂ．検証基準《別表》」【別表１】を改訂 ○犯罪収益移転防止法（関連法令含む）の改正（令和 6 年 4 月 1 日、7 月 1 日）を踏まえ、 ・「Ｂ．検証基準」６を改訂

		○貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則の改正及び貸金業者の広告に関する細則の新設（令和5年10月31日）を踏まえ、 ・「B．検証基準」12、13、15 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」13を改訂 ・条ずれの修正（全体） ○協会定款の施行に関する規則の改正（令和5年11月1日）を踏まえ、 ・「B．検証基準」２を改訂 ○社内規則策定ガイドラインの改正（令和5年10月、令和6年2月、7月）を踏まえ、 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」２を改訂
令和7年9月	第12版	○貸金業法（関連法令含む）の改正（令和7年6月1日）を踏まえた改訂 －「B．検証基準」２ ○犯罪収益移転防止法（関連法令、「犯罪収益移転防止法の概要」の更新内容を含む）の改正（令和6年12月2日､令和7年3月24日､令和7年6月24日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」６ （令和7年8月1日付で協会から通知した「「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」等に基づく自己検証リストの掲載について」を特記事項として掲載） ・「確認記録の参考様式（別表８）」の更新 ・「B．検証基準《別表》」【別表２、３】を改訂 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」６ ○出資法の改正（令和7年6月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」１０ ○独立行政法人住宅金融支援機構法の改正（令和6年9月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」１７ ○貸金業者向けの監督指針の改正（令和6年10月4日、令和6年11月1日、令和6年12月2日、令和7年4月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」７、９、２０ （令和6年10月4日に新設された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」について特記事項として掲載） ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」９、２０ ○貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則の改正（令和7年3月10日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」９ ○社内規則策定ガイドラインの改正（令和6年9月、12月、令和7年3月、4月）を踏まえた改訂 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」２
令和８年８月	第13版	○貸金業法の改正（令和7年10月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」９、１４ ○貸金業法施行規則の改正（令和7年10月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」９、１４ ○個人情報の保護に関する法律施行規則の改正（令和7年10月1日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」４ ○貸金業者向けの監督指針の改正（令和7年10月1日、令和8年7月17日）を踏まえた改訂 ・「B．検証基準」〔【一覧表】「金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドライン」との対照表」〕 ・「B．検証基準」２０ ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」２０

		（特記事項として「監督指針（Ⅱ－２－4 システムリスク）」にインターネット取引に関する規定が追加された旨を明記） ○社内規則策定ガイドラインの改正（令和７年９月、11 月、令和８年４月）経緯を記載 ・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」２ ○JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」の改正を踏まえ、参考様式を差替え ・確認記録の参考様式（別表８）

実地監査マニュアル　　目　　次

「実地監査マニュアル」について	Ⅳ-6
1　位置付け	
2　構　成	
3　監査手続との関係	
4　留意事項	
【凡　例】	

A．事 業 概 要	Ⅳ-8
1　沿革等	
2　貸金業務	

B．検 証 基 準	Ⅳ-13
一覧表 金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドライン」との対照表	
1　経営管理等	
2　法令等遵守態勢　(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む) 【2－1】 法令等遵守態勢　　【2－2】 監督行政庁・貸金業協会への届出等	
3　反社会的勢力による被害の防止	
4　顧客等に関する情報管理態勢	
5　外部委託	
6　取引時確認、疑わしい取引の届出	
≪確認記録の参考様式≫ ※出典：警察庁(JAFIC)ウェブサイト 「犯罪収益移転防止法の概要」(令和７年６月 24 日時点) (https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm)	
7　相談、苦情及び紛争等の対応態勢	
8　貸金業務取扱主任者	
9　禁止行為	
10　利息・保証料等に係る制限等	
11　契約に係る説明態勢	
12　過剰貸付けの防止　(個人信用情報の提供等を含む) 【12－1】 過剰貸付けの防止　　【12－2】 個人信用情報の提供等	
13　広告に関する規制	
14　書面の交付義務	
15　取立行為規制	
16　帳簿の備付け等　(証明書の携帯等を含む) 【16－1】 帳簿の備付け等　　【16－2】 証明書の携帯等	
17　債権譲渡等	
18　営業店登録	
19　過払金支払	
20　システムリスク管理態勢	
21　非営利特例対象法人	

B．検 証 基 準　《別表》	Ⅳ-178
別表１　金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等関係）	
別表２　顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定取引の場合）及び本人確認書類	
別表３　確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項）	
別表４　総量規制の除外貸付け、例外貸付けの契約類型及び保存を要する書面等	
別表５　貸付けに係る契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項	
別表６　極度方式基本契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項	
別表７　保証契約　事前交付書面（概要説明・詳細説明）・契約締結時交付書面　記載事項	
別表８　マンスリーステートメント（貸金業法第 17 条第 6 項、第 18 条第 3 項）　記載事項	
別表９　取立て行為の規制（貸金業法第 21 条第 1 項）	
別表 10　貸金業法第 19 条の帳簿　記載事項	

C．評 価 調 書	Ⅳ-197
総 括 表 （監査結果一覧）	
1　経営管理等	
2　法令等遵守態勢 （監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）	
3　反社会的勢力による被害の防止	
4　顧客等に関する情報管理態勢	
5　外部委託	
6　取引時確認、疑わしい取引の届出	
7　相談、苦情及び紛争等の対応態勢	
8　貸金業務取扱主任者	
9　禁止行為	
10　利息・保証料等に係る制限等	
11　契約に係る説明態勢	
12　過剰貸付けの防止 （個人信用情報の提供等を含む）	
13　広告に関する規制	
14　書面の交付義務	
15　取立行為規制	
16　帳簿の備付け等 （証明書の携帯等を含む）	
17　債権譲渡等	
18　営業店登録	
19　過払金支払	
20　システムリスク管理態勢	
21　非営利特例対象法人	

別冊チェックリスト　（主な着眼点）	Ⅳ-220
1	経営管理等
2	法令等遵守態勢　（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
3	反社会的勢力による被害の防止
4	顧客等に関する情報管理態勢
5	外部委託
6	取引時確認、疑わしい取引の届出
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8	貸金業務取扱主任者
9	禁止行為
10	利息・保証料等に係る制限等
11	契約に係る説明態勢
12	過剰貸付けの防止　（個人信用情報の提供等を含む）
13	広告に関する規制
14	書面の交付義務
15	取立行為規制
16	帳簿の備付け等　（証明書の携帯等を含む）
17	債権譲渡等
18	営業店登録
19	過払金支払
20	システムリスク管理態勢
21	非営利特例対象法人

「実地監査マニュアル」について

1．位置付け

「実地監査マニュアル」は、本協会の監査員が実地監査を行う際に用いる手引書である。
（監査ガイドラインの第Ⅳ部）

監査員は、本マニュアルに示した検証基準（貸金業関係法令等）に則して、協会員の法令等遵守状況及び内部管理態勢の整備状況などを検証・評価する。

検証基準は、「経営管理等」や「法令等遵守態勢」などの監査項目別に、原則として本協会が定める「社内規則策定ガイドライン」に沿って整理・配列している。

なお、協会員においては、本マニュアルのチェック項目を参考にして、自ら行う業務検証や内部監査の精度向上を図ることが期待される。

2．構　成

本マニュアルは、下記のとおりＡ、Ｂ、Ｃ 及び 別冊チェックリストの４部構成である。

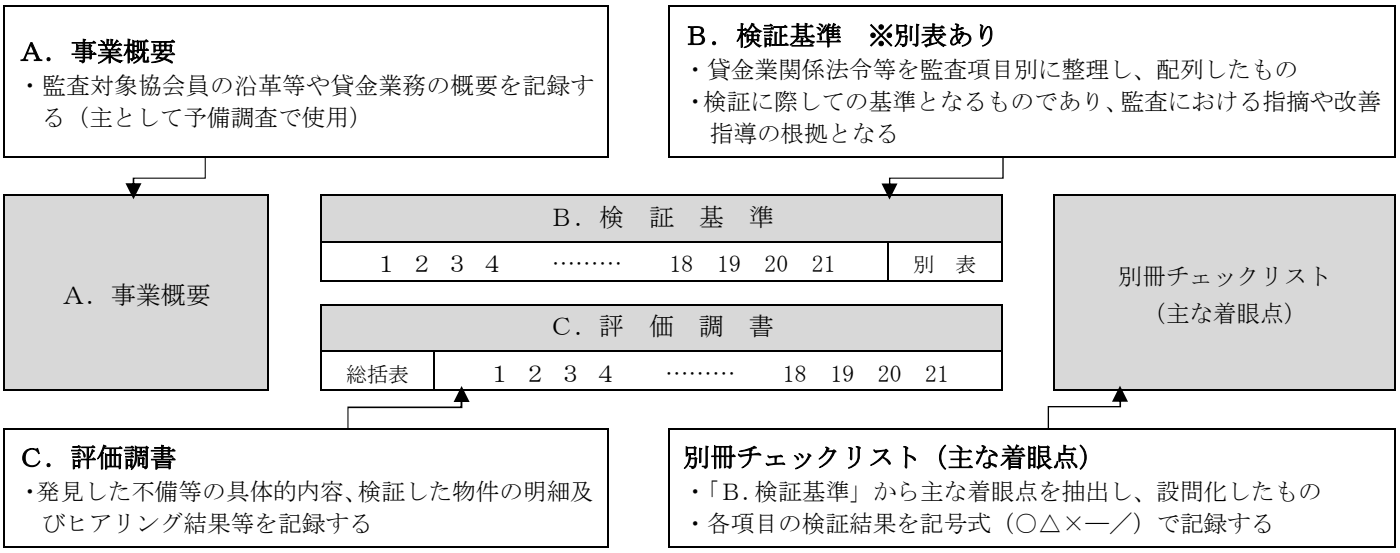

3．監査手続との関係

本マニュアルの使用場面は下記のとおり。

監査手続	補　足　説　明	主に用いるマニュアル
予備調査	・役職員へのヒアリングや資料の閲覧により、業務方法等を確認する ・本調査で点検すべき文書等やヒアリングの相手方を特定する	Ａ、Ｃ
本 調 査	・現物点検やヒアリングなどにより、法令等遵守状況を検証する ・実務運用に不備がある場合は、内部管理態勢を掘り下げて検証する	Ｂ、Ｃ 別冊チェックリスト
評　　価	・別冊チェックリスト（主な着眼点）を用いて検証項目の評価を行う ・協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努める	Ｂ、Ｃ 別冊チェックリスト
指摘・指導	・問題の発生原因を踏まえた的確な指摘・指導に努める ・指摘事項については「確認書」を作成し、事実関係の明確化を図る	Ｂ、Ｃ

４．留意事項

・「B.検証基準」では、法令等の規定に次のマークを付している。

■　法　令

●　自主規制規則（本協会の定款、自主規制基本規則、その他の規則）

□　貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁）、関連ガイドライン　等

・■ ● の規定については、現物点検等により、その遵守状況を検証する(訓示規定等を除く)。

※ 検証範囲については、協会員の規模や業務内容等を踏まえて定めることとする。

・□ の規定については、内部管理態勢を検証・評価する際に留意するものとする。

※ 監督指針の各着眼点は、協会員の規模や業務内容等を踏まえて適用することとし、機械的・画一的な運用に陥らないようにすること。

(参考)「貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－２－１」

本監督指針の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合であっても、当該貸金業者の規模や特性などからみて、資金需要者等の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

・「B.検証基準」は、貸金業に関係するすべての法令等を網羅的に掲載したものではない。

監査員は、必要に応じ、ここに掲載されていない貸金業法等の規定の遵守状況についても検証する。

・「A.事業概要」「C.評価調書」「別冊チェックリスト(主な着眼点)」は、監査調書として保存する。

【 凡　例 】

・貸金業法 ： 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）
・施行令 ： 貸金業法施行令（昭和５８年政令第１８１号）
・施行規則 ： 貸金業法施行規則（昭和５８年大蔵省令第４０号）
・個人情報保護法 （保護法） ： 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
・個人情報保護法施行令 ： 個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）
・個人情報保護法施行規則 ： 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）
・犯罪収益移転防止法 （犯収法） ： 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）
・犯罪収益移転防止法施行令 ： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成２０年政令第２０号）
・犯罪収益移転防止法施行規則 ： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
（平成２０年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）
・利息制限法 （利限法） ： 利息制限法（昭和２９年法律第１００号）
・出資法 ： 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）
・民法 ： 民法（明治２９年法律第８９号）
・独立行政法人住宅金融支援機構法 ： 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）
・自主規制（自主規制基本規則） ： 日本貸金業協会 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」
・協会定款 ： 日本貸金業協会 「定款」
・協会定款施行規則 ： 日本貸金業協会「定款の施行に関する規則」
・監査に関する業務規則 ： 日本貸金業協会「監査に関する業務規則」
・社内規則策定細則 ： 日本貸金業協会「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」
・社内規則策定ガイドライン、個別ガイドライン ： 日本貸金業協会「社内規則策定ガイドライン」「個別ガイドライン」
・監督指針 ： 金融庁 「貸金業者向けの総合的な監督指針」
・通則ガイドライン ：個人情報保護委員会 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」
・仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」
・金融分野ガイドライン ：個人情報保護委員会・金融庁 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」
・マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン：金融庁 「ﾏﾈｰ･ﾛｰﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ及びﾃﾛ資金供与対策に関するガイドライン」

A. 事　業　概　要

【留意事項】

・提出を受けた「事前確認の質問書」を保管することにより、本調書の作成に代えることができる。
（役職員へのヒアリングや関連資料の閲覧により、内容の正確性を確保すること）

1. 沿 革 等

1-1.沿革　　※会社設立、貸金業登録、営業所等の設置・廃止等を記入する【別紙添付可】

1-2.主な役員略歴　　※代表者および貸金担当役員の氏名・役職・略歴を記入する【別紙添付可】

1-3.主な株主　　※株主の氏名又は名称、持株比率を記入する(個人登録の場合は記入不要)【別紙添付可】

1-4.主な資金調達先　　※主な資金調達先の名称を記入する【別紙添付可】

1-5.親会社・関連会社・系列等　　《記入例》親会社　○○株式会社(○○県○○市、○○業)

1-6.貸金業以外に営む事業　　《記入例》○○業(全売上高に占める構成比 約○%)

※貸金業の売上構成比(全売上高に占める割合) 約　　%

1-7.加盟団体等

(1)契約している指定紛争解決機関　　※該当するものに☑する

	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター		加入していない

(2)加入している指定信用情報機関　　※該当するものに☑する(複数選択可)

	日本信用情報機構		シー・アイ・シー		加入していない

(3)貸金業協会以外の加盟団体　　《記入例》○○協会

(4)貸金業以外の許認可･登録　　《記入例》○○業登録　○○県知事(○)第○○号

2. 貸 金 業 務

2-1.営業所等･役職員等･貸金業務取扱主任者等

(1)営業所等

有人営業所・事務所		箇所
自社設置	自動契約受付機	箇所
	現金自動設備	箇所
代理店		箇所

(2)提携先現金自動設備　※提携先を記入する

(3)役職員等

役員	役員	名
	(このうち常勤役員)	名
職員	職員	名
	パート・アルバイト	名
合計	役職員数合計	名
	(このうち貸金業務従事者)	名

※個人登録業者の場合、役員欄、職員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する

(4)貸金業務取扱主任者等

設置済の貸金業務取扱主任者	名
氏名	
登録済の主任者(設置済を除く)	名
氏名	
重要な使用人	名
氏名	

※「氏名」欄には該当者の氏名及び役職名を記載する(複数いる場合は1名のみ記載で可)

2-2.営業状況

(1)貸付金の種別残高(　　年　　月　　日現在)

※できるだけ直近の計数を記入する　※「約定金利帯」は、直近1年間の実績値を記入する

貸付商品構成	口座数	貸付残高	残高構成比	約定金利帯(下限～上限)
消費者向無担保	件	百万円	%	%～　%
消費者向有担保	件	百万円	%	%～　%
事業者向無担保	件	百万円	%	%～　%
事業者向有担保	件	百万円	%	%～　%
手形割引	件	百万円	%	%～　%
関係会社向	件	百万円	%	%～　%
合計	件	百万円		

(2)申込受付状況(現在の状況)

※該当するものに☑する

	新規･既存客の借入申込を受付している
	既存客に限って借入申込を受付している
	新規客に限って借入申込を受付している
	一切の申込受付を停止している

(3)借入申込･契約締結の状況

※直近6か月間の合計件数を記入する

(カード会社は極度方式基本契約の締結数を記入)

	新規客	既存客
借入申込	件	件
貸付契約	件	件

(4)延滞状況(　　年　　月　　日現在)

延滞期間	件　数	延 滞 残 高
～　月	件	百万円
～　月	件	百万円
～　月	件	百万円
月超	件	百万円
合　計	件	百万円

(5)過払利息返還状況(直近2期分)

決 算 期	年　月期	年　月期
支 払 額	百万円	百万円
元本相殺額	百万円	百万円
合　計	百万円	百万円

※支払額 :過払利息を実際に支払った額 を記入する
元本相殺額 :元本と相殺した額を記入する

2-3.貸金業務の実施方法　　※直近1年間の状況について、該当するものに☑する(複数選択可)

(1)契約の相手方

	個人(消費者)
	個人(事業者)
	法人
	関係会社、およびその従業員
	その他(　　)

(2)契約の種類

	証書貸付
	極度方式契約(カード発行あり)
	極度方式契約(カード発行なし)
	商業手形割引
	金銭の貸付けの媒介
	その他(　　)

(3)申込形態(借入申込の経路)

	来店
	電話
	郵送
	インターネット
	無人契約受付機
	他社からの媒介
	その他(　　)

(4)貸付けの実行方法

	手渡し
	銀行振込 (振込料の負担者(該当に○) 顧客・当社)
	現金自動設備
	その他(　　)

(5)元本・利息以外の金銭の受領

	受領していない	
	印紙代など公租公課に充当する金銭	利息とみなされないものに限る
	公の機関の手続費用に充当する金銭	
	ATMなどの機械利用料	
	カードの再発行手数料	
	利息とみなされる金銭を受領している	
	該当するものに○　事務手数料　調査料　訪問費	
	その他 (　　)	

(6)保証契約

	取り扱っていない
	第三者保証
	法人代表者・常勤役員による保証
	保証会社による保証
	その他(　　)

(7)物的担保

	取り扱っていない
	不動産担保
	債権担保
	有価証券担保(手形担保を含む)
	商品担保
	その他(　　)

(8)総量規制の除外貸付け ※施行規則10条の21第1項

	取り扱っていない
	不動産購入資金・リフォーム資金(1号)
	上記目的のつなぎ資金(2号)
	自動車購入資金(3号)
	高額医療費(4号)
	有価証券担保(5号)
	不動産担保(居宅を除く)(6号)
	売却予定の不動産(売却返済)(7号)
	手形割引(融通手形を除く)(8号)
	金融商品取引業者の有価証券担保(8号)
	媒介契約(8号)

(9)総量規制の例外貸付け ※施行規則10条の23第1項

	取り扱っていない
	顧客に一方的に有利となる貸付け(1号)
	段階的に減らすための借換え(1号の2)
	緊急医療費(2号)
	特定緊急貸付け(2号の2)
	配偶者貸付け(3号)
	個人事業者への貸付け(4号)
	開業予定者への貸付け(5号)
	金融機関のつなぎとして行う貸付け(6号)

2-4.業務運営体制

(1)社内規則　※該当するものに☑するとともに、社内規則の直近改訂時期を記入する

	当協会ガイドラインに準拠した社内規則		当社独自で策定した社内規則

(社内規則の直近改訂時期　　年　　月)

(2)法令等遵守に係る担当部門(者)　※各部門の担当部署(または担当者)を記入する

内部管理部門(者)	内部監査部門(者)	教育担当部門(者)

(3)内部監査態勢　※該当するものに☑する(複数選択可)

	内部監査を実施		外部監査を実施		親会社による監査
	自己検証を実施（一人会社）		その他の方法による		実施していない

2-5.反社会的勢力に関するデータベース構築　※該当するものに☑する(複数選択可)

	日本貸金業協会の特定情報照会サービス(委託先:日本信用情報機構)を利用している
	業界団体等(日本クレジット協会など)が提供する反社情報を利用している
	全国暴力追放運動推進センターが提供する反社情報を利用している
	特定情報照会サービスと同等の反社情報を自ら収集・蓄積し利用している
	特定情報照会サービスと同等の反社情報をグループ内で共有し利用している
	未対応 又は 対応を検討中

2-6.各種業務の実施状況(直近1年間の実績)

※該当するものに☑する。ただし、いずれも貸金業務に関するものに限る

外部委託		実施している		実施していない
疑わしい取引の届出		届出をした		届出していない
苦情の申出		苦情の申出を受けた		受けていない
勧誘行為		実施している		実施していない
広告の実施		実施している		実施していない
電磁的方法による書面提供		利用している		利用していない
マンスリーステートメント		利用している		利用していない
債権譲渡		譲渡した		譲渡していない
債権譲受		譲受した		譲受していない
営業店登録		出店(移転)した		出店(移転)していない

2-7.行政立入検査

(1)直近の行政立入検査　※該当するものに☑するとともに、検査日も記入する

	年　月　日～　年　月　日		立入検査を受けていない

(2)当協会への「立入検査に係る届出書」「法令等違反に係る届出書」「検査結果通知書(写)」の提出

※該当するものに☑する

立入検査に係る届出書		届出済み		届出未了		該当しない
法令等違反に係る届出書		届出済み		届出未了		該当しない

※財務局登録業者の場合、該当するものに☑する

検査結果通知書(写)		提出済み		提出未了		該当しない

B.　検　証　基　準

【留意事項】

・「B．検証基準」では、法令等の規定に次のマークを付している。

■　法　令

●　自主規制規則（本協会の定款、自主規制基本規則、その他の規則）

□　貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁)、関連ガイドライン　等

・ ■ ● の規定については、現物点検等により、その遵守状況を検証する（訓示規定等を除く)。

※ 検証範囲については、協会員の規模や業務内容等を踏まえて定めることとする。

・ □ の規定については、対象業務の管理態勢を検証・評価する際に留意するものとする。

※ 監督指針の各着眼点は、協会員の規模や業務内容等を踏まえて適用することとし、機械的・画一的な運用に陥らないようにすること。

・ マニュアル間の連携性を高めるため、

「別冊チェックリスト（主な着眼点)」の項目番号を、該当条文の横に【着眼点】○．○ のように表示した。

また、関連する別表を、該当条文の横に【別表】○ のように表示した。

【一覧表】金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドライン」との対照表

※「B. 検証基準」の監査項目が、金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドライン」のどの項目に関連しているかを整理したもの

「B.検証基準」 監査項目		金融庁 「貸金業者向けの総合的な監督指針」	本協会 「社内規則策定ガイドライン」
1	経営管理等	Ⅱ-1 経営管理等 Ⅱ-2-8 不祥事件に対する監督上の対応	1 経営管理等
2	1. 法令等遵守態勢	Ⅱ-2-1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等	2 法令等遵守態勢
	2. 監督行政庁・貸金業協会への届出等	Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続	―
3	反社会的勢力による被害の防止	Ⅱ-1 経営管理等《抄》 Ⅱ-2-6 反社会的勢力による被害の防止	2の2 反社会的勢力による被害の防止
4	顧客等に関する情報管理態勢	Ⅱ-2-2 顧客等に関する情報管理態勢	3 個人顧客情報の安全管理措置等
5	外部委託	Ⅱ-2-3 外部委託	4 外部委託
6	取引時確認、疑わしい取引の届出	Ⅱ-2-5 取引時確認、疑わしい取引の届出	5 取引時確認等の措置等
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢	Ⅱ-2-7 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)	6 相談及び助言の対応態勢 7 苦情及び紛争等の対応態勢
8	貸金業務取扱主任者	Ⅱ-2-9 貸金業務取扱主任者	8 貸金業務取扱主任者
9	禁止行為	Ⅱ-2-10 禁止行為等	9 禁止行為
10	利息・保証料等に係る制限等	Ⅱ-2-12 利息、保証料等に係る制限等	9の2 利息・保証料等に関する制限等
11	契約に係る説明態勢	Ⅱ-2-11 契約に係る説明態勢	10 契約に関する説明
12	1. 過剰貸付けの防止	Ⅱ-2-13 過剰貸付けの禁止	11 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。)
	2. 個人信用情報の提供等	Ⅱ-2-14 個人信用情報の提供等	
13	広告に関する規制	Ⅱ-2-15 広告規制	12 広告の取扱い
14	書面の交付義務	Ⅱ-2-16 書面の交付義務	13 書面の交付義務
15	取立行為規制	Ⅱ-2-19 取立行為規制	14 取立て行為
16	1. 帳簿の備付け等	Ⅱ-2-17 帳簿の備付け等 Ⅱ-2-18 帳簿の閲覧、謄写	15 取引履歴の開示
	2. 証明書の携帯等	Ⅱ-2-9 貸金業務取扱主任者《抄》	―
17	債権譲渡等	Ⅱ-2-20 債権譲渡等	16 債権譲渡等
18	営業店登録	―	17 営業店登録
19	過払金支払	Ⅱ-2-7-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立《抄》	18 過払金支払
20	システムリスク管理態勢	Ⅱ-2-4 システムリスク	19 システムリスク管理態勢
21	非営利特例対象法人	Ⅱ-2-21 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について	―

【検証基準】 1. 経営管理等

掲載条文	■ 貸金業法	:	1条 2条（施行令1条の2） 12条の2（施行規則10条の2～10条の6）
	● 自主規制	:	1条、4条、5条　［第1章 総則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-1 経営管理等 Ⅱ-2-8 不祥事件に対する監督上の対応

■ 貸金業法　第1条（目的）

この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

■ 貸金業法　第２条（定義）

1 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 国又は地方公共団体が行うもの

二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

4 この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。

5 この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう。

6 この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債務者等をいう。

7 この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。

8 この法律において「極度方式貸付け」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。

9 この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。

10 この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。

11 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

12 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。

17 この法律において「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。

18 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者をいう。

19 この法律において「貸金業務」とは、貸金業者が営む貸金業の業務をいう。

20 この法律において「苦情処理手続」とは、貸金業務関連苦情（貸金業務に関する苦情をいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の四十九において同じ。）を処理する手続をいう。

21　この法律において「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の五十から第四十一条の五十二までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

22　この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

23　この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう。

■ 施行令　**第１条の２（貸金業の範囲からの除外）**

法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）

イ　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の組合

ロ　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の労働組合

二　次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）

イ　公益社団法人及び公益財団法人

ロ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人

三　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

四　貸付けを業として行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品取引所の会員等（会員又は同条第十六項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。）たる法人であつて、かつ、当該商品取引所の他の会員等に対する貸付け以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもので金融庁長官の指定するもの

五　コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人

六　貸付けを業として行う会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、かつ、次に掲げる他の会社等に対する貸付け（ロ及びハに掲げる他の会社等に対する貸付けにあつては、当該他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

イ　当該会社等を含む同一の会社等の集団（一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する会社等その他の当該会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。）の集団をいう。以下イにおいて同じ。）に属する他の会社等（当該会社等を含む同一の会社等の集団に属さないこととなつた他の会社等（当該同一の会社等の集団に属さないこととなつた日において当該同一の会社等の集団に属していた期間が一年を経過していないものを除く。）であつて、当該同一の会社等の集団に属さないこととなつた日から一年を経過しないものを含む。）

ロ　当該会社等がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有する他の会社等であつて、当該会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

ハ　当該会社等の親会社等（会社等の総株主又は総出資者の議決権の全部を保有する会社等をいう。）がその総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有する他の会社等であつて、当該親会社等を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

七　外国の会社等であつて、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に対する貸付け（当該会社等が外国において当該非居住者と締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けであつて、金銭の貸付けに用いるため当該会社等から当該非居住者に交付されたカードのうちクレジットカード（それを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードをいい、当該会社等が発行するものに限る。）としての機能を併せ有するものにより当該非居住者が現金自動支払機その他の機械を利用して金銭を受領するものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

■ 貸金業法　第 12 条の２（業務運営に関する措置）

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の２（個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等）**

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため

に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 2 の 2（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）**

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 3（返済能力情報の取扱い）**

貸金業者は、信用情報に関する機関（資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十二条の二、第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 4（特別の非公開情報の取扱い）**

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 5（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）**

貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五　貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

■ 施行規則　**第 10 条の 6（社内規則等）**

貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

[自主規制　第 1 章　総則]

● 自主規制　**第 1 条（目的）**

この規則は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 32 条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

● 自主規制　**第 4 条（経営管理）**

協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

● 自主規制　**第 5 条（業務の透明性の確保）**

協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

□ 監督指針　　Ⅱ－1 経営管理等

【着眼点】
1.1

貸金市場が健全な発展を実現していくためには、貸金業者の経営陣（代表者、取締役会のほか代表者等で構成される経営に関する事項を決定する組織等をいう。以下同じ。）が率先して法令等遵守態勢の整備等に努めるなど、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。

貸金業者の監督に当たっては、経営陣が健全な業務運営の実現に配慮し、指揮・監督機能を適切に発揮して、与えられた責務を全うしているか、法令等遵守を重視する企業風土を醸成する責任を果たしているかといった観点等に留意するものとする。

また、上場会社は、金融商品取引所の規程において、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されていることを踏まえ、上場会社である貸金業者については、例えば、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めているかといった観点にも併せて留意するものとする。

なお、監督に当たっては、貸金業者の自主性を尊重するとともに、貸金業者に対しては専業規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該貸金業者の業務運営の実態を踏まえて対応する必要がある。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
1.1

① 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取組んでいるか。

（注）本監督指針でいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

② 経営陣は、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制や営業店長の権限に応じた監視などについて、内部管理部門が顧客対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング検証及び改善策の策定等を行う態勢を整備しているか。

【着眼点】
1.3

③ 経営陣は、貸金業務に関する内部監査部門による内部監査（以下「内部監査」という。）の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。

④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、貸金業者に対する公共の信頼を維持し、貸金業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ－1において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。

さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

【着眼点】
1.2

⑤ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。

【着眼点】
1.3

⑥ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

なお、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者、又は貸金業の業務に従事する者が1名で且つ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者においては、これらの者が法に規定された主任者（法第 24 条の 25 第1項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。）であることをかんがみ、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。

イ. 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

ロ. 協会が、協会に加入している貸金業者（以下「協会員」という。）に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

ハ. 自己の行う貸金業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。

a. 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。

b. 自己検証を実施するに際し、別添自己検証リストに基づき自社の社内規則等を参考に自己検証項目を設定しているか。

c. 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。

d. 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－8 不祥事件に対する監督上の対応

施行規則第 26 条の 25 第1項第4号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。

なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。

・貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等。
・貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為。
・その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
1.4

① 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、貸金業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

イ. 社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告。
ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。
ハ. 独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査・解明の実施。

【着眼点】
1.4

② 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

イ. 不祥事件の発覚後の対応は適切か。
ロ. 不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか。
ハ. 不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか。
ニ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
ホ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか。
ヘ. 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か。

【検証基準】 2. 法令等遵守態勢（監督行政庁･貸金業協会への届出等を含む）

【 2-1 】法令等遵守態勢

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	12条の2（施行規則10条の6）
	● 自主規制	:	3条　［第1章 総則］
			10条、11条［第2章第2節 貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

■ 貸金業法　第 12 条の 2（業務運営に関する措置）

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 6（社内規則等）

【着眼点】
2.1
2.2

貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

［自主規制 第 1 章 総則］

● 自主規制　第 3 条（法令遵守等）

1 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年金融庁告示第 3 号）、「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を遵守するほか、第 2 章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。
2 協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。
3 協会員は、前 2 項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。
4 協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

［自主規制 第 2 章第 2 節 貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則］

● 自主規制　第 10 条（目的）

本節の定めは、協会員が法第 1 2 条の 2 の規定に従い、貸金業の業務の適切な運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

● 自主規制　第 11 条（社内態勢整備）

【着眼点】
2.1
2.2

1 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。
⑴ 経営管理等
⑵ 法令等遵守態勢
⑵ の 2 反社会的勢力による被害の防止
⑶ 個人顧客情報の安全管理措置等
⑷ 外部委託

⑸ 取引時確認等の措置（ 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置
⑹ 相談及び助言の対応態勢
⑺ 苦情及び紛争等の対応態勢
⑻ 貸金業務取扱主任者
⑼ 禁止行為
⑼ の２ 利息・保証料等に関する制限等
⑽ 契約に関する説明
⑾ 過剰貸付けの防止（ 個人信用情報の提供等を含む。）
⑿ 広告の取扱い
⒀ 書面の交付義務
⒁ 取立て行為
⒂ 取引履歴の開示
⒃ 債権譲渡等
⒄ 営業店登録
⒅ 過払金支払
⒆ システムリスク管理態勢

２ 非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）第５条の６第２項に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

３ 中小企業・小規模事業者等との貸付けの契約を行う協会員については、「経営者保証ガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

○「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」について　※同細則第1条より抜粋

・ 本細則は、協会員による適切な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るうえで必要な社内態勢整備として、自主規制基本規則第11条で定める各事項の留意点及び必要事項を定めるものとする。
・ 協会員が本細則の各事項に対応した社内規則等を整備するための参考として、「社内規則策定ガイドライン」を別に定めている。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。

（注）本監督指針でいう「法令及び社内規則等」には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表したものをいう。以下同じ。）が含まれる。

また、貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。

【着眼点】
2.1

なお、社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる。

また、本監督指針の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合であっても、当該貸金業者の規模や特性などからみて、資金需要者等の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか。特に、業績評価や人事考課等において収益目標（ノルマ）に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているか。また、これらの方針等は役職員に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。

② 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容となっているか。

③ 法令及び社内規則等に則った適切な業務運営が行われているか、不適切な取扱いについて速やかに改善

しているか。

④ 主任者の機能や主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか（Ⅱ－２－９ 貸金業務取扱主任者を参照）。

【 2-2 】監督行政庁･貸金業協会への届出等

掲載条文	■	貸金業法	： 4条 6条（施行令3条の2） 8条 24条の6の2（施行規則26条の25） 24条の6の9 24条の6の10《抄》
	●	協会定款	： 12条（協会定款施行規則5条、6条） 13条、14条（監査に関する業務規則5条、10条、11条、12条）

■ 貸金業法　　第 4 条（登録の申請）

1　前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称

五　営業所又は事務所の名称及び所在地

六　営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。）の氏名及び登録番号

七　その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

八　業務の種類及び方法

九　他に事業を行つているときは、その事業の種類

2　前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

三　個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

四　営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し

五　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

■ 貸金業法　　第 6 条（登録の拒否）

1　内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

四　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七　貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

八　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十　個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三　営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者

十四　純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）

十五　貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六　他に営む業務が公益に反すると認められる者

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

3　第一項第十四号の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

4　第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

■ 施行令　**第 3 条の 2（貸金業者の最低純資産額）**

法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

■ 貸金業法　第 8 条（変更の届出）

【着眼点】
2.3

1　貸金業者は、第四条第一項各号（第五号及び第七号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号のいずれかに該当することとなる場合を除く）は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第八号から第十号まで、第十三号又は第十六号のいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3　第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

■ 貸金業法　第 24 条の 6 の 2（開始等の届出）

【着眼点】
2.3

貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一　貸金業（貸金業の業務に関してする広告若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。第二十四条の六の六第一項第二号において同じ。）を開始し、休止し、又は再開したとき。

二　指定信用情報機関と信用情報提供契約（第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。）を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

三　第六条第一項第十四号に該当するに至つたことを知つたとき。

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

■ 施行規則　**第 26 条の 25（開始等の届出）**

【着眼点】
2.3

1　法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第六条第一項第一号、第四号から第七号まで又は第十三号に該当することとなつた場合

二　貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第二十六条の二十七第三号において「法定代理人」という。）、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号又は第四号から第七号までに該当するこ

ととなつた事実を知つた場合
三　貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合（法令の規定により法第二十四条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）
四　役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があつたことを知つた場合
五　特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常の条件とすることとなつた場合
六　第三者に貸金業の業務の委託を行つた場合又は当該業務の委託を行わなくなつた場合
七　貸金業協会に加入又は脱退した場合
2　貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

■ 貸金業法　第 24 条の 6 の 9（事業報告書の提出）

【着眼点】
2.3

貸金業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

■ 貸金業法　第 24 条の 6 の 10（報告徴収及び立入検査）《抄》

【着眼点】
2.3

1　内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。
2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

● 協会定款　第 12 条（届出及び報告事項）

【着眼点】
2.4

協会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

● 協会定款施行規則　第 5 条（届出事項）

定款第 12 条に規定する協会員の届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
（1）他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
（2）分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。
（3）他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき　。
（4）破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
（5）破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。
（6）法第 24 条の 6 の 3 の規定により、業務改善命令を受けたとき。
（7）法第 24 条の 6 の 4 の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたとき。
（8）法の規定により罰金の刑を受けたとき。
（9）法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
（10）協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
（11）前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

● 協会定款施行規則　第 6 条（報告事項）

定款第 12 条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
（1）法第 7 条に規定する登録換えをしたとき。
（2）法第 8 条に規定する変更の届出を行ったとき。
（3）法第 10 条第 1 項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
（4）法第 24 条の 6 の 2 各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
（5）法第 24 条の 6 の 9 に規定する事業報告書を作成したとき。
（6）法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
（7）前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

● 協会定款　第 13 条（資料の提出等）

【着眼点】
2.4

1　本協会は、必要があると認めるときは、協会員に対し、当該協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに当該 協会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
2　協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

● 協会定款　第 14 条（監 査）

1 本協会は、「監査に関する業務規程 」で定めるところにより、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。
2 協会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。

● 監査に関する業務規則　第 5 条（監査員の権限）

監査員は、協会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書類及び担保物等の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

● 監査に関する業務規則　第 10 条（協会員の改善状況等の報告）

協会員は、本協会から監査の結果を業務改善に活用する態勢の整備等について報告を求められた場合は、本協会が指定する期日までにその改善状況等に関する報告書を提出しなければならない。

● 監査に関する業務規則　第 11 条（監督官庁との連携）

1 本協会は、適切かつ効率的な監査を行う観点から、監督官庁と密接な連携を図るため、以下の事項について、原則として四半期ごとに意見交換等を行うものとする。
⑴ 監査上の留意事項等
⑵ 年度監査計画に基づく監査対象協会員等
⑶ 監査の結果及び協会員からの改善状況等

【着眼点】
2.4

2 本協会は、監督官庁が法に基づく検査を実施し、当該検査の結果について、被検査協会員に検査結果通知書を交付したときは、被検査協会員に当該検査結果通知書の写しを提出させるものとする。

● 監査に関する業務規則　第 12 条（検査結果通知書（写し）の取扱い）

1 本協会は、前条第 2 項により、協会員から提出を受けた検査結果通知書（写し）及び当該通知書に基づき本協会が作成した文書等については、当該通知書の重要性等に鑑み、「情報取扱規程」第 5 条第 1 項⑴の規定に基づく「極秘文書」（最小限の担当者以外の目や耳に触れる可能性を極限まで排除すべきもの。）として、秘密保持などその取扱いに十分留意するものとする。
2 前項の規定を確保するため、検査結果通知書（写し）を提出した協会員であるか否かを問わず、各協会員と利害関係を有する役職員（現に協会員又はその関係機関に所属している者）については、当該通知書に関して、閲覧を含む、一切の関与（目や耳に触れる可能性）を認めないものとする。

○検査結果通知書（写し）の提出について　※財務（支）局長登録の協会員のみ対象

（1）「監査に関する業務規則」の一部改正と検査結果通知書（写し）の提出について
（平成26年9月16日付、日金協（規）第26-12号通知）

・ 財務局の立入検査を受け、検査結果通知書を交付された協会員に対して、当該検査結果通知書（写し）について協会への提出を求めるため、「監査に関する業務規則」の一部改正を行った（平成26年9月11日施行）。

・「監査に関する業務規則」の一部改正に伴い、協会員は今後、財務局が実施した立入検査に係る検査結果通知書の交付を受けたときは、当該検査結果通知書の写しを本協会（規律審査部）に提出することになった。

（2）検査結果通知書（写し）の提出について ～提出時における手続きの変更～
（平成28年4月4日付、日金協（規）第28-01号通知）

・ 今般、金融庁は、日本貸金業協会を「検査部局の事前の承諾なく検査結果通知書を開示できる者」として指定し、この旨を記載した書面が、検査結果通知書と合わせて各財務（支）局から被検査協会員に交付されることになった。

・ これにより、協会員において個別の承認を得る必要がなくなったので、財務（支）局から検査結果通知書の交付を受けたときは、ただちに当該検査結果通知書の写しを日本貸金業協会に提出する必要がある。

・ ただし、日本貸金業協会を開示できる者とする旨の書面が交付されていない協会員については従前どおり、個別に財務（支）局の承認を得る必要がある。

【検証基準】 3. 反社会的勢力による被害の防止

掲載	□　監督指針　　：　Ⅱ-1 経営管理等 《抄》 Ⅱ-2-6 反社会的勢力による被害の防止

□ 監督指針　Ⅱ－1 経営管理等 《抄》

(1) 主な着眼点

【着眼点】
3.1

④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、貸金業者に対する公共の信頼を維持し、貸金業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年6月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ－1において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。
さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

□ 監督指針　Ⅱ－2－6 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む貸金業者においては、貸金業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより貸金業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年6月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって貸金業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

（平成 19 年6月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）
①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
　○組織としての対応
　○外部専門機関との連携
　○取引を含めた一切の関係遮断
　○有事における民事と刑事の法的対応
　○裏取引や資金提供の禁止
②反社会的勢力のとらえ方
　暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(1) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

【着眼点】
3.2

① 組織としての対応
　反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、貸金業者単体のみならず、貸金業における反社会的勢力との関係遮断のため、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社（信販会社等）との提携により貸付けを行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。
② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

【着眼点】
3.3

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ．反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該貸金業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

ロ．反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ハ．反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

③ 適切な事前審査の実施

【着眼点】
3.4

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン（４者型）（注）については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、貸金業者が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。

（注）提携ローン（４者型）とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に貸金業者が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう。

【着眼点】
3.4

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

【着眼点】
3.5

イ．反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ．平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ハ．事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。

ニ．いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

イ．反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ．反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

ハ．反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

ニ．反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

【検証基準】 4. 顧客等に関する情報管理態勢

掲載条文	■ 貸金業法　：　12条の2（施行規則10条の2、10条の2の2、10条の3、10条の4） □ 監督指針　：　Ⅱ-2-2 顧客等に関する情報管理態勢 ■ 個人情報保護法　：　1条　（金融分野ガイドライン1条） 2条、16条（通則ガイドライン2-1～2-9・2-14～2-19、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン2-1-1、2-1-2、3-1-1、3-1-2） 3条　（金融分野ガイドライン20条） 17条（金融分野ガイドライン2条） 18条（金融分野ガイドライン3条、4条） 19条 20条（金融分野ガイドライン5条） 21条（金融分野ガイドライン6条） 22条（金融分野ガイドライン7条） 23条（金融分野ガイドライン8条） 24条（金融分野ガイドライン9条） 25条（金融分野ガイドライン10条） 26条（個人情報保護法施行規則7条～10条、金融分野ガイドライン11条） 27条（金融分野ガイドライン12条） 28条 29条（個人情報保護法施行規則19条～21条） 30条（個人情報保護法施行規則22条～25条） 31条（金融分野ガイドライン14条） 32条（個人情報保護法施行令10条、金融分野ガイドライン15条） 33条（金融分野ガイドライン16条） 34条 35条 36条（金融分野ガイドライン17条） 37条（金融分野ガイドライン18条） 38条 39条 40条（金融分野ガイドライン19条）

■ 貸金業法　第 12 条の 2（業務運営に関する措置）

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 2（個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等）

【着眼点】
4.5

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 2 の 2（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 3（返済能力情報の取扱い）

貸金業者は、信用情報に関する機関（資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十二条の二、第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 4(特別の非公開情報の取扱い)**

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－2 顧客等に関する情報管理態勢

資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則(昭和 58 年大蔵省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 10 条の2、第 10 条の3及び第 10 条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく措置が確保される必要がある。

また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、貸金業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第 14 号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報(以下「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1)主な着眼点

【着眼点】 4.1

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制の確保を含む。)等を具体的に定めているか。特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。

② 法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築

【着眼点】 4.1

イ. 社内規則の周知・徹底

役職員が社内規則等に基づき、適切に顧客等に関する情報の管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

ロ. 顧客等に関する情報管理態勢に係る着眼点

【着眼点】 4.5

a. 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)、内部関係者による顧客等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の顧客等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。

また、特定役職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

b. 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

※ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報(法第2条第 13 項に規定する信用情報をいう。以下同じ。)についてはⅡ－2－14(1)③を参照。

ハ. 個人情報保護に関する着眼点

a. 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第 10 条の2に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

・金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置。

・実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置。

(役職員の監督について必要かつ適切な措置)

・金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置。

・実務指針Ⅱの規定に基づく措置。

b. 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その

他の特別の非公開情報（注）を、金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

イ．労働組合への加盟に関する情報。
ロ．民族に関する情報。
ハ．性生活に関する情報。
ニ．個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報
ホ．個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報
ヘ．犯罪により害を被った事実に関する情報
ト．社会的身分に関する情報

c. クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。

・ クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
・ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
・ 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。

ニ. 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る着眼点

a. 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。
b. 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、顧客等に関する情報管理の実効性が確保されているか。

④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 12 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得が図られているか。

イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である資金需要者等から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である資金需要者等が明確に認識できるような仕様としているか。

ロ. 過去に個人である資金需要者等から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である資金需要者等の同意を取得しているか。

ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である資金需要者等において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

ニ. 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

【以下、本節において「法」とは「個人情報保護法」を指す】

■ 個人情報保護法　第１条（目的）

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

□ 金融分野ガイドライン　第１条 目的等（法第1条関係）

1 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）及び個人情報の保護に

関する基本方針（平成 16 年4月2日閣議決定。第 20 条において「基本方針」という。）並びに関係法令を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎として、法第6条及び第9条に基づき、金融庁が所管する分野（以下「金融分野」という。）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第7号。以下「外国第三者提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）が適用される。

2 本ガイドライン中「～なければならない」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断され得る。

また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者においては、遵守に努めるものとする。

3 本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

4 金融分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、金融分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要である。

5 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン、関係法令及び本ガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

■ 個人情報保護法　第 2 条（定義）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二　個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

【着眼点】
4.4

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の

記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
一　行政機関
二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
三　独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）
四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）

■ 個人情報保護法　第 16 条（定義）

1 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一　国の機関
二　地方公共団体
三　独立行政法人等
四　地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

□ 通則ガイドライン 2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項関係）（抄）

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第 2 条第 1 項第 1 号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第 2 号）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

□ 通則ガイドライン 2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）（抄）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第 1 条及び規則第 2 条から第 4 条までに定めるとおりである。

政令第 1 条第 1 号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第 2 条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質
ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
ト 指紋又は掌紋
チ 組合せ

□ 通則ガイドライン 2-3 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）（抄）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第 27 条第 2 項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3-3-2（要配慮個人情報の取得）、3-6-1（第三者提供の制限の原則）、3-6-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

また、要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（3-5-3（個人情報保護委員会への報告）参照）。

(1)人種
(2)信条
(3)社会的身分
(4)病歴
(5)犯罪の経歴
(6)犯罪により害を被った事実
(7)身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第 2 条第 1 号関係）
(8)本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）
(9)健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）

(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)(政令第 2 条第 4 号関係)
(11)本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(政令第 2 条第 5 号関係)

□ 通則ガイドライン 2-4 個人情報データベース等(法第 16 条第 1 項関係)(抄)

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。
(1)不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
(2)不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
(3)生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

□ 通則ガイドライン 2-5 個人情報取扱事業者(法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係)

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等(別表第 2 に掲げる法人を除く。)及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。)を除いた者をいう。
ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。
また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。
なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

□ 通則ガイドライン 2-6 個人データ(法第 16 条第 3 項関係)(抄)

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

□ 通則ガイドライン 2-7 保有個人データ(法第 16 条第 4 項関係)(抄)

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て(以下「開示等」という。)に応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。
ただし、個人データのうち、次に掲げるものは、「保有個人データ」ではない。
(1)当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
(2)当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
(3)当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
(4)当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

□ 通則ガイドライン 2-8 個人関連情報(法第 2 条第 7 項関係)(抄)

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

□ 通則ガイドライン 2-9 個人関連情報取扱事業者(法第 16 条第 7 項関係)(抄)

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等(別表第 2 に掲げる法人を除く。)及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。)を除いた者をいう。

□ 仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-1 仮名加工情報(法第 2 条第 5 項関係)(抄)

「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

□ 仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-2 仮名加工情報取扱事業者(法第 16 条第 5 項関係)(抄)

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等(別表第 2 に掲げる法人を除く。)及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。)を除いた者をいう。

□仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-1-1 匿名加工情報(法第 2 条第 6 項関係)(抄)

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

□仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-1-2 匿名加工情報取扱事業者(法第 16 条第 6 項関係)(抄)

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等(別表第 2 に掲げる法人を除く。)及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。)を除いた者をいう。

□ 通則ガイドライン 2-14「本人に通知」

「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知に該当する事例】

事例 1)ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例 2)口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例 3)電子メール、FAX 等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

□ 通則ガイドライン 2-15「公表」

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々が知ることができるように発表すること)をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【公表に該当する事例】

事例 1)自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例 2)自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

事例 3)(通信販売の場合)通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載

□ 通則ガイドライン 2-16「本人の同意」

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提となる。)。

また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

事例 1)本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例 2)本人からの同意する旨の書面(電磁的記録を含む。)の受領

事例 3)本人からの同意する旨のメールの受信

事例 4)本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例 5)本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例 6)本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

□ 通則ガイドライン 2-17「提供」

「提供」とは、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この項において「個人データ等」という。)を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たる。

□ 通則ガイドライン 2-18 学術研究機関等(法第 16 条第 8 項関係)(抄)

「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

□ 通則ガイドライン 2-19「学術研究目的」(抄)

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

■ 個人情報保護法 第 3 条(基本理念)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 20 条 個人情報保護宣言の策定(法第 21 条及び第 32 条並びに基本方針関係)

【着眼点】
4.2

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。本ガイドラインにおいて「個人情報保護宣言」という。)を策定し、例えば、次に掲げる内容をインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表することとする。
① 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言
② 法第 21 条における個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明
③ 法第 32 条における開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明
④ 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口
2 個人情報保護宣言には、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。
① 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。
② 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。
③ 事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。
④ 個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること。
3 個人情報保護宣言は、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましく、そのための工夫として次に掲げる例が考えられる。
(例)
・ 階層構造(要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。)による表示
・ アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用
・ ポップアップによる同意取得

■ 個人情報保護法 第 17 条(利用目的の特定)

【着眼点】
4.3

1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

□ 金融分野ガイドライン 第 2 条 利用目的の特定(法第 17 条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。
1 金融分野における個人情報取扱事業者が、法第 17 条に従い利用目的を特定するに際して、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的では「できる限り特定」したものとはならない。利用目的は、提供する金融商品又はサービスを示した上で特定することが望ましく、次に掲げる例が考えられる。
(例)
・ 当社の預金の受入れ
・ 当社の与信判断・与信後の管理
・ 当社の保険の引受け、保険金・給付金の支払い
・ 当社又は関連会社・提携会社の金融商品・サービスの販売・勧誘
・ 当社又は関連会社・提携会社の保険の募集
・ 当社内部における市場調査及び金融商品・サービスの開発・研究
・ 特定の金融商品・サービスの購入に際しての資格の確認
2 金融分野における個人情報取扱事業者は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。
3 金融分野における個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載す

ることとする。この場合、事業者は取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる行為を行うべきではなく、本人は当該ダイレクトメールの発送等に係る利用目的を拒否することができる。

4 金融分野における個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を個人信用情報機関（個人の返済能力に関する情報の収集及び与信事業を行う個人情報取扱事業者に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）に提供する場合には、その旨を利用目的に明示しなければならない。さらに、明示した利用目的について本人の同意を得ることとする。

5 法第 17 条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」については、次に掲げる例が考えられる。

（許容例）

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

（認められない例）

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

■ 個人情報保護法　第 18 条（利用目的による制限）

【着眼点】
4.3

1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

□ 金融分野ガイドライン　第 3 条 同意の形式（法第 18 条、第 27 条、第 28 条及び第 31 条関係）

【着眼点】
4.3

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 18 条第1項及び第2項、第 27 条第1項、第 28 条第1項並びに第 31 条第1項第1号（金融分野における個人情報取扱事業者が個人関連情報取扱事業者から同項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。

なお、事業者があらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。

□ 金融分野ガイドライン　第 4 条 利用目的による制限（法第 18 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

法第 18 条第3項の場合の例としては、通則ガイドライン 3－1－5（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

① 法令（条例を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）に基づく場合

（例）

・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第8条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

・ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 210 条、第 211 条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目

的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

② 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を警察に提供する場合

なお、金融分野における個人情報取扱事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

■ 個人情報保護法　第 19 条（不適正な利用の禁止）

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

■ 個人情報保護法　第 20 条（適正な取得）

【着眼点】
4.4

1 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

□ 金融分野ガイドライン　第 5 条 機微（センシティブ）情報

【着眼点】
4.4

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第1項各号に掲げる者若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

① 法令等に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑤ 法第 20 条第2項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、法第 18 条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は法第 27 条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合

⑥ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑦ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑧ 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑨ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

2 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微（センシティブ）情報を、第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第 20 条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

4 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、法第 27 条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。
なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

■ 個人情報保護法　第 21 条（取得に際しての利用目的の通知等）

【着眼点】
4.4

1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

□ 金融分野ガイドライン　第 6 条 取得に際しての利用目的の通知等（法第 21 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1 金融分野における個人情報取扱事業者が行う法第 21 条第1項に定める「通知」については、原則として、書面によることとする。また、同項に定める「公表」については、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。

2 金融分野における個人情報取扱事業者は、与信事業に際して、法第 21 条第2項に従い、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得ることが望ましい。
なお、与信事業に際して、申込時に利用目的について本人の同意を得る場合、当該申込時に利用目的について同意を得た個人情報については法第 21 条第1項に基づく「通知又は公表」を要しないが、それ以降に取得する情報については、あらかじめ利用目的を公表していない限り、利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 法第 21 条第4項の場合の例としては、通則ガイドライン 3－3－5（利用目的の通知等をしなくてよい場合）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・ 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報及び業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより金融分野における個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・ 開発中の新サービス、営業ノウハウが明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合

・ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

■ 個人情報保護法　第 22 条(データ内容の正確性の確保等)

【着眼点】
4.5

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 7 条　データ内容の正確性の確保等(法第 22 条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。
金融分野における個人情報取扱事業者は、預金者又は保険契約者等の個人データの保存期間については契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする。

■ 個人情報保護法　第 23 条(安全管理措置)

【着眼点】
4.5

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 8 条　安全管理措置(法第 23 条関係)

【別　表】
1

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。

　当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

　例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

　なお、法第 23 条における「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、金融分野における個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、以下この条における「個人データ」には、当該個人情報も含まれることに留意する。

2 この条における「組織的安全管理措置」とは、個人データの安全管理措置について従業者(法第 24 条参照)の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の、個人情報取扱事業者の体制整備及び実施措置をいう。

3 この条における「人的安全管理措置」とは、従業者との個人データの非開示契約等の締結及び従業者に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業者を監督することをいう。

4 この条における「物理的安全管理措置」とは、個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。

5 この条における「技術的安全管理措置」とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

6 この条における「外的環境の把握」とは、外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。金融分野における個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

7 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(組織的安全管理措置)

⑴ 規程等の整備
- ① 個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- ② 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ③ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
- ④ 外部委託に係る規程の整備

⑵ 各管理段階における安全管理に係る取扱規程
- ① 取得・入力段階における取扱規程
- ② 利用・加工段階における取扱規程
- ③ 保管・保存段階における取扱規程
- ④ 移送・送信段階における取扱規程
- ⑤ 消去・廃棄段階における取扱規程
- ⑥ 漏えい等事案(漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。)への対応の段階における取扱規程

8 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

（組織的安全管理措置）
① 個人データの管理責任者等の設置
② 就業規則等における安全管理措置の整備
③ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
④ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
⑤ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
⑥ 漏えい等事案に対応する体制の整備

（人的安全管理措置）
① 従業者との個人データの非開示契約等の締結
② 従業者の役割・責任等の明確化
③ 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
④ 従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

（物理的安全管理措置）
① 個人データの取扱区域等の管理
② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

（技術的安全管理措置）
① 個人データの利用者の識別及び認証
② 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
③ 個人データへのアクセス権限の管理
④ 個人データの漏えい等防止策
⑤ 個人データへのアクセスの記録及び分析
⑥ 個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析
⑦ 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

■ 個人情報保護法　第 24 条（従業者の監督）

【着眼点】
4.5

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 9 条 従業者の監督（法第 24 条関係）

【別　表】
1

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 23 条及び第 24 条に従い、個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
　当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 この条における「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、事業者との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等）も含まれる。

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる体制整備等により、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

① 従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。

② 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた従業者の役割・責任の明確化及び従業者への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと。

③ 従業者による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び従業者における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること。

■ 個人情報保護法　第 25 条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 10 条 委託先の監督（法第 25 条関係）

【別　表】
1

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、法第 25 条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
　当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2「委託」には、契約の形態や種類を問わず、金融分野における個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、以下を実施すること。

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

■ 個人情報保護法　第 26 条（漏えい等の報告等）

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

■ 個人情報保護法施行規則　第 7 条（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三　不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

■ 個人情報保護法施行規則　第 8 条（個人情報保護委員会への報告）

1 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

一　概要

二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

四　原因

五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六　本人への対応の実施状況
七　公表の実施状況
八　再発防止のための措置
九　その他参考となる事項

2　前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3　法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一　個人情報保護委員会に報告する場合　電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）

二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合　別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

■ 個人情報保護法施行規則　第 9 条（他の個人情報取扱事業者への通知）

個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

■ 個人情報保護法施行規則　第 10 条（本人に対する通知）

個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 11 条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第 26 条等関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

1　金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3－5－3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第 150 条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、法第 170 条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等）に報告しなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。

2　金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態（前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、同項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。

①　その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
②　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（法第 41 条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

3　金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3－5－4（本人への通知）に従い、本人への通知等を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。

①　その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
②　その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
③　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

4　金融分野における個人情報取扱事業者は、第1項及び第2項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

①　事業所内部における報告及び被害の拡大防止
②　事実関係の調査及び原因の究明
③　影響範囲の特定
④　再発防止策の検討及び実施

また、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事態の事実

関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。

■ 個人情報保護法　第 27 条（第三者提供の制限）

【着眼点】
4.6

1　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
七　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
一　第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
二　第三者への提供を利用目的とすること。
三　第三者に提供される個人データの項目
四　第三者に提供される個人データの取得の方法
五　第三者への提供の方法
六　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
七　本人の求めを受け付ける方法
八　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3　個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4　個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 12 条 第三者提供の制限（法第 27 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 27 条第1項に従い、個人データの第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

① 個人データの提供先の第三者
② 提供先の第三者における利用目的
③ 第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報としては、次に掲げる例が考えられる。

（例）

・ 提供先の第三者の範囲や属性に関する情報

2 個人信用情報機関に対する提供

個人信用情報機関に対して個人データが提供される場合には、個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも情報が提供されることとなるため、個人信用情報機関に個人データを提供する金融分野における個人情報取扱事業者が本人の同意を得ることとする。

本人から同意を得るに当たっては、本人が、個人データが個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも提供されることを明確に認識した上で、同意に関する判断を行うことができるようにすることとする。このため、事業者は、同意を得る書面に、前項に定める事項のほか、個人データが当該機関の会員企業にも提供される旨の記載及び当該機関の会員企業として個人データを利用する者の表示を行うこととする。

「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の表示は、「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の外延を本人に客観的かつ明確に示すものであることが必要であり、会員企業の名称を記載する方法若しくは当該機関の規約等及び会員企業名を常時公表しているインターネットのホームページ（苦情処理の窓口の連絡先等、第 20 条の内容を記載したもの）のアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって示すことをいう。また、本人に表示する個人信用情報機関の規約等においては、機関の加入資格及び会員企業の外延が明確に示されるとともに、個人データの適正管理、情報の目的外利用の防止等の観点から、安全管理体制の整備、守秘義務の遵守及び違反に対する制裁措置等を明確に記載することが適切である。

なお、金融分野における個人情報取扱事業者は、個人信用情報機関から得た資金需要者の返済能力に関する情報については、当該資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用することのないよう、慎重に取り扱うこととする。

3 与信事業における法第 27 条第2項（オプトアウト）の規定の適用

金融分野における個人情報取扱事業者は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、法第 27 条第2項の規定を適用しないこととし、前項に従い本人の同意を得ることとする。

4 法第 27 条第5項第3号に定める通知等（共同利用の際の通知等）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 27 条第5項第3号に定める「通知」については、原則として、書面によることとする。

金融分野における個人情報取扱事業者による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同して利用する者を個別に列挙することが望ましい。また、共同して利用する者の外延を示すことにより本人に通知等する場合には、本人が容易に理解できるよう共同して利用する者を具体的に特定しなければならない。外延を示す具体例としては、

・ 当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の子会社
・ 当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の連結対象会社及び持分法適用会社

といった方法が適切である。

なお、法第 27 条第5項第3号は、同号に定める「個人データの管理について責任を有する者」以外の共同して利用する者における安全管理責任等を免除する趣旨ではないことに留意する。

■ 個人情報保護法　第 28 条（外国にある第三者への提供の制限）

1 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

○ EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて

※「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」より要約

- 個人情報保護委員会は、日EU間で相互の円滑な個人データ移転を図るため、法第 28 条に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEU及び英国を指定している。
- また、欧州委員会（当時離脱前の英国を含む）は、GDPR第 45 条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定し、日EU間で、個人の権利利益を高い水準で保護した上で相互の円滑な個人データ移転が図られることとなる。
- 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者によるEU域内から十分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、各国政府との協力の実施等に関する法の規定に基づき、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、「補完的ルール」）を策定した。
- EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについては、個人情報保護に関する法令及びガイドラインに加え、補完的ルールを遵守する必要がある。

■ 個人情報保護法　第 29 条（第三者提供に係る記録の作成等）

【着眼点】
4.7

1 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

■ 個人情報保護法施行規則　第 19 条（第三者提供に係る記録の作成）

1 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

■ 個人情報保護法施行規則　第 20 条（第三者提供に係る記録事項）

1 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイからニまでに掲げる事項
- イ 当該個人データを提供した年月日
- ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ニ 当該個人データの項目

二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイ及びロに掲げる事項
- イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨
- ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

■ 個人情報保護法施行規則　第 21 条（第三者提供に係る記録の保存期間）

法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二　第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三　前二号以外の場合　三年

■ 個人情報保護法　第 30 条（第三者提供を受ける際の確認等）

【着眼点】
4.8

1　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3　個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

■ 個人情報保護法施行規則　第 22 条（第三者提供を受ける際の確認）

1　法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2　法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3　前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

■ 個人情報保護法施行規則　第 23 条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

1　法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2　法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3　前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

■ 個人情報保護法施行規則　第 24 条（第三者提供を受ける際の記録事項）

1　法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイからホまでに掲げる事項

イ　個人データの提供を受けた年月日

ロ　法第三十条第一項各号に掲げる事項

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

ホ　法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

二　個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人デ

一タとして取得した場合　次のイからニまでに掲げる事項
イ　法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨
ロ　法第三十条第一項第一号に掲げる事項
ハ　第一号ハに掲げる事項
ニ　当該個人関連情報の項目

四　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第一号ロからニまでに掲げる事項

2　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

■ 個人情報保護法施行規則　第 25 条（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二　第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三　前二号以外の場合　三年

■ 個人情報保護法　第 31 条（個人関連情報の第三者提供の制限等）

1　個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一　当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二　外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2　第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3　前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

□ 金融分野ガイドライン　第 14 条　個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 31 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

1　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、同項第1号の本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

① 対象となる個人関連情報の項目
② 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

なお、金融分野における個人情報取扱事業者は、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得した場合には、法第 21 条に従い、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないとされていることに留意する。

2　金融分野における個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第2項において読み替えて準用する法第 28 条第3項に従い、外国にある第三者による相当措置の実施状況を定期的に確認する際には、個人データの内容や規模等に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法によることとする。

■ 個人情報保護法　第 32 条（保有個人データに関する事項の公表等）

1　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三　次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一

【着眼点】
4.9

項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

■ 個人情報保護法施行令　第 10 条（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

二　当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

三　当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

□ 金融分野ガイドライン　第 15 条　保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

金融分野における個人情報取扱事業者が、法第 32 条に従い、保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く際には、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じて適切な方法による必要があり、継続的に公表を行う方法として、例えば、第 20 条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。第 18 条第1項において同じ。）、又は事務所の窓口等での常時掲示・備付けを行うこと等が考えられる。

■ 個人情報保護法　第 33 条（開示）

1　本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

3　個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4　他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

□ 金融分野ガイドライン　第 16 条　開示（法第 33 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

法第 33 条第2項第2号の場合の例としては、通則ガイドライン 3－8－2（保有個人データの開示）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

（例）

・ 与信審査内容等の個人情報取扱事業者が付加した情報の開示請求を受けた場合

・ 保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合

・ 企業秘密の保護の必要性が、本人が個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合

なお、開示すべき保有個人データの量が多いことのみでは法第 33 条第2項第2号の場合に該当しない。

■ 個人情報保護法　第 34 条（訂正等）

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

■ 個人情報保護法　第 35 条（利用停止等）

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

■ 個人情報保護法　第 36 条（理由の説明）

個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 17 条　理由の説明（法第 36 条関係）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 36 条に従い、法第 32 条第3項、第 33 条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第 34 条第3項又は第 35 条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。

■ 個人情報保護法　第 37 条（開示等の請求等に応じる手続）

1 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。こ

の場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

□ 金融分野ガイドライン 第 18 条 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。
1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 37 条に従い、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、第 20 条に定める「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。
2 法第 37 条第1項及び施行令第 12 条第3号に基づき、開示等の請求等をする者が本人又は施行令第 13 条に定める代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意することとする。
なお、施行令第 13 条第2号の代理人による開示等の請求等に対して、事業者が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。

■ 個人情報保護法 第 38 条（手数料）

1 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

■ 個人情報保護法 第 39 条（事前の請求）

1 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

■ 個人情報保護法 第 40 条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

1 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

□ 金融分野ガイドライン 第 19 条 個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第 40 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。
法第 40 条第2項に定める必要な体制の整備の例としては、通則ガイドライン 3－9（個人情報の取扱いに関する苦情処理）に掲げているもの以外に、苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修が考えられる。

○「認定個人情報保護団体」について　※本協会ホームページより要約

・ 本協会は、平成22年3月31日付で、個人情報保護法第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として、金融庁長官から認定を受けており、認定個人情報保護団体としての業務を通じて、貸金業務に関する個人情報保護の推進を図っている

・ 認定個人情報保護団体である本協会は、個人情報保護法の規定により対象事業者（対象会員）の個人情報保護の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続きその他の事項に関し、同法の規定の趣旨に沿った「個人情報保護指針」を定めて公表している

【検証基準】 5. 外部委託

掲載条文	
	■ 貸金業法　：　12条の2（施行規則10条の2、10条の5）
	□ 監督指針　：　Ⅱ-2-3 外部委託
	■ 個人情報保護法　：　25条（金融分野ガイドライン10条）

■ 貸金業法　第12条の2(業務運営に関する措置)

【着眼点】
5.1
5.2

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第10条の2(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第10条の5(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

【着眼点】
5.1

【着眼点】
5.2

貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五　貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

□ 監督指針　Ⅱ－2－3外部委託

貸金業者が貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）するに際しては、施行規則第 10 条の5の規定に基づく措置を構築し、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理し、業務の適切な運営を確保する必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
5.3

① 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

② 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。

③ 委託契約によっても当該貸金業者と資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

（注）外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。

④ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。

⑤ 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

⑥ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。

⑦ 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

⑧ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

⑨ 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

⑩ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行っているか。

⑪ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

■ 個人情報保護法　第 25 条（委託先の監督）

【着眼点】
5.3

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

□ 金融分野ガイドライン　第 10 条　委託先の監督（法第 25 条関係）

【別　表】
1

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、法第 25 条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2「委託」には、契約の形態や種類を問わず、金融分野における個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、以下を実施すること。

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

【検証基準】 6. 取引時確認、疑わしい取引の届出

掲載条文	■ 犯 収 法　：　1条 2条《抄》（犯収法施行令2条、貸金業法施行令1条の2《抄》） 4条（別表（第4条関係）《抄》、犯収法施行令6条《抄》、7条《抄》、11条、12条、13条、犯収法施行規則5条、6条、7条、9条、10条、11条、12条《抄》、13条、14条、16条、17条） 5条 6条（犯収法施行規則19条、20条、21条） 7条（犯収法施行令15条、犯収法施行規則23条、24条《抄》） 8条《抄》（犯収法施行令16条《抄》、犯収法施行規則25条、26条《抄》） 11条（犯収法施行規則32条《抄》） □ 監督指針　：　Ⅱ-2-5 取引時確認、疑わしい取引の届出

■ 犯罪収益移転防止法 第１条（目的）

この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 犯罪収益移転防止法 第２条（定義）《抄》

1 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。
2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。
二十九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
三十　貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者
3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

■ 犯罪収益移転防止法施行令 第２条（法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者）

法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

■ 貸金業法施行令 第１条の２（貸金業の範囲からの除外）《抄》

法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
三　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

■ 犯罪収益移転防止法 第４条（取引時確認等）

【着眼点】
6.1

【別 表】
2

1 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）
二 取引を行う目的
三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあっては、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

※ 読み替え表は省略

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

■ 別表（第4条関係）《抄》　※犯罪収益移転防止法第4条第1項本文

上　欄 （特定事業者の区分）	第2条第2項第1号から第38号までに掲げる者 ※
中　欄 （特定業務）	金融に関する業務その他の政令で定める業務
下　欄 （特定取引）	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引 その他の政令で定める取引

※貸金業者は、犯罪収益移転防止法第 2 条第 2 項第 29 号に掲げる特定事業者である。

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 6 条（金融機関等の特定業務）《抄》

【着眼点】
6.2

法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

十二　法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十三　法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者　貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第７条（金融機関等の特定取引）《抄》

1　次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一　法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項　次のいずれかに該当する取引

カ　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

ケ　現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ケにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第九号において「現金等受払取引」という。）であって、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、十万円）を超えるもの

3　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

九　現金等受払取引

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 11 条（法第四条第二項に規定する政令で定める額）

【着眼点】6.3　法第四条第二項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 12 条（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

1　法第四条第二項第一号に規定する政令で定める取引は、その締結が同条第一項に規定する特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引であるため法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引に該当する場合にあっては、当該取引時確認。次号において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二　契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

2　法第四条第二項第二号に規定する政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一　イラン

二　北朝鮮

3　法第四条第二項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に規定する特定取引とする。

一　外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

二　前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

三　法人であって、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 13 条（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

1　法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二　当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2　法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）とする。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第５条（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一　令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十三条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二　同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第６条（顧客等の本人特定事項の確認方法）

1　法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

【別　表】
2

一　自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ　当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニ及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ　当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ヘ　当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト　当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されてい

る半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の（1）又は（2）に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

（1） 他の特定事業者が令第七条第一項第一号イに掲げる取引又は同項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。

（2） 当該顧客等の預金又は貯金口座（当該預金又は貯金口座に係る令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

チ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ　次の（1）若しくは（2）に掲げる取引又は当該顧客等との間で（2）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（1） 令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

（2） 令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第十四条第一項の規定により当該顧客等から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

ル　当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第 2 条第 8 項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第 20 条第1項第 5 号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第 18 条の 4 第 1 項の規定により提供されるプログラム又は同条第 2 項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第 20 条第 1 項第 5 号において同じ。）を行う方法

ヲ　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第 14 条第 1 項第 2 号イにおいて「写真付き本人確認書類提示等措

置」という。）又は特定事業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第 20 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第 14 条第 1 項第 2 号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

ワ　当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

カ　当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ヨ　当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省／法務省／経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

二　法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）　当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

三　法人である顧客等　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものの提示を受ける方法

ロ　当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ハ　当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

2　特定事業者は、前項第一号イからチまで、ヌ若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくは

その写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一　国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二　所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

四　当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち次条第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

3　特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4　特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはチからヌまで又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

三　当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客等の代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該顧客等の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第７条（本人確認書類）

【別　表】
2

1　前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書をいう（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ハ　在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保

健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二　法人（第四号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三　前条第一項第二号に掲げる者　同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書

四　外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人　第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第９条（取引を行う目的の確認方法）

法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第二号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第10条（職業及び事業の内容の確認方法）

法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人又は人格のない社団若しくは財団である顧客等　当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法

二　法人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）　当該法人の次に掲げる書類（ハに掲げる書類及び有効期間又は有効期限のないニに掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに、有効期間又は有効期限のあるニに掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日において有効なものに限る。）のいずれか又はその写しを確認する方法

イ　定款（これに相当するものを含む。次条第二項第一号において同じ。）

ロ　イに掲げるもののほか、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ハ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類）

ニ　ハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

三　外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等　前号に定めるもの（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

イ　外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ロ　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの（有効期間又は有効期限のあるものにあっては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあっては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 11 条（実質的支配者の確認方法等）

1 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

2 法第四条第一項第四号及び令第十二条第三項第三号に規定する主務省令で定める者（以下「実質的支配者」という。）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。以下この条において同じ。）が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人（定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。）のうち、その議決権の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの　当該自然人

二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの　当該自然人

三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの　当該自然人

イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

四 前三号に定める者がない法人　当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

3 前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

二 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

4 国等（令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）及びその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）は、第二項の規定の適用については、自然人とみなす。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 12 条（代表者等の本人特定事項の確認方法）《抄》

1 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（ヌを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※ 読み替え表は省略

5 第一項の代表者等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等をいうものとする。

一 顧客等が自然人である場合　次のいずれかに該当すること。

イ 当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ハ 当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者（令第十三条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者。次号ニ及び第十六条第二項において同じ。）が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合（顧客等が人格のない社団又は財団である場合を除く。）　次のいずれかに該当すること。

イ　前号ロに掲げること。
ロ　当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。
ハ　当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 13 条（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）

1　第六条、第九条、第十条、第十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引を行う場合は、この限りでない。
一　令第七条第一項第一号ハからタまで、ツ、ナ、ム、ヰ、オ、マ及びコに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）
二　令第七条第一項第一号ハからタまで、ツ、ナ、ム、ヰ、オ、マ及びコに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）
三　当該特定事業者が、法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、第十六条に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法
2　前条第五項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 14 条（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

1　法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。
一　第六条（第一項第一号ヌを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法
二　次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法
イ　第六条第一項第一号イからリまで及びヲ（写真付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。）（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法
ロ　第六条第一項第一号ル、ヲ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき

は、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

2　法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による同条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の確認の方法は、第九条及び第十条に規定する方法とする。

3　法第四条第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しを確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

一　資本多数決法人　株主名簿、金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類

二　資本多数決法人以外の法人　次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあっては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

イ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

ハ　外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

4　法第四条第二項の規定による資産及び収入の状況の確認の方法は、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しの一又は二以上を確認する方法とする。

一　自然人である顧客等　次に掲げる書類

イ　源泉徴収票（所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。）

ロ　確定申告書

ハ　預貯金通帳

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、これらに類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類

ホ　当該顧客等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係るイからニまでに掲げるもの

二　法人である顧客等　次に掲げる書類

イ　貸借対照表

ロ　損益計算書

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 16 条（顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法）

1　令第十三条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等（国等である場合にあっては、その代表者等又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第二十四条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。

一　預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二　顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

2　前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 17 条（令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引）

令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該特定事業者（同条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が前条に規定する方法によりその顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

■ 犯罪収益移転防止法　第 5 条（特定事業者の免責）

特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

■ 犯罪収益移転防止法　第 6 条（確認記録の作成義務等）

1　特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係

【着眼点】
6.2

る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。
2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則 第 19 条 （確認記録の作成方法）

1 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法
二 次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヨまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法
イ 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
ロ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し
ハ 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し
ニ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し
ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し
ヘ 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し
ト 第六条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し
チ 第 6 条第1項第1号ル（第12条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し
リ 第六条第一項第一号ワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録
ヌ 第六条第一項第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し
ル 第六条第一項第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し
ヲ 第六条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し
ワ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
カ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
ヨ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十四条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
2 前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則 第 20 条 （確認記録の記録事項）

【別 表】
3

1 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
二 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
三 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）
四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写

しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付
五　顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等又は当該代表者等のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
六　第六条第一項第一号ロ、チからヌまで若しくはヲ（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付
七　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
八　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付
九　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト（１）又は（２）に掲げる行為を行った日付
十　第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付
十一　第六条第一項第三号ロに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付
十二　第六条第一項第三号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が公表事項を確認した日付
十三　第六条第四項又は第十二条第四項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付
十四　第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付
十五　法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付
十六　取引時確認を行った取引の種類
十七　顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法
十八　顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十九　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
二十　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
二十一　顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
二十二　代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由
二十三　顧客等（国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的
二十四　顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあっては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
二十五　顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）
二十六　資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
二十七　顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

二十八　取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
二十九　顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由
三十　法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項
三十一　第八条第二項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

2　特定事業者は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

3　特定事業者は、第一項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第三十号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 21 条　（確認記録の保存期間の起算日）

1　法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び取引時確認済みの取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

2　前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
一　令第七条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ、タ、ツ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引　当該取引に係る契約が終了した日
二　前号に掲げる取引以外の取引　当該取引が行われた日

3　第一項に規定する「取引時確認済みの取引に係る取引終了日」とは、法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引があった場合において、前項の規定中「確認記録を作成した特定取引等」とあるのを「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

■ 犯罪収益移転防止法　第 7 条　（取引記録等の作成義務等）

1　特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2　第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3　特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 15 条　（少額の取引等）

1　法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。
一　財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引
二　その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引
三　前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引
イ　法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者　二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り
ロ　法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者　第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であって、当該取引の金額が三十万円以下のもの
ハ　法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者　その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買
四　前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。
一 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの
二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

■ 犯罪収益移転防止法施行規則 第 23 条 （取引記録等の作成方法）

法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則 第 24 条 （取引記録等の記録事項）《抄》

法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合にあっては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項）
二 取引又は特定受任行為の代理等の日付
三 取引又は特定受任行為の代理等の種類
四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
五 財産移転（令第十五条第一項第一号に規定する財産移転をいう。）を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあっては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先（当該特定事業者が行う取引又は特定受任行為の代理等が当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下この条において同じ。）の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項
六 前各号に掲げるもののほか、顧客との間で行う為替取引（本邦から外国へ向けた支払又は外国から本邦へ向けた支払に係るものを除く。）が当該取引を行う特定金融機関と移転元又は移転先に係る特定金融機関（以下この号において「他の特定金融機関」という。）との間の資金決済を伴うものであり、かつ、当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客に係る特定金融機関と当該他の特定金融機関との間において電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行われる場合には、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めることを行うに足りる事項
イ 他の特定金融機関への資金の支払を伴う取引である場合　他の特定金融機関から当該他の特定金融機関に保存されている取引記録等に基づき当該取引について次の（1）又は（2）に掲げる確認を求められたときに、それぞれ当該（1）又は（2）に定めること。
（1） 顧客の確認　求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の確認記録を検索すること（確認記録がない場合にあっては、求められた日から三営業日以内に当該取引及び氏名又は名称その他の当該顧客に関する事項を特定すること。）。
（2） 顧客の支払の相手方の確認　求められた日から三営業日以内に当該取引及び氏名又は名称その他の当該相手方に関する事項を特定すること。
ロ 他の特定金融機関からの資金の受取を伴う取引である場合　他の特定金融機関との間で授受される当該取引に係る情報を検索すること。
七 第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる場合においては、当該イからハまでに定める事項
イ 特定金融機関が法第十条第一項の規定により他の特定金融機関又は外国所在為替取引業者（同項に規定する外国所在為替取引業者をいう。以下この号において同じ。）に通知する場合　当該通知をした事項
ロ 特定金融機関が外国所在為替取引業者から法第十条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であって、当該支払を他の特定金融機関又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき　当該通知を受けた事項
ハ 特定金融機関が他の特定金融機関から法第十条第三項又は第四項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であって、当該支払を他の特定金融機関又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき　当該通知を受けた事項

■ 犯罪収益移転防止法 第 8 条（疑わしい取引の届出等）《抄》

【着眼点】
6.6

1 特定事業者（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。
3 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。
4 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取引の

届出」という。）を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

5　行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6　行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

■ 犯罪収益移転防止法施行令　第 16 条　（疑わしい取引の届出の方法等）《抄》

1　疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って、疑わしい取引の届出をしなければならない。

2　法第八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地

二　疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この項において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所

三　対象取引が発生した業務の内容

四　対象取引に係る財産の内容

五　特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

六　疑わしい取引の届出を行う理由

七　その他主務省令で定める事項

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 25 条　（届出様式等）

1　令第十六条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。

2　前項に規定する届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 26 条　（法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目）《抄》

法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。

一　法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者　次に掲げる項目

イ　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較

ロ　法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較

ハ　法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

■ 犯罪収益移転防止法　第 11 条　（取引時確認等を的確に行うための措置）

【着眼点】
6.3
6.4
6.5

特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

一　使用人に対する教育訓練の実施

二　取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

三　取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

四　その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

■ 犯罪収益移転防止法施行規則　第 32 条　（取引時確認等を的確に行うための措置）《抄》

1　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

四　顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第一号ハに規定す

る取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五　前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

六　取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。

七　取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－5 取引時確認、疑わしい取引の届出

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。貸金業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）の他、例えば、以下の点に留意するものとする。

（注1）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。

（注2）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
6.3
6.4

① 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第 11 条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。

ロ. テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行っているか。

a. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。

b. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。

c. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

ハ. 社内規則等において、取引時確認等の措置を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

ニ. 取引時確認等の措置を行うに当たって、生年月日や住所等の資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性の確認が行われているか。資金需要者等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、資金需要者等から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

ホ. 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 PEPs（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。

（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第 12 条第3項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第 12 条各項に定める、下記a. ～d. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。

a. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合におけ

る当該取引

b. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

c. 犯収法施行令第 12 条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等

d. 外国 PEPsに該当する顧客等との特定取引

このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。

ヘ. 資金需要者等の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。

ト. 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

チ. 役職員に対して、取引時確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

リ. 取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

② 疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。

【着眼点】
6.5

イ. 社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための社内態勢や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

ロ. 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第 26 条、第 27 条に基づいた届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。なお、判断に当たっては、特に以下の点に留意しているか。

a. 貸金業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析すること。

b. 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATF が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 PEPs該当性、資金需要者等の属性等を考慮すること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。

ハ. 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

ニ. 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

ホ. 役職員に対して、疑わしい取引の届出に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ヘ. 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

③ 取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。

○金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について

【本ガイドライン策定の経緯】

※ 金融庁ホームページ「「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」（平成 29 年 12 月 8 日）より抜粋

・ マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与を未然に防ぐためには、各国が協調して対策を講じ、それを的確に実施することが重要であり、特に地政学的リスクの高まりや世界各地におけるテロの頻発を踏まえ、我が国においても、その高度化が求められているところ

・ 金融庁としては、2019 年に予定されている第4次 FATF 対日相互審査も踏まえ、官民双方が連携して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されない金融システムを確保するための体制強化を図ることが重要であると考えており、今般、金融機関等の実効的な態勢整備を促すために、マネロン等に係るリスク管理の基本的考え方を明らかにするものとして、本ガイドライン案を策定した

（注）FATF（Financial Action Task Force、金融活動作業部会）：マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために設立された政府間会合

【本ガイドラインの位置付けと監督上の対応】

※「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 Ⅰ－4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 より

我が国の金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくことは、極めて重要な課題であり、金融当局としては、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。

こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図る。

また、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。

なお、平成 28 年 10 月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、これらも包含しながら、金融機関等におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」等を記載している。本ガイドラインで言及していない部分であっても、業態ごとの監督指針等や、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「疑わしい取引の参考事例」等に留意する必要があることはいうまでもない。

また、リスクベース・アプローチをはじめとする実効的なマネロン・テロ資金供与対策は、金融機関等に求められる国際的要請である。こうした観点から、FATF やバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision、以下「BCBS」という。）等の国際機関等が発出する文書等にも十分留意する必要がある。

本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第 48 号に掲げる者を除き、本ガイドラインにおいて「金融機関等」という。）を対象とする。「貸金業者」は、本ガイドラインの対象となる。

○「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」等に基づく自己検証リストについて

【本リスト作成の経緯】

・ 金融庁から「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（※）が公表され、その中で、令和 6 年3月末にマネロン等対策に関する基礎的な態勢整備が概ね終了したことから、今後は態勢の維持・高度化のために金融機関等自らが「有効性検証」を実施することが重要である旨の方針が示された。

※ 金融庁ホームページ「「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（令和 7 年 3 月 31 日）　（https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/20250331-3.html）

【本リストの位置付けと対応】

・上記方針を受け、マネロン等対策の支援の一環とし、今般協会として、金融庁の「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」等に基づく自己検証リストを作成した。本リストを参考に自己検証を行うとともに、検証後は、検証結果を踏まえて、マネロン等対策に関する態勢の維持・高度化に努める必要がある。

※日本貸金業協会ホームページ ＞ 協会員専用サイト ＞ 新着情報（一覧はこちら） ＞ 協会員専用サイトバックナンバー ＞ 2025 年度 ＞ 2025.8.1「「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」等に基づく自己検証リストの掲載について」

（https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/message/details/250801_1.php）

○確認記録（犯罪収益移転防止法第 6 条）の参考様式

確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室（JAFIC）がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に参考様式が掲載されている。

（https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm）

別表８

≪確認記録の参考様式≫

自　然　人

取引時確認を行った者		
確認記録を作成した者		
取引時確認を行った取引の種類　□　ハイリスク取引		
口座番号・顧客番号等		
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項		

顧　客　関　係

本人特定事項	氏名（フリガナ）	
	住居	
	生年月日	（西暦）
自己の氏名・名称と異なる名義（いわゆる通称）を用いる場合		（通称） （その理由）

本人確認書類	□ 運転免許証・運転経歴証明書 □ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり） □ マイナンバーカード（写真あり） □ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 □ 身体障害者手帳等（写真あり） □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） □ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし） □ マイナンバーカード（写真なし） □ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） □ 資格確認書等 □ 国民年金手帳等 □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） □ 戸籍の附票の写し □ 住民票の写し又は記載事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 対面取引 □ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日　（　　） □ 取引関係文書を送付した 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完種類又はその写しの添付 □ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
本人確認書類を補完する書類（顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 非対面取引 □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日　（　　） □ 取引関係文書を送付した 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日　（　　） □ 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ ＩＣチップに記録された情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 □ 本人確認用画像情報又はその写しの添付 □ ＩＣチップに記録された情報又はその写しの添付 □ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
取引を行う目的		
職業		
ハイリスク取引の場合　追加で本人特定事項を確認した書類	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ カード代替電磁的記録 □ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた 年月日　（　　）
ハイリスク取引の場合　資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
ハイリスク取引の場合　外国ＰＥＰｓとの取引	□ 顧客が外国ＰＥＰｓに該当する 顧客が外国ＰＥＰｓに該当すると認めた理由	□ 本人特定事項の確認を行った日と異なる日に確認した場合 □ 取引を行う目的 年月日　（　　） □ 職業 年月日　（　　） □ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
備考		

<table>
<tr><th colspan="4">代表者等（代理人）関係</th></tr>
<tr><td rowspan="5">本人特定事項等</td><td>氏名（フリガナ）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住居</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">（西暦）</td></tr>
<tr><td>顧客との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本人確認書類</td><td>□ 運転免許証・運転経歴証明書
□ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり）
□ マイナンバーカード（写真あり）
□ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書
□ 身体障害者手帳等（写真あり）
□ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）
□ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし）
□ マイナンバーカード（写真なし）
□ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし）
□ 資格確認書等
□ 国民年金手帳等
□ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）
□ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）
□ 戸籍の附票の写し
□ 住民票の写し又は記載事項証明書
□ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）
□ 外国政府又は国際機関が発行した書類等
名称　（　　）
発行者　（　　）
記号番号　（　　）</td><td>□ 対面取引
□ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた
年月日　（　　）
時刻　（　　）
□ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた
年月日　（　　）
□ 取引関係文書を送付した
年月日　（　　）
□ 取引関係文書の訪問での交付をした
年月日　（　　）
□ 本人確認書類若しくは補完種類又はその写しの添付
□ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合）
年月日　（　　）

□ 非対面取引
□ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた
年月日　（　　）
□ 取引関係文書を送付した
年月日　（　　）
□ 取引関係文書の訪問での交付をした
年月日　（　　）
□ 本人確認用画像情報の送信を受けた
年月日　（　　）
□ ＩＣチップに記録された情報の送信を受けた
年月日　（　　）
□ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付
□ 本人確認用画像情報又はその写しの添付
□ ＩＣチップに記録された情報又はその写しの添付
□ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合）
年月日　（　　）

□ カード代替電磁的記録
□ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた
年月日　（　　）</td></tr>
<tr><td>本人確認書類を補完する書類
（写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）</td><td>□ 他の本人確認書類
□ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
□ 社会保険料の領収証書
□ 公共料金の領収証書
□ その他官公庁から発行又は発給された書類等
□ 外国政府又は国際機関が発行した書類等
名称　（　　）
発行者　（　　）
記号番号　（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td>追加で本人特定事項を確認した書類
（ハイリスク取引の場合）</td><td>名称　（　　）
発行者　（　　）
記号番号　（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考１　添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

２　「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

３　「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「運転免許証・運転経歴証明書」	・・・・・道路交通法第92条第１項に規定する運転免許証又は同法第105条の２第１項に規定する運転経歴証明書
「在留カード・特別永住者証明書（写真あり）」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
「マイナンバーカード（写真あり）」	・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード（１歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
「旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第２条第５号に掲げる旅券若しくは同条第６号に掲げる乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は同法第14条の２第４項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）
「身体障害者手帳等（写真あり）」	・・・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたものに限る。）、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
「在留カード・特別永住者証明書（写真なし）」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
「マイナンバーカード（写真なし）」	・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード（１歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
「精神障害者保健福祉手帳（写真なし）」	
「資格確認書等」	・・・・・介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「国民年金手帳等」	・・・・・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）による改正前の国民年金法第13条第１項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」	・・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」	・・・・・上記以外の印鑑登録証明書
「戸籍の附票の写し」	
「住民票の写し又は記載事項証明書」	・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、

４　「本人確認書類を補完する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「他の本人確認書類」	・・・・・「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類
「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」	・・・・・所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書
「社会保険料の領収証書」	・・・・・所得税法第74条第２項に規定する社会保険料の領収証書
「公共料金の領収証書」	・・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの

５　「本人確認書類」、「本人確認書類を補完する書類」、「追加で本人特定事項を確認した書類」及び「資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入して下さい。
　ただし、当該書類が
ⅰ）マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。
ⅱ）国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。
ⅲ）他法令により被保険者記号・番号等の収集等をすること又は告知を求めることが禁止されている資格確認書等の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。
ⅳ）船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可書番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入してください。

６　「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、資格確認書等、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類（備考４に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

７　「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。

８　「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前６ヶ月以内のものに限ります。（「他の本人確認書類」を除く。）

９　電子署名法、公的個人認証法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

10　本人確認用画像情報の送信を受け、又はＩＣチップに記録された情報の送信を受けるとともに、次の（ｉ）又は（ⅱ）の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又はＩＣチップに記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の（ｉ）又は（ⅱ）に掲げる行為を行った日付を記録する必要があります。
（ｉ）他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
（ⅱ）顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。

11　本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないものの住居に代わる本人特定事項は、国籍及び旅券番号になります（外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限る。）等の取引に限ります。その他の取引時確認が必要な取引については、原則通り当該外国人の属する国における住居が確認できない限り取引はできません。）。

12　「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。

13　「外国ＰＥＰｓとの取引」欄は、顧客が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入して下さい。

14　「対面取引」欄で「本人確認書類又は補完書類の提示」にある「時刻」は、本人確認書類又は補完種類の写しを添付する場合には記入の必要はありません。

15　確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

法　人

取引時確認を行った者	
確認記録を作成した者	
取引時確認を行った取引の種類　□　ハイリスク取引	
口座番号・顧客番号等	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項	

顧　客　関　係

本人特定事項		名称（フリガナ） 所在地	
本人確認書類		□ 登記事項証明書 □ 印鑑登録証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 対面取引 □ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 登記情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ 公表事項を確認した 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 □ 登記情報又はその写しの添付 □ 公表事項又はその写しの添付 □ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
現在の所在地を確認した書類（本人確認書類と現在の所在地が異なる場合）		□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
営業所の場所を確認した書類（本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付し、又は当該営業所を訪問して取引関係文書を交付する場合）		□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　） 営業所の名称　（　　） 営業所の所在地　（　　）	□ 非対面取引 □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日　（　　） □ 取引関係文書を送付した 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日　（　　） □ 登記情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ 公表事項を確認した 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 □ 登記情報又はその写しの添付 □ 公表事項又はその写しの添付 □ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
取引を行う目的			□ 本人確認書類（写し）の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合 □ 取引を行う目的 年月日　（　　） □ 事業の内容 年月日　（　　） □ 実質的支配者 年月日　（　　） □ 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　）
事業の内容			
事業の内容を確認した方法及び書類		事業の内容を確認した方法 □ 定款 □ その他法令により法人が作成する書類 □ 登記事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
実質的支配者		氏名（フリガナ） 住居 生年月日　（西暦） 顧客との関係 上記の事項を確認した方法	
ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
	実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
	資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	
	実質的支配者が外国ＰＥＰｓである顧客との取引	□ 顧客の実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当する 顧客の実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当すると認めた理由	
備考			

代表者等（取引担当者）関係			
本人特定事項等	氏名（フリガナ）		
	住居		
	生年月日		
	顧客との関係		
	顧客のための取引の任に当たっていると認めた理由		
本人確認書類	□ 運転免許証・運転経歴証明書 □ 在留カード・特別永住者証明書（写真あり） □ マイナンバーカード（写真あり） □ 旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書 □ 身体障害者手帳等（写真あり） □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり） □ 在留カード・特別永住者証明書（写真なし） □ マイナンバーカード（写真なし） □ 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） □ 資格確認書等 □ 国民年金手帳等 □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑） □ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） □ 戸籍の附票の写し □ 住民票の写し又は記載事項証明書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし） □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）	□ 対面取引 □ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた 年月日　（　　） 時刻　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日　（　　） □ 取引関係文書を送付した 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完種類又はその写しの添付 □ 追加の書類の確認（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　） □ 非対面取引 □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた 年月日　（　　） □ 取引関係文書を送付した 年月日　（　　） □ 取引関係文書の訪問での交付をした 年月日　（　　） □ 本人確認用画像情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ ＩＣチップに記録された情報の送信を受けた 年月日　（　　） □ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 □ 本人確認用画像情報又はその写しの添付 □ ＩＣチップに記録された情報又はその写しの添付 □ 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） 年月日　（　　） □ カード代替電磁的記録 □ カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた 年月日　（　　）
本人確認書類を補完する書類（写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合）	□ 他の本人確認書類 □ 国税又は地方税の領収証又は納税証明書 □ 社会保険料の領収証書 □ 公共料金の領収証書 □ その他官公庁から発行又は発給された書類等 □ 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）		
追加で本人特定事項を確認した書類（ハイリスク取引の場合）	名称　（　　） 発行者　（　　） 記号番号　（　　）		
備　考			

備考１　添付資料を確認記録に添付するとき又は本人確認書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。

２　「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

３　「顧客関係」欄の「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「登記事項証明書」	・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類を用いてください。
「印鑑登録証明書」	・・・・・当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限ります。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるもの
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

４　「本人確認書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「運転免許証・運転経歴証明書」	・・・・・道路交通法第92条第１項に規定する運転免許証又は同法第105条の２第１項に規定する運転経歴証明書
「在留カード・特別永住者証明書（写真あり）」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
「マイナンバーカード（写真あり）」	・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード（１歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものを除く。）
「旅券・乗員手帳・船舶観光上陸許可書」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第２条第５号に掲げる旅券若しくは同条第６号に掲げる乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は同法第14条の２第４項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）
「身体障害者手帳等（写真あり）」	・・・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたものに限る。）、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真あり）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの
「在留カード・特別永住者証明書（写真なし）」	・・・・・出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書（16歳の誕生日以前として交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
「マイナンバーカード（写真なし）」	・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード（１歳未満の者に交付される当該自然人の写真の貼り付けがないものに限る。）
「精神障害者保健福祉手帳（写真なし）」	
「資格確認書等」	・・・・・介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「国民年金手帳等」	・・・・・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）による改正前の国民年金法第13条第１項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書又は母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）」	・・・・・取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
「印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）」	・・・・・上記以外の印鑑登録証明書
「戸籍の附票の写し」	
「住民票の写し又は記載事項証明書」	・・・・・住民票の記載事項証明書とは、地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。
「その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真がないもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

５　「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「他の本人確認書類」	・・・・・「本人確認書類」欄に記載した本人確認書類以外の本人確認書類
「国税又は地方税の領収証又は納税証明書」	・・・・・①自然人の場合は所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書 ②法人の場合は法人税・法人住民税・法人事業税等の領収証書又は納税証明書
「社会保険料の領収証書」	・・・・・所得税法第74条第２項に規定する社会保険料の領収証書
「公共料金の領収証書」	・・・・・日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金の領収証書
「その他官公庁から発行又は発給された書類等」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名及び住居の記載があるもの（個人番号の通知カードを除く。）
「外国政府又は国際機関が発行した書類等」	・・・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、自然人の場合にあっては氏名及び住居、法人の場合にあっては名称及び主たる事務所の記載があるもの

６　「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「事業の内容を確認した方法及び書類」、「ハイリスク取引の場合」及び「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、当該書類の詳細を「名称」、「発行者」及び「記号番号」欄に記入してください。ただし、ただし、当該書類が

ⅰ）マイナンバーカードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入して下さい。

ⅱ）国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入して下さい。

ⅲ）他法令により被保険者記号・番号等の収集等をすること又は告知を求めることが禁止　されている資格確認書等の場合には、「記号番号」欄に被保険者証等記号・番号等を記入せず、交付年月日等を記入して下さい。

ⅳ）船舶観光上陸許可書の場合には、「記号番号」欄にその許可書番号を記入せず、国籍・地域及び旅券番号を記入してください。

７　営業所の場所を確認したときは、当該営業所の名称及び所在地を「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に記載してください。

8　事業の内容を確認した書類は、次の分類に従い該当する項目の□にレ点を記入してください。

「定款」	・・・・・法人の目的、内部組織、活動等に関する根本規則
「その他法令により法人が作成する書類」	・・・・・法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
「登記事項証明書」	・・・・・当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類を用いてください。
「その他官公庁から発行又発給された書類」	・・・・・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

9　代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、資格確認書等、国民年金手帳等及び印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類（備考４に掲げる「他の本人確認書類」以外の書類）の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

10　代表者等（取引関係担当者）関係の「本人確認書類」欄に記載する書類のうち、印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は記載事項証明書、及びその他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なし）は、原本の提示を受けた場合でも取引関係文書の送付が必要となります。

11　「現在の所在地を確認した書類」、「営業所の場所を確認した書類」、「本人確認書類を補完する書類」欄に記載する書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が事業者が提示又は送付を受ける日前６ヶ月以内のものに限ります。（「本人確認書類を補完する書類」欄の「他の本人確認書類」を除く。）

12　商業登記法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

13　本人確認用画像情報の送信を受け、又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるとともに、次の（ｉ）又は（ⅱ）の行為を行う方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報又は半導体集積回路に記録された情報の送信を受けた日付に加えて、次の（ｉ）又は（ⅱ）に掲げる行為を行った日付を記録する必要があります。
（ｉ）他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等から申告を受けることにより当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。
（ⅱ）顧客等の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。

14　「資産及び収入の状況」関係の欄は、200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合に記入してください。

15　「実質的支配者が外国ＰＥＰｓに該当する顧客との取引」の欄は、顧客の実質的支配者が外国の重要な公的地位にある者等に該当する場合に記入してください。

16　「対面取引」欄で「本人確認書類又は補完書類の提示」にある「時刻」は、本人確認書類又は補完書類の写しを添付する場合には記入の必要はありません。

17　確認方法に応じて、添付資料を確認記録に添付する必要があります。

【検証基準】 7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	12条の2の2 12条の9
	● 自主規制	:	16条、17条　［第2章第4節 相談及び助言に関する規則］ 18条、19条　［第2章第5節 苦情及び紛争対応に関する規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-7 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む）

■ 貸金業法　第 12 条の 2 の 2（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

【着眼点】
7.1

1 貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
一 指定紛争解決機関が存在する場合　一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置
二 指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業務に関する苦情処理措置（資金需要者等（債務者等であつた者を含む。以下この号において同じ。）からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第四十一条の五十第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（資金需要者等との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）
2 貸金業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。
3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき　第四十一条の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第四十一条の六十一第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第四十一条の六十第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第四十一条の三十九第一項の規定による指定が第四十一条の六十一第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）　その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき　第四十一条の三十九第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

■ 貸金業法　第 12 条の 9（相談及び助言）

【着眼点】
7.2

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

［自主規制 第 2 章第 4 節 相談及び助言に関する規則］

● 自主規制　第 16 条（目的）

本節は、協会員が法第 12 条の 9 の規定を実施するため、資金需要者等の貸付けの契約の締結及び債務の返済に関する適切な相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努めることで、資金需要者等が返済余力を超えた借入れをすることを防止し、また、返済余力を超えた資金需要者等の家計の健全化を図ることを目的とする。

● 自主規制　第 17 条（社内態勢整備）

協会員は、適切な相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第 11 条に留意するとともに、協会が別に定める紛争解決等業務に関する規則（以下「紛争解決等業務規則」という。）に定められた協会員の責務に留意しなければならない。

［自主規制　第２章第５節　苦情及び紛争対応に関する規則］

● 自主規制　第 18 条（目的）

本節は、資金需要者等からの苦情、紛争等に対応することが、協会員の説明責任を事後的に補完する活動であり、併せて業務を改善していくための情報であり、また一方、苦情を端緒として企業が経営姿勢を厳しく追及され、企業の信頼が崩壊してしまうことがあることを認識し、協会員は、資金需要者等とのより良い関係性を維持するために苦情及び紛争に迅速かつ適切に対応できる態勢整備を図ることを目的とする。

● 自主規制　第 19 条（社内態勢整備）

協会員は、適切な苦情受付業務を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、この規則第 11 条に留意するとともに、紛争解決等業務規則に定められた協会員の責務に留意しなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－２－７ 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）

貸金業者が資金需要者等からの相談、苦情、紛争等（以下「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の理解を得ようとすることは、資金需要者等に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

また、資金需要者等からの苦情等が当該貸金業者の業務運営に係る問題提起であり、業務改善や資金需要者等へのサービス向上のために有益な情報であることを認識することも重要である。

近年、資金需要者等の保護を図り貸金業務（法第2条第 19 項で規定する「貸金業務」を指す。以下同じ。）への資金需要者等の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性はさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについて（注）参照）が導入されており、貸金業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）
訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

貸金業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの資金需要者等からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。貸金業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、貸金業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関（注）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、貸金業者においては、資金需要者等からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

（注）指定ADR機関とは、法第2条第 18 項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。

□ 監督指針　Ⅱ－２－７－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

貸金業者は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、資金需要者等から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

また、経営陣は、苦情等対処機能に関する内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮し、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備する必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することが必要である。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
7.3

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備
社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、資金需要者等の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

② 法令等を踏まえた苦情等対処の実施態勢の構築

イ. 社内規則等の周知・徹底
役職員が社内規則等に基づき、苦情等への対処を適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
特に資金需要者等からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の営業所等に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

ロ. 苦情等対処の実施態勢
・ 貸金業者は、苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
・ 資金需要者等からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の役職員が抱える資金需要者等からの苦

情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

- 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
- 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、資金需要者等の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、ＦＡＸ、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、資金需要者等の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
- 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「Ⅱ－2－2 顧客情報管理」を参照）。
- 代理店及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第 11 条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、貸金業貸付媒介業務（同条第5項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。）を行う者に限る。）を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（「Ⅱ－2－3 外部委託」を参照）。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

【着眼点】
7.3

ハ．資金需要者等への対応

- 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ資金需要者等から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り資金需要者等の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- 苦情等を申し出た資金需要者等に対し、申出時から処理後まで、資金需要者等の特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。
- 申出のあった苦情等について、貸金業者自身において対処するばかりでなく、苦情等の内容や資金需要者等の要望等に応じ、資金需要者等に対して適切な外部機関等（金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。）を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

  なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段（金融ADR制度を含む）は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、資金需要者等の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。
- 外部機関等（金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。）において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である資金需要者等に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など資金需要者等に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

ニ．情報共有・業務改善等

- 類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業所等に報告されると共に、重要案件と認められた場合、速やかに内部監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
- 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ＡＤＲ機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。

ホ．外部機関等（金融ADR制度において貸金業者が利用している外部機関も含む。）との関係

- 迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
- 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、資金需要者等からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき適切な検討を行う態勢を整備しているか。

ヘ．利息制限法に定める制限利率を超える利息・賠償額の支払が約定された債権について、債務者等又は債務者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法律的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が整備されているか。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

苦情等対処に関して、内部管理部門等における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、苦情等対処機能の実効性が確保されているか。

さらに、苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢が整備されているか。

□ 監督指針　Ⅱ－2－7－2 金融ADR制度への対応

Ⅱ－2－7－2－1 指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合

資金需要者等の利益の保護の充実及び貸金業務への資金需要者等の信頼性の向上を図るためには、貸金業者と資金需要者等との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に貸金業者と指定ADR機関との間の手続実施基本契約（法第2条第 23 項に規定する「手続実施基本契約」をいう。以下同じ。）によって規律されているところである。

貸金業者においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

貸金業者は、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じ、適切かつ実効性ある態勢を整備しているか。

なお、「苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」（Ⅱ －2－7－1）における留意点も参照すること。

① 手続実施基本契約

- 自らが営む貸金業務について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立などの変動があった場合であっても、資金需要者等の利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、資金需要者等へ周知する等の適切な対応を行っているか。
- 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

② 公表・周知・資金需要者等への対応

- 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。

  公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない資金需要者等も想定される場合には、そのような資金需要者等にも配慮する必要がある。

  公表する際は、資金需要者等にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、資金需要者等が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。
- 手続実施基本契約も踏まえつつ、資金需要者等に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。

(2) 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

貸金業者が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することが必要である。

【着眼点】
7.4

① 共通事項

- 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
- 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

② 紛争解決手続への対応

- 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
- 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を内部管理部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
- 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（法第 41 条の 44 第1項で規定する「業務規程」を指す。）等を踏まえ速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ－2－7－2－2 指定ADR機関が存在しない場合 （省略）

□ 監督指針　Ⅱ－2－7－2－3 各種書面への記載

貸金業者は、各種書面において金融ADR制度への対応内容を記載することが、法令上、義務付けられている（法第 16 条の2に規定する契約締結前の書面等）。それらの書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦

情処理措置･紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、貸金業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理･紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。

【検証基準】 8. 貸金業務取扱主任者

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	12条の3（施行規則10条の7、10条の8） 24条の25
	● 自主規制	:	11条の2～11条の4　［第2章第2節の2 貸金業務取扱主任者にかかる規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-9 貸金業務取扱主任者

■ 貸金業法　第 12 条の 3（貸金業務取扱主任者の設置）

【着眼点】
8.1

1 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第二十条の二において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

【着眼点】
8.2

2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

3 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

4 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 7（貸金業務取扱主任者の設置）

【着眼点】
8.1

法第十二条の三第一項の規定により、貸金業者が営業所等に貸金業務取扱主任者を置くときは、当該貸金業務取扱主任者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）に貸金業務取扱主任者を置く場合にあつては、この限りでない。

一　当該営業所等において常時勤務する者でない者

二　他の営業所等の貸金業務取扱主任者として貸金業者登録簿に登録されている者であつて、法第八条第一項の規定による届出がないもの

■ 施行規則　第 10 条の 8（法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数）

法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が五十分の一以上となる数とする。

■ 貸金業法　第 24 条の 25（貸金業務取扱主任者の登録）

1 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）を申請することができる。

2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

［自主規制　第 2 章第 2 節の 2　貸金業務取扱主任者にかかる規則］

● 自主規制　第 11 条の 2（目的）

本節は、協会員が、法第 12 条の 3 に定める貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の役割及び権限等を明確にすることにより、法令等を踏まえた営業態勢の確立及び適正な業務処理の確保を図り、もって資金需要者等の利益に資することを目的とする。

● 自主規制　第 11 条の 3（主任者の役割と権限）

1 協会員は、自ら法令等を遵守するとともに、役職員に対し、法令等を遵守させ、貸金業の業務を適正に行わせるため、主任者が、適切に指導、助言を行うことができるよう必要な配慮を行わなければならない。

2 協会員は、役職員が前項の指導又は助言を受けた場合、法令等違反その他の特段の事情がない限り、役職員をして、主任者が行う助言を尊重させるとともに指導に従わせなければならない。

● 自主規制　　第 11 条の 4（主任者の設置）

1 協会員は、営業所又は事務 所（以下「営業所等」という。）ごとに、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する主任者の数の割合が 50 分の 1 以上となる数の主任者を設置しなければならない。
2 前項における「貸金業の業務に従事する者の数」とは、法第 12 条の 4 第 2 項に規定する従業者名簿に記載されるべき従業員数の数と一致するものとし、人事、経理及び総務などの内部事務に関する業務並びにシステム管理などの業務は、原則として、「貸金業の業務」に該当しないものとする。
3 協会員は、法第 12 条の 3 等に基づき、各営業所等における主任者の数が第 1 項に定める数を下回らないように社内態勢を整備しなければならない。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－9 貸金業務取扱主任者

主任者に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
8.1

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備
イ. 法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者を適正に設置するための社内規則等が整備されているか。
ロ. 法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者の果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。
② 主任者の役割等に関する実施態勢の構築
イ. 社内規則等に基づき、主任者の適正な設置及び主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
ロ. 主任者を、法令及び社内規則等に則って営業所等ごとに適正に設置するための態勢が整備されているか。
（注1）営業所等ごとに設置する主任者数は、法第 12 条の4第2項の従業者名簿に記載されるべき従業者の数で除した数が 50 分の1以上になることに留意すること。
（注2）施行規則第 10 条の8に規定する「営業所等において貸金業の業務に従事する者」とは、法第 12 条の4第2項に規定する従業者名簿に記載されるべき従業者数の数と一致することに留意すること。
ハ. 社内規則等に則り、主任者の役割等を適正に確保するための態勢が整備されているか。
例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。

【着眼点】
8.3

③ 内部管理部門等における実効性確保のための措置
主任者の設置や主任者の果たすべき役割、その権限に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限について実効性が確保されているか。

(2) 留意事項

【着眼点】
8.1

① 施行規則第 10 条の7第1号の「常時勤務する者」とは、営業時間内に営業所等に常時駐在する必要はないが、単に所属する営業所等が1つに決まっていることだけでは足りず、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態を必要とする。
② 従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断することになるが、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者であれば雇用関係・雇用形態を問わず、該当すると考えられる一方、人事、総務、経理、システム管理等その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は、原則として該当しないと考えられる。
なお、従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載している場合には、法第 12 条の4第1項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
③ 法第 12 条の3第3項に定める「予見し難い事由」とは、個別具体的に判断されるが、急な死亡や失踪など限定的に解釈されるべきである。
会社の都合や定年による退職など会社として予見できると思われるものは含まれない。
④ 法第 12 条の 3 第 3 項に定める「必要な措置」とは、営業所等への主任者の設置又は当該営業所等の廃止などが該当する。
⑤ 主任者は、法第 24 条の 26 の貸金業務取扱主任者登録申請書（又は法第 24 条の 28 の登録変更申請書）及び上記②なお書きの従業者名簿に当該旧氏及び名を併記した場合には、法第 12 条の3第4項において資金需要者等に対して明らかにする氏名及び法第 14 条第1項第4号において掲示する氏名に、当該旧氏及び名を使用することができる。
（注）旧氏及び名の使用に当たっては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するなどの方法で旧氏及び名を併せて使用することも差し支えない。

【検証基準】 9. 禁止行為

掲載条文	■ 貸金業法	:	12条の5 12条の6 12条の7（施行規則10条の10） 20条（施行規則18条） 20条の2
	● 自主規制	:	12条～15条　［第2章第3節 法第12条の6に係る禁止行為に関する規則］ 36条　［第2章第6節第4款 法人向け貸付けに関する特則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-10 禁止行為等

■ 貸金業法　第 12 条の 5（暴力団員等の使用の禁止）

貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

■ 貸金業法　第 12 条の 6（禁止行為）

【着眼点】
9.1

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

二　資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（次号に掲げる行為を除く。）

三　保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

四　前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

■ 貸金業法　第 12 条の 7（生命保険契約等の締結に係る制限）

【着眼点】
9.2

貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。

■ 施行規則　第 10 条の 10（生命保険契約等の締結に係る制限）

法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　住宅（居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

二　自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

■ 貸金業法　第 20 条（特定公正証書に係る制限）

【着眼点】
9.3

1　貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得してはならない。

2　貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3　貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一　当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二　前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

■ 施行規則　第 18 条（特定公正証書の作成に係る説明事項）

1　法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2　法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポ

イント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

■ 貸金業法　第 20 条の 2（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）

【着眼点】
9.4

貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一　特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二　特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

[自主規制　第 2 章第 3 節　法第 12 条の 6 に係る禁止行為に関する規則]

● 自主規制　第 12 条（目的）

本節は、協会員がその業容規模に応じて必要な社内態勢整備に努めることにより、法第 12 条の 6 の貸金業の業務に関する禁止行為の規定に違反することなく、資金需要者等が適切な判断をすることができる適正な説明を行うことによって、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

● 自主規制　第 13 条（重要な事項）

協会員は、貸付けの契約の内容のうち、「重要な事項」（資金需要者等の利害に関する事項であって、当該貸付けの契約の締結及び変更にあたり、その意思決定に影響を及ぼす事項をいう。）については、資金需要者等の利益に配慮した取扱いを行うものとし、特に、以下に掲げる事由については、その取扱いに留意するものとする。

⑴ 貸付けの利率の引上げ
⑵ 返済の方式の変更
⑶ 賠償額の予定額の引上げ
⑷ 債務者が負担すべき手数料等（貸付けの契約に基づいて負担する債務の元本額及び利息を除く。）の引上げ
⑸ 銀行振込みによる支払方法その他の返済の方法の変更及び返済を受けるべき営業所その他の返済を受けるべき場所の変更
⑹ 繰上げ弁済の可否及びその条件の変更
⑺ 期限の利益の喪失の定めがあるときはその旨及びその内容の変更

● 自主規制　第 14 条（故意又は重大な過失による行為）

1 協会員は、以下に掲げる行為を行った場合には、法第 12 条の 6 に定める禁止行為に該当するおそれが大きいことに留意しなければならない。

⑴ 資金需要者等から契約の内容について問い合わせがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与える行為
⑵ 資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げない行為その他資金需要者等の適正な判断を妨げる行為

2 協会員は、法第 12 条の 6 第 1 号から第 3 号までに定める「告げる」又は「告げない」とは、必ずしも口頭で明示的に行うことに限らず、書面又は電磁的方法によるものその他を含むことに留意しなければならないものとし、例えば、以下に掲げる方法が考えられる。

⑴ ポスター等の営業所内への掲示
⑵ 自動契約受付機、現金自動設備等の画面における表示
⑶ 協会員のホームページを利用したインターネット上における表示
⑷ 新聞、雑誌、テレビその他各種広告媒体における表示
⑸ 資金需要者等の住所に対して通知を送付することによる告知

● 自主規制　第 15 条（不正又は不当な行為）

協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第 12 条の 6 第 4 号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意しなければならない。

⑴ 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。
　イ 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。

ロ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。
ハ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。
ニ 貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。
ホ 資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金使途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。
ヘ クレジットカードを担保として徴求すること。

⑵ 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。
⑶ 協会員が、架空名義若しくは他人の名義を利用して金融機関等に口座を開設し、又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済において当該口座に振込みを行うよう要求すること。
⑷ 取立てにあたり、債務者等以外の者に保証人となるよう強要すること。
⑸ 資金需要者等からの貸付の契約申し込みにあたり、例えば「信用をつけるため」等の虚偽の事実を伝え、手数料を要求すること。
⑹ 生命保険、損害保険等の保険金により貸付金の弁済を要求すること。
⑺ 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。
⑻ 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。
⑼ 債務者等の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。
⑽ 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。
イ 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。
ロ 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。
ハ 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。
⑾ 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。

［自主規制　第 2 章第 6 節第 4 款　法人向け貸付けに関する特則］

● 自主規制　第 36 条（自己振出手形等の制限）

【着眼点】
9.5

1 協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。
2 協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。
3 協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－10 禁止行為等

法第 12 条の6（禁止行為）に係る監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断を提供することを禁止するなど、法第 12 条の6の禁止行為に関し規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な業務が行われているか検証する態勢が整備されているか。

(2) 留意事項

【着眼点】
9.1

① 法第 12 条の6第1号に規定する「貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない。
イ. 資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。

ロ. 資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。

② 法第 12 条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。

【着眼点】
9.1

イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。

a. 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。

b. 白地手形及び白地小切手を徴求すること。

c. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。

d. 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。

e. クレジットカードを担保として徴求すること。

f. 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。

ロ. 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするかを問わない。

ハ. 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。

ニ. 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。

ホ. 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。

ヘ. 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。

ト. 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。

a. 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。

b. 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。

c. 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。

チ. 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第8条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。

【検証基準】 10. 利息･保証料等に係る制限等

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	12条の8（施行令3条の2の2、3条の2の3、施行規則10条の11～10条の15）
	■ 利 限 法	:	1条～9条
	■ 出 資 法	:	1条～7条
	● 自主規制	:	15条の2～15条の4　［第2章第3節の2 利息・保証料等に係る制限等に関する規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-12 利息、保証料等に係る制限等

■ 貸金業法　第 12 条の 8 （利息、保証料等に係る制限等）

【着眼点】
10.1

1 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。）が利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

3 貸金業者は、利息制限法第九条各項に規定する利息の契約であつて、その利息（同条第一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。）が当該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

【着眼点】
10.1

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置（当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る契約（当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。）を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

【着眼点】
10.2

6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者（以下「保証業者」という。）と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無

二 前号の保証料に係る契約を締結する場合には、当該保証料の額

7 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約（締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。）を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。）を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるものであるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

【着眼点】
10.3

10 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。）があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

■ 施行令　**第 3 条の 2 の 2（利息とみなされない費用）**

法第十二条の八第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次条において「消費税額等相当額」という。）を含む。）とする。

一　金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

二　法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

三　口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

■ 施行令　**第 3 条の 2 の 3（利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）**

法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一　一万円以下の額　百十円

二　一万円を超える額　二百二十円

■ 施行規則　**第 10 条の 11（貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない債務履行担保措置）**

法第十二条の八第五項に規定する内閣府令で定めるものは、貸付けに係る契約に基づく債務の履行を担保するために土地、建物その他の財産を担保に供することとする。

■ 施行規則　**第 10 条の 12（保証料の確認に関する記録の保存）**

貸金業者は、法第十二条の八第七項に規定する記録を、同条第六項に規定する貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 13（貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約）**

法第十二条の八第八項に規定する内閣府令で定めるものは、保証業者が、貸付けに係る契約（利息の額が定まらないもの（主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもつて定められている場合を除く。）に限る。）に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料に係る契約とする。

■ 施行規則　**第 10 条の 14（保証業者と締結してはならない根保証契約）**

法第十二条の八第九項に規定する内閣府令で定める根保証契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　当該根保証契約を締結する時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約を締結した後に発生することが見込まれる貸付けに係る契約に係る債務の元本額（当該根保証契約を締結する時までの主たる債務者の資金の借入れ又は当該根保証契約を締結する時に主たる債務者が保有する資産の状況に照らして合理的と認められる範囲内のものに限る。）を合算した金額を超える元本極度額（保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。）を定める根保証契約

二　当該根保証契約において三年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約

■ 施行規則　**第 10 条の 15（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為）**

法第十二条の八第十項に規定する内閣府令で定める法律行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　貸付けに係る契約（金銭の貸借の媒介により締結されたものに限る。次号において同じ。）の締結後に行われる借換え（同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。）であつて、新たな役務の提供を伴わないと認められるもの

二　貸付けに係る契約の終了後に行われる新たな貸付けに係る契約の締結（同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。）であつて、新たな役務の提供を伴わないと認められるもの

■ 利息制限法　第 1 条（利息の制限）

【着眼点】
10.1

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一　元本の額が十万円未満の場合　年二割

二　元本の額が十万円以上百万円未満の場合　年一割八分

三　元本の額が百万円以上の場合　年一割五分

■ 利息制限法　第 2 条（利息の天引き）

利息の天引きをした場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条に規定する利率により計算した金

額を超えるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

■ 利息制限法　第３条（みなし利息）

前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。ただし、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

■ 利息制限法　第４条（賠償額の予定の制限）

1　金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条に規定する率の一・四六倍を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
2　前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

■ 利息制限法　第５条（元本額の特則）

【着眼点】
10.1

次の各号に掲げる利息に関する第一条の規定の適用については、当該各号に定める額を同条に規定する元本の額とみなす。
一　営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借をいう。以下同じ。）上の債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における当該貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息　当該既に負担している債務の残元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額
二　債務者が同一の債権者から同時に二以上の営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合におけるそれぞれの貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息　当該二以上の貸付けを受けた元本の額の合計額

■ 利息制限法　第６条（みなし利息の特則）

1　営業的金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものについては、第三条本文の規定は、適用しない。
2　営業的金銭消費貸借においては、次に掲げる契約の締結及び債務の弁済の費用に限り、第三条ただし書の規定の適用があるものとする。
一　公租公課の支払に充てられるべきもの
二　強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
三　債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

■ 利息制限法　第７条（賠償額の予定の特則）

1　第四条第一項の規定にかかわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年二割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
2　第四条第二項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

■ 利息制限法　第８条（保証料の制限等）

【着眼点】
10.2

1　営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。以下同じ。）がされた場合における保証料（主たる債務者が支払うものに限る。以下同じ。）の契約は、その保証料が当該主たる債務の元本に係る法定上限額（第一条及び第五条の規定の例により計算した金額をいう。以下同じ。）から当該主たる債務について支払うべき利息の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
2　前項の規定にかかわらず、同項の主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率（以下「変動利率」という。）をもって定められている場合における保証料の契約は、その保証料が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
一　保証契約の時に債権者と保証人の合意により債権者が主たる債務者から支払を受けることができる利息の利率の上限（以下「特約上限利率」という。）の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　法定上限額から特約上限利率により計算した利息の金額（以下「特約上限利息額」という。）を減じて得た金額
二　前号に掲げる場合以外の場合　法定上限額の二分の一の金額
3　第一項の保証が根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下同じ。）である場合における前二項の法定上限額は、その保証料が主たる債務の元本に対する割合をもって定められている場合を除き、保証契約の時に現に存する主たる債務の元本に係る法定上限額とする。
4　前三項の規定にかかわらず、第一項の保証が元本極度額（保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下同じ。）及び元本確定期日（根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（確定日に限る。）をいう。以下同じ。）の定めがある根保証であって、主たる債務者が個人（保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。）又は法人であるときは、債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合を除き、保証人は、次の各号に掲げ

る場合に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、保証料の支払を受けることができる。
一　第二項第一号に掲げる場合　元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した法定上限額から元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した特約上限利息額を減じて得た金額
二　前号に掲げる場合以外の場合　同号の法定上限額の二分の一の金額
5　前項の規定は、保証人が保証契約の時に債権者に対して同項の規定の適用を受けない旨の意思を表示し、かつ、その旨を主たる債務者に通知した場合には、適用しない。
6　第一項の保証がその主たる債務について他に同項の保証があるときに行うものである場合における保証料の契約は、その保証料が同項から第四項までの規定により支払を受けることができる保証料の上限額から当該他にある保証に係る保証料の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
7　第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については、保証契約に関し保証人が主たる債務者から受ける保証料以外の金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、保証料とみなす。
一　契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの
イ　公租公課の支払に充てられるべきもの
ロ　強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
ハ　主たる債務者が弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）
二　弁済に用いるため主たる債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の主たる債務者の要請により保証人が行う事務の費用として政令で定めるもの
8　営業的金銭消費貸借の債権者が保証契約を締結しようとする場合において、第五条の規定の適用があるとき（これにより第一条において適用される利率が異なるときに限る。）、利息の天引きをするとき又は主たる債務について既に他の保証契約があるときは、あらかじめ、保証人となるべき者に対し、その旨の通知をしなければならない。この場合において、当該債権者が当該通知を怠つたときは、これによつて保証人に生じた損害を賠償する責任を負う。

■ 利息制限法　第９条（保証がある場合における利息の制限の特則）

【着眼点】
10.2

1　前条第一項の保証料の契約後に債権者と主たる債務者の合意により利息を増加した場合における利息の契約は、第一条の規定にかかわらず、増加後の利息が法定上限額から保証料の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
2　前条第一項の主たる債務について支払うべき利息が変動利率をもつて定められている場合における利息の契約は、第一条及び前項の規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
一　前条第二項第一号に掲げる場合　特約上限利息額
二　前号に掲げる場合以外の場合　法定上限額の二分の一の金額
3　前条第四項の規定の適用がある場合における主たる債務に係る利息の契約は、第一条及び前二項の規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
一　前条第二項第一号に掲げる場合　特約上限利息額
二　前号に掲げる場合以外の場合　法定上限額の二分の一の金額

■ 出資法　第１条（出資金の受入の制限）

何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。

■ 出資法　第２条（預り金の禁止）

1　業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。
2　前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。
一　預金、貯金又は定期積金の受入れ
二　社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

■ 出資法　第３条（浮貸し等の禁止）

金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

■ 出資法　第４条（金銭貸借等の媒介手数料の制限）

【着眼点】
10.3

1　金銭の貸借の媒介を行う者は、その媒介に係る貸借の金額の百分の五に相当する金額（当該貸借の期間が一年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。
2　金銭の貸借の保証の媒介を行う者は、その媒介に係る保証の保証料（保証の対価として主たる債務者が保証人に支払う金銭をいう。以下同じ。）の金額の百分の五に相当する金額（当該保証の期間が一年未満であるものについては、当該保証料の金額に、その期間の日数に応じ、年五パーセントの割合を乗じて計算した金額）を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。
3　金銭の貸借又はその保証の媒介を行う者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前二項の規定を適用する。

■ 出資法　第５条（高金利の処罰）

1　金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。
2　前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。
3　前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

■ 出資法　第５条の２（高保証料の処罰）

1　金銭の貸付け（金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の保証（業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。
2　前項の保証に係る貸付けの利息が利息の契約時以後変動し得る利率（次条第二項において「変動利率」という。）をもつて定められる場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。
　一　当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第八条第二項第一号に規定する特約上限利率（以下この条及び次条において「特約上限利率」という。）の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　当該特約上限利率
　二　前号に掲げる場合以外の場合　年十パーセント
3　第一項の保証が、元本極度額（保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）及び元本確定期日（主たる債務の元本の確定すべき期日（確定日に限る。）をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の定めがある根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）であつて、その主たる債務者が個人（保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。）又は法人である場合（債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合及び利息制限法第八条第五項に規定する場合を除く。）における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。この場合においては、元本極度額を貸付けの金額と、元本確定期日を返済期日としてその計算をするものとする。
　一　当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　当該特約上限利率
　二　前号に掲げる場合以外の場合　年十パーセント
4　金銭の貸付けに保証を行う他の保証人がある場合における前三項の規定の適用については、第一項中「貸付けの利息」とあるのは、「貸付けの利息及び他の保証人が契約し、又は受領した保証料」とする。

■ 出資法　第５条の３（保証料がある場合の高金利の処罰）

1　金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。
2　金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一　当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　当該特約上限利率

二　前号に掲げる場合以外の場合　年十パーセント

3　金銭の貸付けを行う者が、根保証（元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。）のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を超える割合による利息（年二十パーセントを超える割合のものを除く。）の契約をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一　当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　当該特約上限利率

二　前号に掲げる場合以外の場合　年十パーセント

■ 出資法　第 5 条の 4 （利息及び保証料の計算方法）

1　前三条の規定の適用については、貸付け又は保証の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息又は保証料の計算をするものとする。

2　前三条の規定の適用については、利息を天引きする方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息の計算をするものとする。

3　前三条の規定の適用については、一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなす。

4　前三条の規定の適用については、金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、利息とみなす。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様とする。

一　契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの

イ　公租公課の支払に充てられるべきもの

ロ　強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

ハ　貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

二　金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料その他の貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの

5　前項の規定は、保証を行う者がその保証に関し受ける金銭及び保証料の支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に関し受ける金銭について準用する。この場合において、同項中「前三条」とあるのは「前二条」と、「利息」とあるのは「保証料」と読み替える。

■ 出資法　第 6 条 （物価統制令との関係）

金銭の貸付けについての利息及び保証料並びに金銭の貸借及び保証の媒介についての手数料に関しては、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第九条ノ二（不当高価契約等の禁止）の規定は、適用しない。

■ 出資法　第 7 条 （金銭の貸付け等とみなす場合）

第三条から前条までの規定の適用については、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

［自主規制　第 2 章第 3 節の 2　利息･保証料等に係る制限等に関する規則］

● 自主規制　第 15 条の 2 （目的）

本節の定めは、法第 12 条の 8 の規定に従い、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

● 自主規制　第 15 条の 3 （利息制限法の遵守）

1　協会員は、貸付けの契約を締結する場合、その利息（法第 12 条の 8 第 2 項に規定するみなし利息（以下「みなし利息」という。）を含む。）が利息制限法第 1 条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2　協会員は、法第 12 条の 8 及び施行令第 3 条の 2 の 2 に基づきみなし利息から除外される費用又は利用料等は、実費相当額（施行令第 3 条の 2 の 3 が適用される場合にはその範囲内のものに限る。）に限るものとする。

3　協会員は、債務者に対して金銭の貸付けを行う際に ATM 利用手数料その他のみなし利息から除外される費用、利用料等（コンビニエンスストアに設置されているマルチメディアキオスクの利用料を含む。）を債務者に負

担させる場合、貸付けを行うとき以外のとき（例えば、貸付けの契約に係る債権の全部又は一部について弁済を受けるとき等）に、当該費用を徴求することもできるものとする。

● 自主規制　　第 15 条の 4（社内態勢整備）

協会員は、利息及び保証料等について、法、利息制限法並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律を遵守するための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第 11 条に留意しなければならない。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－12 利息、保証料等に係る制限等

貸金業者は、利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払を要求してはならない。

利息、保証料等に係る制限等に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、利息、保証料等に係る制限等を具体的に定めているか。

② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築

イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

ロ. 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。

a. 法第 12 条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。

b. 法第 12 条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息と見なされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額（法令上の上限がある場合にはその範囲内）となっているか。

c. 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。

d. 同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第5条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。

【着眼点】
10.1

e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。
また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。

【着眼点】
10.2

f. 施行規則第 10 条の 13 に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。

g. 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第 10 条の 14 に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。

h. 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新（施行規則第 10 条の 15 の規定を含む。）があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。

【検証基準】 11. 契約に係る説明態勢

掲載条文	■ 貸金業法	: 16条
	■ 民　　法	: 第458条の2（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）
		第458条の3（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）
		第465条の2（個人根保証契約の保証人の責任等）
		第465条の6（公正証書の作成と保証の効力）
		第465条の10（契約締結時の情報の提供義務）
	● 自主規制	: 53条～55条　［第2章第7節第4款 貸付けの契約に係る勧誘に関する規則］
		55条の2［第2章第7節第5款 貸付けの契約に係る説明に関する規則］
	□ 監督指針	: Ⅱ-2-11 契約に係る説明態勢
	●個別ガイドライン	: 10.契約に関する説明 第7条（4）（後注１）（後注２）

■ 貸金業法　　第 16 条（誇大広告の禁止等）

1　貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。

2　前項に定めるもののほか、貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一　資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明

二　他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三　借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明

四　公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明

五　貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

六　前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの

3　貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

【着眼点】
11.3

4　貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。

5　貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない。

■民法　　第 458 条の 2（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

■民法　　第 458 条の 3（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）

1　主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2　前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

3　前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

■民法　　第 465 条の 2（個人根保証契約の保証人の責任等）

1　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

■民法　第 465 条の 6（公正証書の作成と保証の効力）

1 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。
2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。
一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。
イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。
ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。
二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

■民法　第 465 条の 10（契約締結時の情報の提供義務）

1 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。
一 財産及び収支の状況
二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。
3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

[自主規制 第 2 章第 7 節第 4 款 貸付けの契約に係る勧誘に関する規則]

● 自主規制　第 53 条（目的）

協会員は、資金需要者等の利益の保護という法の目的にかんがみ、本款に定める事項を遵守しなければならない。

● 自主規制　第 54 条（貸付けの契約に係る勧誘の承諾）

【着眼点】
11.1

1 協会員は、債務者等に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うに際しては、当該債務者等から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。当該承諾の取得方法としては、例えば次の各号に掲げる方法が考えられる。
⑴ 店頭窓口において口頭での承諾の事実を確認し、当該承諾に係る記録を作成及び保管する方法
⑵ 協会員のホームページを用いて承諾を取得する方法
⑶ 自動契約機又は現金自動設備などのタッチパネル上において承諾を取得する方法

⑷ 電話通信の方法により承諾を取得する方法
⑸ 書面により承諾を取得する方法

2 協会員は、前項第 2 号から第 4 号に規定する方法により承諾を受けた場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。

【着眼点】
11.2

3 協会員は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる貸付けの契約の勧誘を行ってはならない。

4 協会員は、資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識した場合には、貸付けの契約の締結に係る勧誘を行ってはならない。

5 協会員は、勧誘リスト等を作成するにあたっては、当該勧誘リストに個人信用情報の記載等をすることがないよう留意しなければならない。

● 自主規制　第 55 条（再勧誘に関する留意事項）

【着眼点】
11.3

1 協会員は、勧誘の対象となる者との間の契約関係の有無にかかわらず、勧誘の対象となる者の私生活や業務の平穏を保護する必要がある。借入れに関する合理的な判断を確保する観点から禁止されるべき再勧誘の期間及び範囲は、当該対象者の置かれた状況等により異なるため、これを一概に示す事は困難であるが、協会員は、当該対象者が当初の勧誘に対して示した拒否の意思表示に応じ、概ね以下を目処として対応しなければならない。また、協会員は、その拒否の事実を記録し、協会員が自ら定める期間、これを保存しなければならない。

⑴ 当該資金需要者等が、協会員からの勧誘を一切拒否する旨の強い意思表示を行った場合（例えば、資金需要者等から協会員に対して「今後一切の連絡を断る」旨の意思の表示が明示的にあった場合等）
　当該意思の表示のあった日から最低 1 年間は一切の勧誘を見合わせるものとし、当該期間経過後も架電、ファックス、電子メール若しくはダイレクトメール等の送信又は訪問等、当該資金需要者等の私生活や業務に与える影響が大きい方法による勧誘は行わないこととする。

⑵ 当該資金需要者等が、協会員が勧誘を行った取引に係る勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の明確な意思の表示を行った場合（例えば、当該勧誘対象者から協会員に対して、勧誘に係る取引について「今はいらない。」「当面は不要である。」等の一定の期間当該取引に係る勧誘を拒否する旨の意思を明示的に表示した場合等）
　当該意思表示のあった日から最低 6 ヶ月間は当該勧誘に係る取引及びこれと類似する取引の勧誘を見合わせるものとする。

⑶ 前各号に掲げる場合以外の場合であって、当該勧誘対象者が勧誘に係る取引についての契約を締結しない旨の意思を表示した場合
　当該意思表示のあった日から最低 3 ヶ月間は当該勧誘に係る取引及びこれと類似する取引の勧誘を見合わせるものとする。

2 前項の規定により禁止される勧誘の態様は、次の各号に掲げる方法による勧誘その他の勧誘の対象となる者の私生活又は業務の平穏を害する勧誘をいい、協会員は、資金需要者等による拒絶の意思の内容に応じて、前項各号に定める対応をしなければならない。
⑴ 資金需要者等の居宅又は勤務先その他居宅以外の場所への架電
⑵ 資金需要者等が所有し、又は勤務先から貸与を受けた携帯電話への架電

[自主規制　第 2 章第 7 節第 5 款　貸付けの契約に係る説明に関する規則]

● 自主規制　第 55 条の 2（適合性の原則）

協会員は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる貸付けの契約に係る説明（貸付けの契約の締結の勧誘時、貸付けの契約締結時、取引関係の見直し時等における説明をいう。）を行わないようにしなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－11－2 契約に係る説明態勢

契約に係る説明態勢に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備
資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な貸付けの契約（貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。以下同じ。）に係る説明を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
　また、貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。
（注）「貸付けの契約に係る説明」とは、貸付けの契約の締結の勧誘時、貸付けの契約締結時等、取引関係の見直し時等における説明をいう。

② 法令等を踏まえた契約に係る説明等の対応を行う態勢の構築
社内規則等に則り、貸付けの契約に係る説明が的確に実施されているか。例えば、以下の点に留意する。
イ. 貸付けの契約の締結の勧誘時

a. 資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、 例えば、顧客カード（勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。）を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）の表示の有無について、明確に記録されているか。

（注1）勧誘者リストの整備においては、Ⅱ－２－14に記載した、信用情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。

（注2）「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。

b. 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。

なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。

ロ. 貸付けの契約の締結時等

【着眼点】
11.4

a. 貸付けの契約を締結しようとする場合は、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等（資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。以下同じ。）からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。

貸金業者がインターネット等の口頭での説明が困難である手段を通じて貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。

b. 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。

・ 保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明（注）を行う）とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。

（注）個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。

・ 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額（特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならなくなる場合は当該金額）のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならなくなるおそれがあること。

また、経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第19 条の2の規定に基づき、主たる債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認することができること。

・ 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。

・ 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。

・ 連帯保証人は、民法第452条に規定する催告の抗弁及び同法453条に規定する検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、通常の保証人とは異なること。

（注）「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

・ 中小企業・小規模事業者等の経営者等（以下「経営者等」という。）との間で保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ－２－13－3(2)参照）。

(i)保証契約の必要性

(ii)原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること

(iii)経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の 変更・解除等の見直しの可能性があること

・ 物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす（例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行う）など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結することとなっているか。

・ いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結しようとする場合は、資金需要者等に対し、完全施行前の法第 43 条第1項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、貸金業協会や消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。

ハ. 取引関係の見直し時等

a. 法第 17 条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合その他債務者等にとって不利となる契約の見直しを行う場合

契約の変更箇所について説明を行うとともに、これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

【着眼点】
11.5

b. 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合

これまでの取引関係や、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。

例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。

c. 経営者等から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合

「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行う態勢が整備されているか(Ⅱ－２－13－３(２)参照)。

特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか(Ⅱ－２－13－３(２)参照)。

d. 延滞債権の回収(担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。)、企業再生手続(法的整理・私的整理)及び債務者等の個人再生手続等の場合

(i) これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。

例えば、主債務者の経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。

(ii) 手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。

(iii) 特に経営者保証における保証債務の履行に際しては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか(Ⅱ－２－13－３(２)参照)。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

貸付けの契約に係る説明に関して、定期的な内部管理部門における当該説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等及び内部監査に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、貸付けの契約に係る説明の実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、貸付けの契約に係る説明の実効性が確保されているか。

● 個別ガイドライン　10 契約に関する説明　第７条(4)（後注1）（後注2）

・ 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担した貸金等債務が含まれる根保証契約を締結する場合(保証人になろうとする者が法人又は民法第 465 条の９各号に掲げる者である場合を除く。)は、その契約の締結に先立ち、その締結日の前 1 か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示しなければ、保証契約が無効となることに留意すること。

(後注1)主たる債務者が、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をする場合は、協会員は、当該債務者が委託を受ける者(法人を除く。)に対し、以下の情報を提供していない場合には、保証契約が取り消されるおそれがあることに留意する必要がある。

① 財産及び収支の状況

② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(後注2)個人根保証契約は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を定めないと、無効になることに留意する必要がある。

【検証基準】 12. 過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）

【 12-1 】過剰貸付けの防止

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	13条（施行規則10条の16、1条の2の3、10条の17～10条の20） 13条の2（施行規則10条の21～10条の23） 13条の3（施行規則10条の24～10条の28） 13条の4（施行規則10条の29）
	● 自主規制	:	11条3項　［第2章第2節 貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則］ 20条～38条　［第2章第6節 過剰貸付け防止等に関する規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-13 過剰貸付けの禁止
	●個別ガイドライン	:	11. 過剰貸付けの防止 第3条の2

■ 貸金業法　第 13 条（返済能力の調査）

【着眼点】
12.4

1 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

【着眼点】
12.5

3 貸金業者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定による調査を行うに際し、資金需要者である個人の顧客（以下この節において「個人顧客」という。）から源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この項及び第十三条の三第三項において同じ。）その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

一 次に掲げる金額を合算した額（次号イにおいて「当該貸金業者合算額」という。）が五十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約（貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同じ。）に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額））

ロ 当該個人顧客と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額））の合計額

二 次に掲げる金額を合算した額（次条第二項において「個人顧客合算額」という。）が百万円を超える場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 当該貸金業者合算額

ロ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額

【着眼点】
12.6

4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）を増額する場合（当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

■ 施行規則　第 10 条の 16（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）

【着眼点】
12.4

法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

一 極度方式貸付けに係る契約

二 第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

■ 施行規則　第 1 条の 2 の 3（個人信用情報の対象とならない契約）

法第二条第十四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 極度方式基本契約

二　手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
三　金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が顧客から保護預りをしている有価証券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十五条第一号イからチまでに掲げるいずれかの有価証券（同法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内であるもの（同号に規定するものを除く。）に係る契約
四　金融商品取引業者が顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げるいずれかの有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付け（同号に規定するものを除く。）に係る契約
五　貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

■ 施行規則　第 10 条の 17（資力を明らかにする事項を記載した書面等）

【着眼点】
12.5

1　法第十三条第三項本文及びただし書（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第十三条の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、個人顧客（法第十三条第三項に規定する個人顧客をいう。以下同じ。）の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。
一　源泉徴収票（法第十三条第三項に規定する源泉徴収票をいう。）
二　支払調書
三　給与の支払明細書
四　確定申告書
五　青色申告決算書
六　収支内訳書
七　納税通知書
七の二　納税証明書
八　所得証明書
九　年金証書
十　年金通知書
十一　個人顧客の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に係る前各号に掲げるもの（当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合若しくは同号に掲げる契約（極度方式基本契約に限る。）を締結している場合又は当該個人顧客の配偶者が同号に掲げる契約を締結している場合に限る。）

2　前項各号に掲げる書面（同項第九号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第九号に係るものに限る。）を除く。）は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。
一　前項第一号、第二号及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第一号、第二号及び第十号に係るものに限る。）　一般的に発行される直近の期間に係るものであること。
二　前項第三号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第三号に係るものに限る。）　直近二月分以上のもの（第十条の二十二第二項第三号に掲げる方法により直近の年間の給与の金額を算出する場合にあつては、直近のもの）であること。
三　前項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第四号から第六号までに係るものに限る。）　通常提出される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。次号及び第十条の二十二第一項第四号において同じ。）を用いて基準額（法第十三条の二第二項に規定する基準額をいう。次号において同じ。）を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。
四　前項第七号から第八号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第七号から第八号までに係るものに限る。）　一般的に発行される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

3　第一項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一　変更後の勤務先が確認されていること。
二　変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

■ 施行規則　**第 10 条の 18（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）**

【着眼点】
12.6

1　法第十三条第四項の規定により、貸金業者は、顧客等ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。
一　契約年月日
二　顧客等から前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
三　顧客等の資力に関する調査の結果
四　顧客等の借入れの状況に関する調査の結果（法第十三条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）
五　その他法第十三条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）
2　貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間保存しなければならない。
一　貸付けに係る契約　当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））
二　貸付けに係る契約の保証契約　前号に定める日又は当該保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日

■ 施行規則　**第 10 条の 19（極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合）**

法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号、第十条の二十三第一項第二号の二ロ(1)及び(2)、第十条の二十八第四項第一号並びに第十条の二十九第一号において同じ。）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額をその減額の前の額まで増額する場合とする。

■ 施行規則　**第 10 条の 20（極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）**

1　法第十三条第五項において準用する同条第四項の規定により、貸金業者は、債務者ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。
一　極度額を増額した年月日
二　当該債務者から第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
三　当該債務者の資力に関する調査の結果
四　当該債務者の借入れの状況に関する調査の結果（法第十三条第五項において準用する同条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）
五　その他法第十三条第五項において準用する同条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し
2　貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）を、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

■ 貸金業法　第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）

【着眼点】
12.8
12.9
12.10
12.11

1　貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。
2　前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定

めるものを除く。）をいう。

■ 施行規則　　**第 10 条の 21（個人過剰貸付契約から除かれる契約）**

【着眼点】
12.9

【別　表】
4

1　法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

二　自ら又は他の者により前号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

三　自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車が譲渡により担保の目的となつているもの

四　個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の次のいずれかに掲げる療養費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約

イ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第一項及び第百四十七条に規定する高額療養費

ロ　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費

ハ　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費

ニ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第一項に規定する高額療養費

ホ　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する高額療養費

ヘ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する高額療養費

五　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ　金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）

六　不動産（借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

七　売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

八　第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

2　貸金業者は、前項第一号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。

一　前項第一号又は第二号に掲げる貸付けに係る契約　不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面

二　前項第三号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面

イ　当該自動車の売買契約書

ロ　当該自動車の自動車検査証

三　前項第四号に掲げる貸付けに係る契約　医療機関からの療養費の請求書又は見積書

四　前項第五号に掲げる貸付けに係る契約　当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面

五　前項第六号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面

イ　当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ　当該不動産の登記事項証明書

ハ　担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書

六　前項第七号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面

イ　当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ　当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書

■ 施行規則　　第 10 条の 22（年間の給与に類する定期的な収入の金額等）

1　法第十三条の二第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　年間の年金の金額

二　年間の恩給の金額

三　年間の定期的に受領する不動産の賃貸収入（事業として行う場合を除く。）の金額

四　年間の事業所得の金額（過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。）

2　法第十三条の二第二項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、次に掲げる方法のいずれかにより算出するものとする。

一　第十条の十七第一項に規定する書面等（同項第三号及び第十一号に掲げる書面に係るものを除く。）を用いて算出する方法

二　第十条の十七第一項に規定する書面等（同項第三号に掲げる書面に係るものに限る。以下この条において同じ。）に記載されている直近の二月分以上の給与（賞与を除く。）の金額の一月当たりの平均金額に十二を乗じて算出する方法

三　第十条の十七第一項に規定する書面等に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法

3　前項第二号に掲げる方法により年間の給与の金額を算出する場合において、第十条の十七第一項に規定する書面等によつて、過去一年以内の賞与の金額を確認したときは、当該賞与の金額を年間の給与の金額に含めることができる。

■ 施行規則　　第 10 条の 23（個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等）

【着眼点】
12.10

【別　表】
4

1　法第十三条の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該債務に係る一月の負担を上回らないこと。

ロ　当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額と当該貸付けに係る契約の締結に関し当該個人顧客が負担する元本及び利息以外の金銭の合計額の合計額が当該債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。

ハ　当該債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供させないこと。

ニ　当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該物的担保の条件が当該債務につき供されていた物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利にならないこと。

ホ　当該債務に係る保証契約の保証人以外の者を当該貸付けに係る契約の保証契約の保証人としないこと。

ヘ　当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該保証契約の条件が当該債務に係る保証契約の条件に比して保証人に不利にならないこと。

一の二　債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該個人顧客が弁済する債務のすべてが、当該個人顧客が貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務であつて、貸金業者又は法第四十三条の規定により貸金業者とみなされる者（次項第一号の二ロにおいて「みなし貸金業者」という。）を債権者とするものであること。

ロ　当該貸付けに係る契約の貸付けの利率が、当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約の貸付けの利率（当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けに係る契約が二以上ある場合は、弁済時における貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額。ハにおいて同じ。）により加重平均した貸付けの利率）を上回らないこと。

ハ　当該貸付けに係る契約に基づく定期の返済により、当該貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれること。

ニ　前号イ及びハからヘまでに掲げるすべての要件に該当すること。

二　個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の緊急に必要と認められる医療費（所得税法第七十三条第二項に規定する医療費をいう。次項において同じ。）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項第四号に掲げる契約を除く。）であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（当該個人顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る。）

二の二　個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約として当該個人顧客と貸金業者の間に締結される契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの（以下「特定緊急貸付契約」とい

う。）

イ　当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

ロ　次に掲げる金額を合算した額（第十条の二十八第一項第一号ロにおいて「緊急個人顧客合算額」という。）が十万円を超えないこと。

（1）　当該特定緊急貸付契約に係る貸付けの金額（極度方式基本契約にあつては、極度額）

（2）　当該個人顧客と当該特定緊急貸付契約以外の特定緊急貸付契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額）の合計額

（3）　指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の特定緊急貸付契約に係る貸付けの残高の合計額

ハ　返済期間（極度方式基本契約にあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間）が三月を超えないこと。

三　個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（法第十三条の二第二項に規定する個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額（法第十三条の二第二項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る基準額（当該個人顧客の配偶者を当該個人顧客とみなして法第十三条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）を合算した額を超えないもの（当該貸付けに係る契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。）

四　事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

【着眼点】
12.11

イ　実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。

ロ　当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

五　現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

【着眼点】
12.11

イ　事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められること。

ロ　当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

六　金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）からの貸付け（イ及び次項第六号において「正規貸付け」という。）が行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。）であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　正規貸付けが行われることが確実であると認められること。

ロ　返済期間が一月を超えないこと。

2　貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。

一　前項第一号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額

ロ　当該個人顧客が既に負担している債務の残高、当該債務に係る各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額

ハ　当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容

ニ　当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容

一の二　前項第一号の二に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該貸付けに係る契約の貸付けの利率

ロ　当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けの残高、貸付けの利率、債権者の商号、名称又は氏名及び債権者が貸金業者であるかみなし貸金業者であるかの別

ハ　弁済する債務の存在について調査を行つた年月日、方法及び結果

ニ　当該貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数

ホ　当該貸付けに係る契約に基づく各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額

ヘ　当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容

ト 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容

二 前項第二号に掲げる貸付けに係る契約 医療機関からの医療費の請求書又は見積書

二の二 特定緊急貸付契約 次に掲げる書面

イ 前項第二号の二ロ(3)に掲げる額を確認するために使用した指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容を記載した書面

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる費用の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める書面

(1) 第四項第一号に掲げる費用 当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しが外国において行われたことを疎明する書面

(2) 第四項第二号に掲げる費用 当該費用の支払に係る領収書その他資金の使途を確認することができる書面

三 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面

ロ 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書

四 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面

ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

五 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

六 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面のいずれか

イ 正規貸付けが行われることが確実であることが確認できる書面（正規貸付けを行う者が発行したものに限る。）

ロ 貸金業者が正規貸付けを行う者に対して行つた当該正規貸付けが行われることが確実であることについての照会の結果を記載した書面

3 貸金業者は、第一項第三号に掲げる契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項各号に掲げる契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額と当該個人顧客に係る個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（第一項各号に掲げるものを除く。）を締結してはならない。

4 第一項第二号の二、次項及び第十条の二十八第一項第一号の「特定費用」とは、次に掲げる費用をいう。

一 外国において緊急に必要となつた費用

二 前号に掲げるもののほか、社会通念上緊急に必要と認められる費用

5 特定緊急貸付契約に係る特定費用が前項第一号に掲げる費用である場合にあつては、当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しは、外国において行われるものでなければならない。

■ 貸金業法　第 13 条の 3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）

【着眼点】
12.14

1 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額である場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

【着眼点】
12.15

3 貸金業者は、前二項の規定による調査をしなければならない場合において、当該個人顧客に係る第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該調査を行うに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されていることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算

額（次に掲げる金額を合算した額をいう。）が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

一　当該極度方式基本契約の極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額）

二　当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高（極度方式基本契約にあつては、極度額（当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額））の合計額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）

三　指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）

■ 施行規則　　第 10 条の 24（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）

【着眼点】
12.14

1　法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

一　極度方式基本契約（第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を除く。）の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。）の合計額が五万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超え、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。）の合計額が十万円（当該極度方式基本契約が特定緊急貸付契約である場合にあつては、零とする。）を超えること。

二　第十条の二十五第三項第三号の措置又は第十条の二十八第四項第二号若しくは第十条の二十九第二号に掲げる措置を解除しようとする場合であること。

2　前項第一号に掲げる基準を満たした場合には、貸金業者は、同号に規定する期間の末日から三週間を経過する日までに、指定信用情報機関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならない。

■ 施行規則　　第 10 条の 25（極度方式基本契約に係る定期的な調査）

【着眼点】
12.14

1　法第十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める期間は、三月以内とする。

2　貸金業者は、前項に規定する期間の末日から三週間を経過する日までに、指定信用情報機関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならない。

3　法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。）の合計額が十万円以下である場合

二　第一項に規定する期間の末日において当該極度方式基本契約について第十条の二十八第四項第二号又は第十条の二十九第二号に掲げる措置が講じられている場合

三　第一項に規定する期間の末日において、次に掲げるいずれかの理由により、当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置が講じられている場合

イ　元本又は利息の支払の遅延

ロ　イに掲げるもののほか、合理的な理由（当該措置を講じた旨、その年月日及び当該理由が法第十九条の帳簿に第十六条第一項第七号に掲げる事項として記載されている場合に限る。）

四　当該極度方式基本契約が、第一条の二の三第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約若しくは同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約又は第十条の二十一第一項第五号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約である場合

■ 施行規則　　第 10 条の 26（極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面等）

【着眼点】
12.15

1　貸金業者は、法第十三条の三第三項本文の規定により、同条第一項又は第二項の規定による調査において、個人顧客から第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受ける場合には、当該個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つた日から一月以内に当該書面等の提出又は提供を受けなければならない。

2　法第十三条の三第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の十七第一項各号に掲げる書面（同項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第一号から第八号まで及び第十号に係るものに限る。）にあつては、過去三年以内に発行（同項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第四号から第六号までに係るものに限る。）が法令で定める期間内に提出がされている場合にあつては、当該提出。以下この項において同じ。）がされたもの（貸金業者が、当該書面等が発行された日から起算して二年を経過した日以後一年以内に当該個人顧客の勤務先（同

項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者の勤務先）に変更がないことを確認した場合には、過去五年以内に発行がされたもの）に限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、当該期間内に当該個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

3　前項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（第十条の十七第一項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一　変更後の勤務先が確認されていること。

二　変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

■ 施行規則　　第 10 条の 27（極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等）

1　法第十三条の三第四項の規定により、貸金業者は、個人顧客ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

一　法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査を行つた年月日

二　当該個人顧客から第十条の十七第一項又は前条第二項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日

三　当該個人顧客の資力に関する調査の結果

四　当該個人顧客の借入れの状況に関する調査の結果（法第十三条の三第一項及び第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

五　その他法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査に使用した書面又はその写し

2　貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条の三第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）をその作成後三年間保存しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、貸金業者は、前条第二項の規定により同条第一項に規定する書面等をその発行後三年を超えて用いるときは、当該書面等又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録をその発行後五年間保存しなければならない。

■ 施行規則　　第 10 条の 28 （個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等）

1　法第十三条の三第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　個人顧客が特定費用を支払うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約（特定緊急貸付契約に限る。）であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　当該個人顧客の返済能力を超えない極度方式基本契約であると認められること。

ロ　緊急個人顧客合算額が十万円を超えないこと。

ハ　当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの返済期間が三月を超えないこと。

二　個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額（法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額と当該個人顧客の配偶者に係る基準額を合算した額を超えないもの（当該契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。）

三　事業を営む個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。

ロ　当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

四　現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ　事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であると認められること。

ロ　当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

2　貸金業者は、前項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査をしなければならないときは、当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかをあわせて調査しなければならない。

3　前項に規定する「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」とは、第一項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする極度方式基本契約で、当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額と当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（同項各号に掲げるものを除く。）をいう。

4　貸金業者は、第一項第二号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が前項に規定する配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額
二　当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

■ 貸金業法　**第 13 条の 4（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）**

【着眼点】
12.14

貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、当該極度方式基本契約の条項に基づく極度額の減額その他の当該極度方式基本契約に関して極度方式貸付けを抑制するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

■ 施行規則　**第 10 条の 29（極度方式貸付けを抑制するために必要な措置）**

【着眼点】
12.14

法第十三条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額
二　当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

[自主規制　第 2 章第 2 節　貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則]

● 自主規制　**第 11 条（社内態勢整備）《抄》**

3　中小企業・小規模事業者等との貸付けの契約を行う協会員については、「経営者保証ガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

[自主規制　第 2 章第 6 節　過剰貸付け防止等に関する規則　第 1 款　総則]

● 自主規制　**第 20 条（目的）**

本節の定めは、法第 13 条（返済能力の調査）及び法第 13 条の 2（過剰貸付け等の防止）等の規定に関し、過剰貸付けを防止するための必要な事項を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

● 自主規制　**第 21 条（協会員の一般的責務）**

協会員が資金需要者等の必要な収支状況を把握した上で返済能力を調査することは、資金需要者等が収支との均衡を踏まえた健全な返済計画に基づく貸付けの契約を締結することを可能にするという観点及び資金需要者等が多重債務に陥ることを防止するという観点から極めて重要であることにかんがみ、協会員は、貸付けの契約を締結する場合には、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約を締結しなければならない。

● 自主規制　**第 21 条の 2（返済能力の調査に係る基準）**

【着眼点】
12.1

協会員は、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。

● 自主規制　**第 21 条の 3（記録の保存）**

1　協会員は、前条の規定に基づき定めた返済能力の調査に係る基準に従い顧客等の返済能力を調査した場合、調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。ただし、返済能力の調査の結果、当該顧客等と貸付けの契約を締結しなかった場合には、この限りではない。
2　協会員は、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、前項に規定する記録（法第 13 条第 3 項の規定により年収証明書（第 27 条の 2 第 3 項に定義する。）の提出又は提供を受けたときは、当該書面又はその写し（電磁的記録）を含む。以下本条において同じ。）を保存しなければならない。
⑴　貸付けに係る契約　当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）

⑵　貸付けに係る契約の保証契約　前号に定める日又は当該保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日

3 協会員は、前項第 1 号に定める「弁済その他の事由により消滅したとき」には債権を譲渡したときは含まれないことに留意するものとする。

● 自主規制　第 22 条（返済能力の調査 ― 借入れ意思の確認）

【着眼点】
12.2

1 協会員は、資金需要者等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する際、借入申込書に借入希望額、申込み時点での借入額及び年収額等を自ら記入させること等により、その借入れの意思の確認を行わなければならない。

2 協会員は、借入れの意思の確認を行う場合には、前項に規定する方法に代えて次の各号に掲げる方法によることができる。

⑴ 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、前項に規定する各事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受ける方法

⑵ 資金需要者等からの借入れの申込みにおいて、電話通信の方法により前項に規定する各事項を聴取し、これらを記録する方法

3 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認を行わなければならない。

4 協会員は、前 3 項に規定する方法により実施した調査結果を記録し、あわせて、前条第 2 項及び第 3 項に従い、当該記録を保存しなければならない。

● 自主規制　第 23 条（過剰貸付けの禁止）

協会員は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、第 21 条の 2 の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約（法第 13 条の 2 第 2 項に定めるものをいう。）その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

● 自主規制　第 24 条（人的担保を徴求して行う貸付け）

1 保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合、協会員は、当該契約を締結するまでに、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを確認するものとする。また、協会員は、保証を付した貸付けに係る契約を締結するまでに、保証人になろうとする者について、返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の認識についても確認するものとする。

2 法第 16 条の 2 第 3 項においては、協会員が貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、同項に規定する事前説明書面を保証契約締結までに交付しなければならないこととされているところであるが、協会員が保証人（保証業者を除く。以下、本条において同じ。）を立てさせて貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する場合には、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合における責任の内容を当該保証契約の保証人となろうとする者に十分に理解させるという観点から、当該書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにしなければならない。

● 自主規制　第 25 条（保証業者を付して行う貸付け）

協会員が貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結するにあたり、保証人として保証業者を付す場合、当該保証業者が十分な保証履行能力を有していることを資金需要者等に明示することが資金需要者保護の観点から必要と考えられる。このことから、協会員が保証業者を付すにあたり、当該保証業者が十分な保証履行能力を有していることを下記の例示により明示しなければならない。

＜指標の例＞

⑴ 資本金
⑵ 貸借対照表
⑶ 損益計算書
⑷ その他当該保証業者が定める指標

＜明示方法の例＞

⑴ 契約書への記載
⑵ 別途パンフレット作成のうえ記載
⑶ ポスター
⑷ インターネット

● 自主規制　第 26 条（極度方式基本契約に係る返済期間の設定）

協会員は、資金需要者等との間で極度方式基本契約を締結する場合には、当該極度方式契約に基づく極度方式貸付けの返済が原則 3 年以内（ただし、極度額が 30 万円を超える場合には原則 5 年以内）に終了するようにしなければならない。ただし、極度額が 100 万円を超える場合において、返済能力その他の事情等にかんがみ、合理的理由がある場合には、この限りでない。

[自主規制　第 2 章第 6 節第 2 款　貸付けの契約を個人の顧客等との間で締結する場合における特則]

● 自主規制　第 27 条（返済能力の調査等に係る基準）

1 協会員は、個人の顧客等（以下「個人顧客等」という。）との間で貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）の締結を行う場合、返済能力調査を適切に実施するため、例えば、次に掲げる情報を考慮した返済能力の調査等に係る基準を設けなければならない。
⑴ 収入又は収益その他の資力及び支出の状況
⑵ 借入れの状況（借入件数、借入金額及び各貸付けに係る契約の内容（除外貸付け又は例外貸付けとなる契約となる場合は、その旨）等をいい、指定信用情報機関への照会を行った結果判明したものを含む。）
⑶ 家族構成及び勤務先などの属性の状況
⑷ 資金使途（資金需要者等による資金使途が未定若しくは協会員により使途目的を定めない場合は、その旨の記録等を行い、保存する。）
2 前項第 2 号に規定する「除外貸付け」とは、施行規則第 10 条の 21 第 1 項各号に定める貸付けに係る契約をいい、「例外貸付け」とは、施行規則第 10 条の 23 第 1 項各号に定める貸付けに係る契約をいう。

● 自主規制　第 27 条の 2（返済能力の調査 ― 指定信用情報機関を利用した調査）

1 協会員は、法令等に基づき、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。
2 協会員は、複数の指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結している場合において、少なくともいずれか一つの指定信用情報機関が保有する信用情報を使用し、個人顧客等との間で貸付けの契約を締結しない旨判断したときには、さらに、他の指定信用情報機関が保有する信用情報を必ずしも使用する必要はないものとする。
3 協会員は、法第 13 条第 3 項各号のいずれか又は法第 13 条の 3 第 3 項本文に該当することを確認した場合には、資金需要者である個人の顧客（以下「個人顧客」という。）から施行規則第 10 条の 17 第 1 項に定める書面又はその写し（電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。）の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。ただし、協会員が既に当該個人顧客の年収証明書の提出又は提供を受けている場合は、この限りではない。
4 施行規則第 10 条の 17 第 1 項各号に規定された各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。
⑴ 源泉徴収票‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 226 条第 1 項
⑵ 支払調書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 225 条第 1 項
⑶ 給与の支払明細書‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 231 条
⑷ 確定申告書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 120 条第 1 項、地方税法第 317 条の 2 第 1 項
⑸ 青色申告決算書‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 143 条
⑹ 収支内訳書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 120 条第 6 項
⑺ 納税通知書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥地方税法第 1 条第 1 項第 6 号
⑻ 納税証明書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥地方税法第 20 条の 10
⑼ 年金証書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥国民年金法第 16 条、国民年金法施行規則第 65 条、
厚生年金保険法施行規則第 82 条等
⑽ 年金通知書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥所得税法第 231 条等
5 施行規則第 10 条の 17 第 1 項第 8 号に規定される「所得証明書」には、例えば、以下に掲げるものが含まれ、また、書面の名称の如何を問わないものとする。
⑴ 根拠法令なく、行政サービスの一環として、地方公共団体が交付する所得・課税証明書
⑵ 当該個人顧客の勤務先が発行する所得証明書（ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者の記名・押印により真正であると認められるものに限る。）

● 自主規制　第 27 条の 3（返済能力の調査ー途上与信）

1 協会員は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、法第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく調査を適時にかつ適切に行うものとする。
2 協会員は、法令等に基づき、前項に規定する方法により実施した調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

● 自主規制　第 27 条の 4（信用情報提供等業務の休止時における取扱い）

1 法第 41 条の 32 第 1 項又は第 2 項に基づき指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している場合において、協会員が指定信用情報機関の保有する信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、法第 13 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 13 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定は適用しない。
2 指定信用情報機関がその休止した信用情報提供等業務を再開した場合、協会員は、速やかに法第 13 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に基づく調査を行うものとする。
3 法第 41 条の 32 第 3 項に基づき指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している場合であっても、法第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく期間の進行は停止しないものとし、指定信用情報機関による信用情報提供等業務が休止している間に 3 週間が経過した場合には、指定信用情報機関がその休止した信用

情報提供等業務を再開した後、速やかに第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく調査を行うものとする。

● 自主規制　第 27 条の 5（除外貸付け及び例外貸付け）

1 協会員は、第 23 条の規定にかかわらず、締結しようとする貸付けの契約が除外貸付け又は例外貸付けに該当する場合には、当該貸付けの契約を締結することができるものとする。

2 協会員は、施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 1 号に規定する除外貸付けとして「不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けにる契約」（当該不動産を担保としない貸付けに係る契約並びに頭金又は外溝工事等を資金使途とした貸付けに係る契約を含む。）をした場合、不動産（借地権を含む。）の売買契約書、建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同号に掲げる契約に該当することを証明する書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

3 協会員は、例外貸付けとして、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号に定める契約を締結した場合、次に掲げる書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

⑴ 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面（住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）をいう。）

⑵ 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書

4 前 2 項に掲げるほか、協会員は、除外貸付け及び例外貸付けに係る貸付けの契約を締結したときは、施行規則第 10 条の 21 第 2 項又は施行規則第 10 条の 23 第 2 項に基づき、同項各号に定める書面若しくはその写し又はこれに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない（ただし、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結したときは、第 29 条の 5 の定めに従う。）。なお、保存期間については、第 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

[自主規制　第 2 章第 6 節第 3 款　貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合の特則]

● 自主規制　第 28 条（個人事業者への適用）

協会員は、貸付けの契約を個人事業者である顧客等と締結する場合には、第 1 款、第 2 款及び第 4 款（第 34 条から第 38 条の規定に限る。ただし、第 34 条第 1 項、同条第 5 項第⑵号及び第 37 条における「法人」は「個人事業者」と、第 37 条における「第 32 条から第 34 条まで」は「第 34 条」と読み替えるものとする。）の規定のほか、本款の規定が適用される。

● 自主規制　第 29 条（安定的な収入といえるかどうかの判断）

1 協会員は、基準額（法第 13 条の 2 第 2 項に定義するものをいう。以下同じ。）の範囲内で個人事業者と貸付けの契約を締結する場合には、個人事業者の申告等に基づき、施行規則第 10 条の 22 第 1 項第 4 号に規定する年間の事業所得の金額が過去の事業所得の状況に照らして安定的といえるかどうかを判断することができるものとする。

2 事業所得を直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、当該算定に用いたすべての年の年収証明書の提出又は提供を受ける必要がある。

● 自主規制　第 29 条の 2（例外貸付けの確認）

1 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める例外貸付けを行おうとする場合には、同条第 2 項第 4 号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」を記載した書面として、例えば協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に記載される別紙「借入計画書」を使用することができる。なお、別紙「借入計画書」の各記載事項の要素を満たすものであれば、協会員において独自に作成する書式等を使用することを妨げるものではない。

2 前項の規定は、施行規則第 10 条の 23 第 2 項第 5 号、施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号に定める「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」においても準用する。

3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号ロかっこ書に該当する例外貸付けを行おうとする場合には、別紙「借入計画書」に代え、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を記載した書面を使用するものとする。

● 自主規制　第 29 条の 3（起業して 1 年に満たない個人事業者の確認）

協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して 1 年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。

● 自主規制　第 29 条の 4（過剰貸付けの禁止）

協会員は、個人事業者における資金使途が経常的な運転資金の場合には、特段の事由がない限り、過去の経営実績を踏まえて予測される当該事業年度における売上げの額を超える貸付けを行ってはならない。

● 自主規制　第 29 条の 5（記録の保存）

1 協会員は、個人事業者向け貸付けに伴い、第 29 条及び第 29 条の 3 の規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
2 協会員は、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める例外貸付けに係る貸付けの契約を締結した場合は、同条第 2 項に基づき、同項第 4 号及び第 5 号に定める書面（第 29 条の 2 に定める書面を使用した場合には当該書面を含む。）若しくはその写し又はこれに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

［自主規制　第 2 章第 6 節第 4 款　法人向け貸付けに関する特則］

● 自主規制　第 30 条（目的）

本款は、法人向け貸付け（法人である顧客との間で締結する貸付けの契約に基づく貸付けをいう。）について、過剰貸付け防止等に関する規則の特例を定めるものである。

● 自主規制　第 31 条（法人であることの確認）

【着眼点】
12.12

1 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本（電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。
2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。

● 自主規制　第 32 条（返済能力の確認）

【着眼点】
12.12

1 協会員は、法人との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。
2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。

● 自主規制　第 33 条（過剰貸付けの防止）

1 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。
2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外のものである場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出又は提供を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。

● 自主規制　第 34 条（保証能力を超える保証契約の防止）

1 協会員は、法人との間の貸付けに係る契約に基づく債務を主債務とする保証契約を個人との間で締結する場合には、第 2 項以下に定める規定に従うものとする。
2 協会員は、保証人となろうとする者から源泉徴収票、その他の当該保証人の年収の額、保有資産、返済能力を明らかにする事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。
3 協会員は、保証人となろうとする者がすでに年収その他定期的収入の額の年額の三分の一以上の債務を負っている者との間では、原則として保証契約を締結してはならない。
4 協会員は、第 24 条第 2 項の規定に基づき、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、同項の規定にかかわらず、当該資金需要が緊急性若しくは定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者であるとき、又は保証人となろうとする者が次項各号のいずれかに該当する場合には、保証契約締結の当日に交付することを妨げない。
5 第 1 項から第 3 項までの規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。
⑴ 資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）
⑵ 当該法人又は当該事業から得る収入で生計を一体となす者
⑶ 法人

● 自主規制　第 35 条（第三者の不動産の担保提供を受ける場合の留意点）

第三者からの不動産担保提供を受ける場合、協会員は当該物件の所有権が他に移転し、その生活環境が変化しても生活に苦慮するような事情が内在されていないか、事前に不動産担保提供をする者に確認しなければならない。また、確認にあたりその第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか、容易に環境の変化に対応する事が可能であるか等に留意した聴取等を行い、記録・保存しなければならない。ただし、担保提供者がこの規則第 34 条第 5 項各号に掲げる者である場合を除く。

● 自主規制　第 36 条（自己振出手形等の制限）

1 協会員は、資金需要者等との間で貸付けに係る契約を締結する場合において、その債務を履行するために自己振出手形又は先日付小切手の提供を事前又は事後に受けたときは、充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付しなければならない。
2 協会員は、顧客から第三者による振出し又は引受けに係る手形の割引を行う場合には、その手形の担保又は保全としてその資金需要者等から重ねて自己振出手形又は小切手を徴求してはならない。
3 協会員は、前各項において資金需要者等から手形の振出しを受ける場合には、手形記載要件の支払場所が、銀行等の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けてはならない。

● 自主規制　第 37 条（記録の保存）

協会員は、法人向け貸付けに伴い、第 32 条から第 34 条までの規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

● 自主規制　第 38 条（事業者金融分野における営業告知行為の制限）

協会員は、事業者でない個人に対して、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させるような不特定多数に向けた営業広告を行ってはならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－13 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、過剰貸付けの抑制のために導入された、個人顧客の年収等から算定される当該個人顧客に係る基準額を超える貸付け等を原則禁止する総量規制（本監督指針において「総量規制」という。）を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果、その顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

上記を踏まえ、貸金業者においては、過剰貸付けの防止のための適切な態勢を構築する必要がある。

□ 監督指針　Ⅱ－2－13－1 返済能力調査

顧客等の返済能力調査（保証人となろうとする者の返済能力調査を含む。以下同じ。）に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 共通事項

イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、返済能力調査のための社内体制や方法等を具体的に定めているか。

ロ. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築

a. 役職員が社内規則等に基づき、返済能力調査を適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

ⅰ）顧客の収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握しているか。

ⅱ）借入申込書に借入希望額、既往借入額（例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。）、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認しているか。

（注）顧客が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認する必要があることに留意する。

ⅲ）物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを確認しているか。

また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認しているか。

ⅳ）保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査しているか。

また、保証人となろうとする者について、収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態、既往借入

額及びその返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認しているか。

ⅴ）顧客等の返済能力の調査に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じて、顧客等ごとに、適時･適切な作成･保存がなされているか。

ハ. 内部管理部門等による実効性確保のための措置

返済能力調査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握･検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、返済能力調査の実効性が確保されているか。

② 個人向貸付けの調査に関する事項

個人顧客を相手方として貸付けを行う貸金業者については、上記(1)①に加え、以下の態勢が整備されているか。

イ. 個人である顧客等との間で、貸付けの契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、指定信用情報機関と信用情報提供契約を予め締結のうえ、同機関が保有する信用情報を使用して、顧客等の返済能力調査を行うこととしているか。

ロ. 個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、法第 13 条の3第1項及び第2項の規定に基づく調査(以下「途上与信」という。)を適時･適切に行うこととしているか。

特に、途上与信のうち定期的な調査(法第 13 条の3第2項の規定による調査)は、施行規則第 10 条の 25 第3項の規定により、新たな極度方式貸付けの停止措置を講じている場合(延滞以外を理由とする場合は、当該理由が合理的であり、かつ、当該措置を講じた旨、その年月日及び当該理由が法第 19 条の帳簿に、施行規則第 16 条第1項第7号に規定する「交渉の経過の記録」として記載されている場合に限る。)には課されないが、当該貸付けの停止措置を解除しようとする場合には、施行規則第 10 条の 24 第1項第2号の規定により、途上与信(法第 13 条の3第1項の規定による調査)を行わなければならないことに留意する必要がある。

ハ. 法第 13 条第3項本文各号のいずれか又は法第 13 条の3第3項本文に該当することを確認した場合には、当該個人顧客から、施行規則第 10 条の 17 第1項に規定される源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等(以下「年収証明書」という。)の提出又は提供を適時･適切に受けているか。

なお、年収証明書の提出を受けられないなど当該個人顧客の年収を把握できないときは、当該個人顧客の返済能力を確認できないことから、法第 13 条の2第1項により貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約を含む。)を締結できないことに留意する必要がある。

また、事業所得について、直近の年を含む複数年の連続した期間の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、当該算定に用いたすべての年の年収証明書の提出又は提供を受ける必要がある。

ニ. 途上与信に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じて、顧客等ごとに、適時･適切な作成･保存がなされているか。

(2) 留意事項

【着眼点】
12.6

① 共通事項

イ. 施行規則第 10 条の 18 第1項第4号に定める「顧客等の借入れの状況に関する調査結果」については、借入額のほか、借入件数、各貸付けに係る契約の内容(除外貸付･例外貸付となる契約であれば、その旨)等、調査の結果判明した「借入れの状況」に関するあらゆる事項を記録する。

ロ. 施行規則第 10 条の 18 第2項第1号に定める「当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したとき」には、債権譲渡は含まれないと考えられる。

② 個人向貸付けに関する事項

イ. 施行規則第 10 条の 17 第1項各号に規定された各書面については、それぞれ下記の法令を根拠として交付されたものであれば、書面の名称の如何を問うものではない。

ａ．源泉徴収票……所得税法第 226 条第１項
ｂ．支払調書……所得税法第 225 条第１項
ｃ．給与の支払明細書……所得税法第 231 条
ｄ．確定申告書……所得税法第 120 条第１項、地方税法第 317 条の２第１項
ｅ．青色申告決算書……所得税法第 143 条
ｆ．収支内訳書……所得税法第 120 条第６項
ｇ．納税通知書……地方税法第１条第１項第６号
ｈ．納税証明書……地方税法第 20 条の 10
ｉ．年金証書……国民年金法第 16 条、国民年金法施行規則第 65 条、厚生年金保険法施行規則第 82 条等
ｊ．年金通知書……所得税法第 231 条等

ロ. 施行規則第 10 条の 17 第1項第8号に規定される「所得証明書」には、例えば、以下のようなものが含まれる。

ａ．根拠法令なく、行政サービスの一環として、地方公共団体が交付する所得・課税証明書
ｂ．当該個人顧客の勤務先が発行する所得証明書（ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者が確認したことの記録により真正であると認められるものに限る。）

□ 監督指針　　Ⅱ－2－13－2 貸付審査

貸付審査（貸付けに係る契約の締結に係る審査及び当該契約に係る保証契約の締結に係る審査をいう。以下同じ。）に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 共通事項

イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。

特に、経営者等と保証契約を締結する場合においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、適切な保証金額の設定を行っているか（Ⅱ－2－13－3(2)参照）。

ロ. 法令等を踏まえた貸付審査の実施態勢の構築

a. 役職員が貸付基準に基づき、貸付審査を的確に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

b. 貸付基準に則り、貸付審査を的確に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

ⅰ） 保証人や物的担保（※）を徴求する貸付けにおいて、主債務者自身の返済能力ではなく、保証の履行や担保権実行を主な回収の手段とする貸付けの契約の締結を防止する措置が講じられているか。また、保証人及び物的担保提供者の適格性審査について明確な基準が整備されているか。

（※）予めその不動産その他の物的担保の売却代金により弁済される予定であることが客観的に明らかな貸付けを除く。

ⅱ） 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用する場合において、顧客等に係る信用情報の照会が同機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。

ハ. 内部管理部門等による実効性確保のための措置

貸付審査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて貸付基準の見直しを行うなど、貸付審査の実効性が確保されているか。

② 個人向貸付けの貸付審査に関する事項

個人顧客を相手方として貸付けを行う貸金業者については、上記(1)①に加え、以下の態勢が整備されているか。

イ. 個人顧客の基準額及び当該個人顧客に係る個人顧客合算額又は極度方式個人顧客合算額の各算定方法、並びに当該基準額の超過により、個人過剰貸付契約又は基準額超過極度方式基本契約に該当する場合の対応方法等が貸付基準において明確に定められているか。

ロ. 極度方式貸付けに係る貸付けの返済を銀行等口座の引き落としにより受けている場合には、その返済期日において返済（引落）の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより総量規制を上回る貸付けをしない措置を講じているか。

ハ. 法第 13 条の2第2項に規定される住宅資金貸付契約等（本監督指針において「除外貸付」という。）について、その要件に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。例えば、返済能力調査等により得られた情報その他貸金業者自ら保有する情報を総合的に勘案して、提出を受けた書面（施行規則第 10 条の 21 第2項各号に掲げる書面を含む。）の信ぴょう性・妥当性を通常の注意義務をもって確認しているか。

ニ. 除外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第 10 条の 21 第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。

ホ. 法第 13 条の2第2項及び法第 13 条の3第5項に規定される個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの（本監督指針において「例外貸付」という。）について、その要件に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。例えば、返済能力調査等により得られた情報その他貸金業者自ら保有する情報を総合的に勘案して、提出を受けた書面（施行規則第 10 条の 23 第2項各号に掲げる書面を含む。）の信ぴょう性・妥当性を通常の注意義務をもって確認しているか。

ヘ. 施行規則第 10 条の 23 第1項第3号に定める貸付けに係る契約及び施行規則第 10 条の 28 第1項第2号に定める極度方式基本契約（以下「配偶者貸付契約」という。）を締結している個人顧客の配偶者を相手方として、貸付けに係る契約を締結する場合又は極度方式基本契約を締結している場合において、施行規則第 10 条の 23 第3項に定める要件に該当するかどうか又は施行規則第 10 条の 28 第2項及び第3項に定める「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。

ト. 例外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第 10 条の 23 第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。

(2) 留意事項

① 法第 13 条の2第2項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、施行規則第 10 条の 22 第2項に基づき、年収証明書に記載された事項を用いて算出されるが、法第 13 条第3項又は法第 13 条の3第3項において、貸金業者が年収証明書の提出又は提供を受ける必要がない場合は、個人顧客が自ら年収証明書の記載事項を基にこれを算出し、申告することとなる。

② 施行規則第 10 条の 21 第1項第1号における「不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」には、当該

不動産を担保としない契約も含まれる。

③ 施行規則第 10 条の 21 第1項第5号における「有価証券の購入」には、新株予約権の権利行使による取得も含まれる。

④ 配偶者貸付契約を行うために配偶者の同意書を取得する場合には、当該同意が真正なものであるか否かについて、慎重に判断する必要がある。

⑤ 施行規則第 10 条の 23 第1項第2号の2に定める「特定緊急貸付契約」である極度方式基本契約については、施行規則第 10 条の 24 第1項第1号において定める「1月ごとの期間」における極度方式貸付けの当該期間内の実行額及び当該期間末日の残高がいずれも零を超える場合に、途上与信が必要となる。

⑥ 施行規則第 10 条の 23 第2項第3号における「事実上の婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面」とは、住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）を指す。

⑦ 施行規則第 10 条の 23 第1項第4号に基づき、個人顧客から提出を受ける「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」については、協会の自主規制規則等も踏まえ、当該個人顧客の返済能力を合理的・客観的に確認するために必要な事項の記載があれば、必ずしも各計画が形式的に独立していることを要しない（施行規則第 10 条の 23 第1項第5号、施行規則第 10 条の 28 第1項第3号及び第4号について同じ）。

⑧ 施行規則第 10 条の 23 第2項第6号ロに定める「照会の結果を記載した書面」には、例えば、照会を行った担当者の氏名・所属部署、照会を行った日時・手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）、照会の相手方（正規貸付けを行う者）の商号又は名称、応答者の氏名・所属部署・電話番号等の連絡先、及び応答者の回答内容（正規貸付けの予定金額・予定実行日を含む。）等を記載する必要がある。

□ 監督指針　Ⅱ－2－13－3「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等

(1) 意義

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関（貸金業者を含む。以下 Ⅱ－2－13－3において同じ。）による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガ イドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められた。

このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。

金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。

(2) 主な着眼点

【着眼点】
12.13

① 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。

イ. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保証を求めない可能性等の検討を含む。）

ロ. 経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定を含む。）

ハ. 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）

ニ. 保証債務の整理に関する対応（経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。）

ホ. その他（ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。）

② ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。

③ 主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。

④ 主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。

⑤ 保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）と十分連携・協力するよう努めているか。

⑥ 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。

● 個別ガイドライン　11 過剰貸付けの防止 第 3 条の 2

【着眼点】
12.7

18 歳又は 19 歳の若年者（以下「若年者」という。）への貸付けについて、当分の間、第 1 条の規定にかかわらず、以下の項目を遵守するための社内規則等を策定するものとする。

なお、協会員が、若年者の保護の観点からこれらの対応と同等以上の対応を行うことを妨げるものではない。

⑴ 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出又は提供を受けてこれを確認することとしているか。また、当該書類は、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存するなど、貸金業法施行規則第 10 条の 18 第 2 項の規定に沿って保存することとしているか。

（後注1）貸金業法第 13 条第 3 項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。

（後注2）若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金（10 万円以下、かつ返済期間 3 ヶ月以内）の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料（医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の使途を確認することができる書面）の提出又は提供を受け、適切に保存する。

⑵ 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、資金使途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行うものとしているか。

⑶ 成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとしているか。

【 12-2 】個人信用情報の提供等

掲載条文	■ 貸金業法	:	12条の2（施行規則10条の3） 41条の35（施行規則第30条の12、第1条の2の3、第30条の13） 41条の36（施行規則第30条の14、第30条の15、第30条の16） 41条の37 41条の38
	● 自主規制	:	39条～39条の3[第2章第6節第5款 個人信用情報の提供等]
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-14　個人信用情報の提供等

■ 貸金業法　第 12 条の 2（業務運営に関する措置）

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 3（返済能力情報の取扱い）

【着眼点】
12.18

貸金業者は、信用情報に関する機関（資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十二条の二、第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

■ 貸金業法　第 41 条の 35（個人信用情報の提供）

【着眼点】
12.17

1　加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一　当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの
二　契約年月日
三　貸付けの金額
四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2　加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。

3　前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

■ 施行規則　第 30 条の 12（個人信用情報の提供を必要としない契約）

法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第一条の二の三各号に掲げるものとする。

■ 施行規則　第 1 条の 2 の 3（個人信用情報の対象とならない契約）

法第二条第十四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　極度方式基本契約
二　手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
三　金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が顧客から保護預りをしている有価証券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十五条第一号イからチまでに掲げるいずれかの有価証券（同法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するために必要なものとして当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内であるもの（同号に規定するものを除く。）に係る契約
四　金融商品取引業者が顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げるいずれかの有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含み、当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまで

の間に当該有価証券を担保として当該金融商品取引業者が行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付け（同号に規定するものを除く。）に係る契約
五　貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

■ 施行規則　**第 30 条の 13（個人信用情報に含まれる事項）**

1　法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。
一　氏名（ふりがなを付す。）
二　住所
三　生年月日
四　電話番号
五　勤務先の商号又は名称
六　運転免許証等の番号（当該個人顧客が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。）
七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、／財務省、厚生労働省、農林水産省、／経済産業省、国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
八　当該個人顧客が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第六号までに掲げるもの（同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証等の交付を受けている場合に限る。）及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足りる記号番号（当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。）
2　法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあつては、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額）
二　元本又は利息の支払の遅延の有無
三　第十条の二十一第一項第一号から第七号まで及び第十条の二十三第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

■ 貸金業法　第 41 条の 36（指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）

1　加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼（当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

【着眼点】
12.3

2　加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約（内閣府令で定めるものを除く。）を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。）である場合は、この限りでない。
一　当該顧客に関する個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
二　前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
三　第一号の個人信用情報を第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意
3　加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

■ 施行規則　**第 30 条の 14（信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合）**

1　法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる時前に締結した貸付けに係る契約及びその時前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）とする。
一　貸金業者と信用情報提供契約を締結している信用情報に関する機関が、法第四十一条の十三第一項の指定を受けた時
二　貸金業者が指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した時
2　法第四十一条の三十六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第一条の二の三各号に掲げる契約とする。

■ 施行規則　**第 30 条の 15（信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等）**

1　加入貸金業者は、加入指定信用情報機関（法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。）に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。
　一　第三十条の十四第一項に規定する場合
　二　当該配偶者が第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）
2　加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十条の二十三第一項第三号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一条の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。
　一　第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
　二　第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意
　三　第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを法第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意
3　加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、次条に定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

■ 施行規則　**第 30 条の 16（信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等）**

加入貸金業者は、法第四十一条の三十六第三項及び前条第三項に規定する同意に関する記録を、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

■ 貸金業法　第 41 条の 37（加入指定信用情報機関の商号等の公表）

【着眼点】
12.16

加入貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

■ 貸金業法　第 41 条の 38（目的外使用等の禁止）

【着眼点】
12.18

1　加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第一号の資金需要者等及び第二号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。
　一　当該加入貸金業者の顧客である資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
　二　前号に掲げるもののほか、当該加入貸金業者が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
2　加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

［自主規制　第 2 章第 6 節　過剰貸付け防止等に関する規則　第 5 款　個人信用情報の提供等］

● 自主規制　第 39 条（個人信用情報の提供）

1　協会員は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは（以下、当該指定信用情報機関を「加入指定信用情報機関」といい、当該協会員を「加入協会員」という。）、加入指定信用情報機関に加入した日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第 30 条の 12 で定めるものを除く。次項において同じ。）に係る個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
2　加入協会員は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
3　加入協会員は、前 2 項に基づき加入指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときには、遅滞なく、その変更内容を同機関に提供しなければならない。

● 自主規制　第 39 条の 2（加入指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）

1 加入協会員は、新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第 41 条の 36 第 1 項及び第 2 項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

2 加入協会員は、新たに配偶者貸付契約（施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号に定める貸付けに係る契約及び施行規則第 10 条の 28 第 1 項第 1 号に定める極度方式基本契約をいう。）を締結するにあたっては、施行規則第 30 条の 15 第 1 項及び第 2 項に定める同意を取得し、当該同意に関する記録を作成し、当該同意に基づき加入指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

● 自主規制　第 39 条の 3（目的外使用等の禁止）

1 加入協会員は、自ら又はその役員若しくは職員をして、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第 1 号の資金需要者等及び第 2 号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をしてはならない。

⑴ 当該加入協会員における資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査

⑵ 前号に掲げるもののほか、当該加入協会員が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査

2 前項により禁止される使用とは、例えば以下に掲げる行為をいう。

⑴ 勧誘又は勧誘リストの作成を目的として信用情報を使用すること。また、勧誘リスト等に信用情報について記載等をすること。

⑵ 事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）

⑶ 従業員等の採用選考のために信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）

3 協会員は、第 1 項に掲げる事項に留意するため、社内態勢構築に努めなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－14　個人信用情報の提供等

指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金業者については、法第 41 条の 35 第2項の規定により個人信用情報（法第2条第 14 項に規定する個人信用情報をいう。以下同じ。）の遅滞ない提供が義務づけられている。また、当該貸金業者又はその役職員は、法第 41 条の 38 第1項の規定により、返済能力等調査以外の目的で、指定信用情報機関に信用情報の提供を依頼し、又は指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、若しくは第三者に提供すること（以下「信用情報の目的外使用等」という。）が禁止されている。

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
12.16

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、個人信用情報が遅滞なく提供され、かつ、信用情報の目的外使用等を防止するための社内体制や方法等を具体的に定めているか。

② 法令等を踏まえた遅滞ない提供等態勢の構築

イ. 役職員が社内規則等に基づき、個人信用情報が遅滞なく提供されるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

ロ. 社内規則等に則り、個人信用情報が遅滞なく提供される態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

a. 指定信用情報機関に加入した際は、加入日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第 30 条の 12 で定めるものを除く。）に係る個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、確実に同機関に提供する態勢が整備されているか。

b. 貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第 30 条の 12 で定めるものを除く。）を締結したときは、個人信用情報を遅滞なく指定信用情報機関に提供する態勢が整備されているか。

c. 上記a、bにおいて指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が整備されているか。

d. 新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第 41 条の 36 第1項、第2項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。また、新たに配偶者貸付契約を締結するにあたっては、施行規則第 30 条の 15 第1項、第2項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。

e. 加入した指定信用情報機関の商号又は名称を、例えば、自社の店頭でのポスター掲示や自社のホームページへの掲載など常時閲覧可能な状態で公表しているか（法第 41 条の 37）。

f. 除外貸付及び例外貸付に係る情報（施行規則第 10 条の 23 第1項第3号に定める貸付けに係る契約を締結している場合には、施行規則第 30 条の 13 第1項第8号に定めるものを含む。）が指定信用情報機関に全て提供されていなければならないことを踏まえ、所要の態勢が整備されているか。

（注）所要の態勢整備の内容として、例えば以下が考えられる。

ⅰ）既往の貸付契約について、一般貸付･除外貸付･例外貸付を区別し、除外･例外貸付に係る情報を指定信用情報機関に提供するための態勢。

ⅱ）除外･例外貸付の要件を満たすことを明らかにする書面(施行規則第 10 条の 21 第2項、第 10 条の 23 第2項に規定する書面)を入手･保存するための態勢。

③ 法令等を踏まえた信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築

イ. 経営陣は、信用情報の目的外使用等が重大な法令違反行為であることを認識し、自ら率先して信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築に取り組んでいるか。

ロ. 役職員が社内規則等に基づき、信用情報の適正な使用等が行われるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

ハ. 社内規則等に則り、信用情報の目的外使用等を防止する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

a. 指定信用情報機関への信用情報の提供依頼に係るアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）を図り、使用目的を返済能力等調査に限定して提供依頼を行う態勢が整備されているか。

b. 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用する役職員が特定され、返済能力等調査に限定して使用する態勢が整備されているか。

（注）例えば、途上与信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等（債権の保全を目的とした利用を含む。）であっても、返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要がある。

c. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、貸付けの契約の申込状況、信用情報の提供依頼の目的、資金需要者等からの同意及び使用状況等について事後的に確認できる態勢が整備されているか。

d. 役職員の異動、退職又は営業所等の統廃合等の際など、関係者による信用情報の漏えい等の防止などの対策が講じられているか。

e. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、特定役職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理･けん制の強化を図る等、信用情報の目的外使用等を防止するための適切な措置を図っているか。

④ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

個人信用情報の提供及び信用情報の使用等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握･検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、個人信用情報の適正な提供及び信用情報の適正な使用等の実効性が確保されているか。

(2) 留意事項

【着眼点】
12.17

① 貸付けに係る契約を締結した際に取得した個人信用情報の指定信用情報機関への提供（法第 41 条の 35 第 2 項)については、以下の点に留意することとする。

イ. 取得した個人信用情報については、取得当日中に指定信用情報機関に提供することを原則とする。

ロ. 上記イ.の対応が困難な場合（貸付け業務を深夜まで行っている場合等）には、翌日の指定信用情報機関の情報提供開始時刻までに情報登録が行われるよう、各機関が信用情報提供契約等で定める締切り時刻までに当日取得した情報を提供することとする。

② 指定信用情報機関に提供している個人信用情報に変更があった場合（法第 41 条の 35 第3項)についても、上記①と同様の態勢で情報提供を行うこととする。

【検証基準】 13. 広告に関する規制

掲載条文			
	■ 貸金業法	：	15条（施行規則12条、貸金業法4条《抄》、施行規則3条の2《抄》）
			16条
	● 自主規制	：	41条、42条、44条、45条、46条、49条、50条、51条、52条
			［第2章第7節 広告及び勧誘に関する規則］
	□ 監督指針	：	Ⅱ-2-15 広告規制
	●個別ガイドライン	：	11.過剰貸付けの防止 第3条の2

■ 貸金業法　第 15 条（貸付条件の広告等）

【着眼点】
13.1

1 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
二 貸付けの利率
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘（広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

■ 施行規則　第 12 条（貸付条件の広告等）

1 法第十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 金銭の貸付け（手形の割引及び売渡担保を除く。） 次に掲げる事項
イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項
二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料の計算の方法
三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号
2 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。
3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。
4 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。
5 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 電話番号
二 ホームページアドレス
三 電子メールアドレス
6 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

■ 貸金業法　第 4 条（登録の申請）《抄》　※貸金業法第 15 条第 2 項関係

1 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

■ 施行規則　第 3 条の 2（登録申請書に記載する連絡先等）《抄》

1 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 電話番号（場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限る。）
二 ホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第

一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。）

三　電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）

■ 貸金業法　第 16 条（誇大広告の禁止等）

【着眼点】
13.2

1　貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。

2　前項に定めるもののほか、貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一　資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明

二　他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三　借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明

四　公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明

五　貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

六　前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの

3　貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。

4　貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。

5　貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない。

［自主規制　第 2 章第 7 節　広告及び勧誘に関する規則　第 1 款　総則］

● 自主規制　第 41 条（定義）

本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　貸金業の業務に関して行う広告
　協会員が行う貸金業法の適用のある契約に関する広告を指す。

⑵　個人向け貸付けの契約に係る広告
　協会員による個人を債務者とし無担保無保証で金銭を貸し付ける契約についての広告のうち、貸金業法第 15 条の適用があるものを指す。

⑶　企業広告
　その内容として当該企業の特定の商品やサービスの利用促進を訴求することなく、企業の理念や主張、姿勢又はイメージを一般消費者に伝える広告を指す。

⑷　貸付けの契約に係る勧誘
　特定の資金需要者等に対して、協会員が、貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。

● 自主規制　第 42 条（細則の制定及び遵守）

協会は、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告、企業広告（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものを含む。）を行うに当たっての遵守事項及び留意事項等を明確にした貸金業者の広告に関する細則（以下、この節において「細則」という。）を制定するものとし、協会員は、これを遵守しなければならない。

［自主規制　第 2 章第 7 節第 2 款　個人向け貸付けの契約に係る広告に関する規則］

● 自主規制　第 44 条（個人向け貸付けの契約に係る広告表現）

個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること
⑵　貸付条件を明示すること
⑶　啓発的な要素を十分に取り入れたものにすること
⑷　児童及び青少年への配慮をすること

● 自主規制　第 45 条（広告審査）

【着眼点】
13.3

1　協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。
⑴ テレビCM
⑵ 新聞及び雑誌広告
⑶ 電話帳広告

2　協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。
⑴ 細則Ⅰ.4.(1)③で定める過剰借入への注意喚起を目的とする啓発文言の表示及び細則Ⅰ.4.(2)①②で定める当該文言の表示方法
⑵ 細則Ⅰ.4.(3)で定める表現内容についての留意事項
⑶ 細則Ⅰ.4.(4)で定める出稿先について

● 自主規制　第 46 条（協会員による説明）

協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節及び細則の規定に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。

[自主規制　第 2 章第 7 節第 3 款　企業広告に関する規則]

● 自主規制　第 49 条（定義）

本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。
⑴「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。
⑵「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が 100 平方メートル以上の看板をいう。

● 自主規制　第 50 条（屋外広告看板等に関する留意事項）

協会員等は、屋外広告看板等を設置するにあたり、本款の目的を踏まえ、次に掲げる各号を留意しなければならない。
⑴ 細則Ⅴ.2.(1)で定める全般的な留意事項
⑵ 細則Ⅴ.2.(2)で定める設置に関する留意事項

● 自主規制　第 51 条（協会員による説明）

協会員等は、自己の設置する屋外広告看板等について、協会から説明を求められた場合において、前条の規定に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

● 自主規制　第 52 条（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告）

次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告に明確に該当するものは企業広告として取り扱うものとする。ただし、当該各号に掲げる事項の告知を目的とする広告であっても、貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告に関しては、その取扱いについて協会員等は別途協会と協議しなければならない。
⑴ セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
⑵ 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
⑶ 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
⑷ 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑸ CSR
⑹ 法改正、規制緩和、制度改革
⑺ 人材募集
⑻ 社名、相談窓口、企業概要
⑼ 消費者等に対する啓発

□ 監督指針　Ⅱ－2－15 広告規制

広告規制に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

不適切な広告の防止など、広告の取扱いに関する規定を規定した社内規則等を定め、担当役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

(2) 留意事項

【着眼点】

① 法第 15 条第1項に規定する「貸付けの条件について広告をする」とは、法第 15 条第1項第2号、施行規則

13.1　第 12 条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（担保の内容が貸付けの種類名となっている場合にあっては、施行規則第 11 条第3項第1号ロの「担保に関する事項」には当たらない。）又は貸付限度額、その他の貸付けの条件の具体的内容を1つでも表示した広告をすることをいう。

② 法第 15 条第2項に規定する「広告」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることをいい、例えば、次に掲げるものをいう。

イ. テレビコマーシャル。
ロ. ラジオコマーシャル。
ハ. 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載。
ニ. 看板、立て看板、はり紙、はり札等への表示。
ホ. 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示。
ヘ. チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布。
ト. インターネット上の表示。

③ 施行規則第 12 条第4項に規定する「多数の者に対して同様の内容で行う勧誘」とは、個別の具体的内容に応じて判断する必要があるが、特定の名あて人に対して、同様の内容のものを送付することをいい、例えば、次に掲げるものをいう。

イ. ダイレクトメール、チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の送付。
ロ. 電子メールの送信。

④ 法第 16 条第2項第3号に規定する「借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明」に該当するかどうかは、個別具体的な事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、次のような表示がある場合には、これに該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。

イ. 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。
ロ. 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。
ハ. 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。

⑤ Ⅲ－3－7の規定により、非協会員から提出された広告に関する資料等については、協会の自主規制規則を勘案した検証を行い、不適切な広告を確認した場合は、協会員との衡平性を確保しつつ、資金需要者等の利益の保護等の観点から速やかに適切な対応を行うものとする。

● 個別ガイドライン　11 過剰貸付けの防止 第 3 条の 2《抄》

18 歳又は 19 歳の若年者（以下「若年者」という。）への貸付けについて、当分の間、第 1 条の規定にかかわらず、以下の項目を遵守するための社内規則等を策定するものとする。

なお、協会員が、若年者の保護の観点からこれらの対応と同等以上の対応を行うことを妨げるものではない。

⑶ 成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとしているか。

○「貸金業者の広告に関する細則」について

自主規制基本規則の「広告及び勧誘に関する規則」の構成を改め、一部の規定を「広告審査に係る審査基準」に移設・集約し、遵守事項等の明確化を図った「貸金業者の広告に関する細則」が、自主規制基本規則の下部規程として新設された（令和 5 年 10 月 31 日）。

「貸金業者の広告に関する細則」では、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等の遵守の他、景品表示法の適用を受けるアフィリエイト広告等について必要な措置を講じることを求めている。

【検証基準】 14. 書面の交付義務

掲載条文	■ 貸金業法	:	16条の2（施行規則12条の2、施行令3条の2の5、施行規則1条の4） 16条の3（施行規則12条の3、施行令3条の3） 17条（施行規則13条、施行令3条の4） 18条（施行規則15条、施行令3条の5） 20条（施行規則18条） 22条
	● 自主規制	:	55条の3～55条の5　［第2章第7節の2 書面交付にかかる規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-16 書面の交付義務

■ 貸金業法　第 16 条の 2（契約締結前の書面の交付）

【着眼点】
14.1
【別 表】
5

1 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 貸付けの金額
三 貸付けの利率
四 返済の方式
五 返済期間及び返済回数
六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

【着眼点】
14.3
【別 表】
6

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
三 貸付けの利率
四 返済の方式
五 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

【着眼点】
14.5
【別 表】
7

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 保証期間
三 保証金額
四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの
五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

【着眼点】
14.15

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

■ 施行規則　第 12 条の 2（契約締結前の書面の交付）

【別 表】
5

1 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
ニ 利息の計算の方法

ホ　返済の方法及び返済を受ける場所
ヘ　各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
ト　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
チ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
リ　将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しようとする時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）
ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（1）　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
（2）　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項
イ　前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項
ロ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項
イ　第一号イ、ロ、ニ及びへからヌまでに掲げる事項
ロ　買戻しに関する事項

四　金銭の貸借の媒介の契約　第一号イ、へからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

【別　表】6

2　法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項
イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
ロ　債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
ハ　契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
ニ　利息の計算の方法
ホ　返済の方法及び返済を受ける場所
ヘ　各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
ト　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
チ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
リ　貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定
ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（1）　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
（2）　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項
イ　前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項
ロ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項
イ　第一号イ、ロ、ニ及びへからヌまでに掲げる事項
ロ　買戻しに関する事項

四　金銭の貸借の媒介の契約　第一号イ、へからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

【別　表】7

4　法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）
ロ　貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
ハ　保証債務の極度額（貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。）その他の保証人が負担する債務の範囲
ニ　貸付けに係る契約の契約年月日
ホ　貸付けに係る契約の貸付けの金額
ヘ　貸付けに係る契約の貸付けの利率
ト　貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式
チ　貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。）
リ　貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
ヌ　主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
ル　貸付けに係る契約の利息の計算の方法
ヲ　貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）
ワ　契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
カ　貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前の利息制限法（昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」という。）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
ヨ　貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）
タ　法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項
イ　前号イ及びロに掲げる事項
ロ　前号ハに掲げる事項
ハ　前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
ニ　割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
ホ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項
イ　第一号イ及びロに掲げる事項
ロ　第一号ハに掲げる事項
ハ　第一号ニからタまでに掲げる事項
ニ　買戻しに関する事項
ホ　売渡目的物の内容

四　金銭の貸借の媒介の契約　次に掲げる事項
イ　第一号イ及びロに掲げる事項
ロ　第一号ハに掲げる事項
ハ　第一号ニからリまで及びヲからタまでに掲げる事項
ニ　媒介手数料の計算の方法及びその金額

5　法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨とする。

【別　表】
7

6　法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　保証契約に基づく債務の弁済の方式
二　保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
三　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
四　主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所
五　貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
六　保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
七　保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
八　保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
九　貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
十　貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
十一　保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
十二　貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
十三　日賦貸金業者（改正法第四条の規定による改正前の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、同号に掲げる事項

十四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

【着眼点】
14.5

7　法第十六条の二第三項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。
一　当該保証契約の概要を記載した書面　法第十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第四項第一号イからハまで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項
二　当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。）　法第十六条の二第三項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第四項第一号（イ及びロを除く。）、第二号（イを除く。）、第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）並びに前項各号（第十三号を除く。）に掲げる事項
8　第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。
9　法第十六条の二第一項から第三項までに規定する書面には、当該各項の規定により明らかにすべきものとされる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

○「貸金業法関係法令等に係るFAQ」の公表について　※JFSAニュース平成29年4月号（通巻110号）3ページ

項目2 ： 貸金業法施行規則第 12 条の 2 第 7 項（保証人への事前交付書面） ＜条文は、改正後の条ずれを修正＞

質問）　「保証人への事前交付書面」（貸金業法施行規則第12条の2第7項）には、「2種類（「概要説明書」及び「詳細説明書」）の書面を同時に交付しなければならない。」とありますが、「概要説明書」及び「詳細説明書」を1枚の書面に記載して交付してもよいですか。

回答）　貸金業法第16条の2第3項及び貸金業法施行規則第12条の2第7項に規定される「概要説明書」及び「詳細説明書」の要件を満たしており、それらの書面を同時に交付するのであれば、必ずしもそれぞれの書面を個別に作成する必要はないものと考えられます。

ただし、貸金業法施行規則第12条の2第9項に規定される「日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載」する必要があります。なお、電磁的方法で交付する場合も同様となります。

■ 施行令　**第 3 条の 2 の 5 （契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法）**

1　貸金業者は、法第十六条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
2　前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者に対し、法第十六条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
3　前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

■ 施行規則　**第 1 条の 4 （貸金業法施行令に係る電磁的方法）**

令第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一　第一条の二の二第一項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの
二　ファイルへの記録の方式

■ 貸金業法　第 16 条の 3 （生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）

【着眼点】
14.12

1 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十八条又は第六十七条第一項の同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。

一　当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金の支払をすべきことを定めるものである旨

【着眼点】
14.15

二　前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

■ 施行規則　第 12 条の 3 （生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）

【着眼点】
14.12

1 法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨
二　死亡以外の保険金の支払事由
三　保険金が支払われない事由
四　貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
五　保障が継続する期間に関する事項

2 法第十六条の三第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

■ 施行令　第 3 条の 3 （生命保険契約等に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法）

1 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

■ 貸金業法　第 17 条 （契約締結時の書面の交付）

【着眼点】
14.2
14.13
【別　表】
5

1 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一　貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二　契約年月日
三　貸付けの金額
四　貸付けの利率
五　返済の方式
六　返済期間及び返済回数
七　賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
八　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

【着眼点】
14.4
14.13
【別　表】
6

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一　貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二　契約年月日
三　極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
四　貸付けの利率
五　返済の方式
六　賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ

【着眼点】
14.6
14.13

り、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

【別　表】
7
【着眼点】
14.7
14.13

4　貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

【着眼点】
14.8
14.13

5　貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

【着眼点】
14.11

6　貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約の保証人に対し、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

【別　表】
8

一　契約年月日
二　貸付けの金額（極度方式保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）
三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

【着眼点】
14.15

7　貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

■ 施行規則　　**第 13 条（契約締結時の書面の交付）**

1　法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

【別　表】
5

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項
イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、登録番号の記載を省略することができる。）
ロ　契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）
ハ　貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容
ニ　債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
ホ　契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）
ヘ　利息の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
ト　返済の方法及び返済を受ける場所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）
チ　各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、次回の返済期日及び返済金額をもつて代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）
リ　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超え

ないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ヌ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル　当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ヲ　当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、保証人を立てている旨をもつて代えることができる。）

ワ　当該契約が、改正法第八条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十四項に規定する電話担保金融（以下単に「電話担保金融」という。）に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。第三項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

カ　当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。）

ヨ　貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

タ　将来支払う返済金額の合計額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

レ　日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

ソ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

（1）　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

（2）　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項

イ　前号イからハまで、ヘ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項

ロ　割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期

ハ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項

イ　第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びタからソまでに掲げる事項

ロ　買戻しに関する事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規

定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ハ　売渡目的物の内容（極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）

四　金銭の貸借の媒介の契約　第一号イからハまで、チからヲまで、ヨ、レ及びソに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2　法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　法第十七条第一項第四号若しくは第七号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ヘ、リ若しくはヌに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ　法第十七条第一項第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ（チにあつては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除く。）、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項

イ　前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）

ロ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項

イ　第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）

ロ　買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ハ　売渡目的物の内容

四　金銭の貸借の媒介の契約　次に掲げる事項

イ　第一号に定める事項（前項第一号ニ、ヘ及びトに掲げる事項を除く。）

ロ　媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

3　法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

【別　表】
6

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

ロ　契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

ハ　極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容

ニ　債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ホ　契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容

ヘ　利息の計算の方法

ト　返済の方法及び返済を受ける場所

チ　各回の返済期日及び返済金額の設定の方式

リ　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

ヌ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ル　当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

ヲ　当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所

ワ　当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号

カ　貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

ヨ　貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定

タ　法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

レ　日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

ソ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（1）　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
（2）　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項
イ　前号イからハまで、ヘ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項
ロ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
ハ　法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項
イ　第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びヨからソまでに掲げる事項
ロ　買戻しに関する事項

四　金銭の貸借の媒介の契約　第一号イからハまで、チからヲまで、カ及びタからソまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

4　法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項
イ　法第十七条第二項第四号若しくは第六号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ヘ、リ若しくはヌに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
ロ　法第十七条第二項第三号若しくは第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項
イ　前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）
ロ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項
イ　第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
ロ　買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

四　金銭の貸借の媒介の契約　次に掲げる事項
イ　第一号に定める事項（前項第一号ニ、ヘ及びトに掲げる事項を除く。）
ロ　媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

5　法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一　極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げたとき。

二　極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき。

6　法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

【別　表】
7

一　法第十六条の二第三項各号に掲げる事項
二　保証契約の契約年月日

7　法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項
イ　法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第四項第一号ハ若しくはタ若しくは第六項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
ロ　第十二条の二第六項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

二　手形の割引の契約　前号に定める事項

三　売渡担保の契約　第一号に定める事項

四　金銭の貸借の媒介の契約　第一号に定める事項

8　貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

9　貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係

る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合においては、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結するごとに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

10　法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第二項に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

11　貸金業者は、法第十七条第五項前段の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

12　法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第四項に定める事項とする。

13　法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定めるときは、第五項に定めるときとする。

14　第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

15　法第十七条第一項から第五項までに規定する書面には、当該各項に規定する事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

16　一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項に規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

17　法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラから㐂までに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ラから㐂までに掲げる事項に限る。）、第三号イに掲げる事項（第一号ラから㐂までに掲げる事項に限る。）及び第四号イに掲げる事項（第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

【着眼点】
14.11
【別　表】
8

一　金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）　次に掲げる事項

イ　貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ　極度方式基本契約の契約年月日

ハ　極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

ニ　一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日

ホ　一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）

ヘ　貸付けの利率

ト　返済の方式

チ　一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。）

リ　賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

ヌ　契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

ル　極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容

ヲ　債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ワ　利息の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

カ　返済の方法及び返済を受ける場所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）

ヨ　一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額（当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、一定期間の最後の日

における残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

タ　契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

レ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ソ　当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができる。）

ツ　当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができる。）

ネ　一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約を締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができる。）

ナ　一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額（当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額の額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

ラ　一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）（当該弁済に係る貸付けが複数あるときは、弁済に係る貸付けの金額に代えて、最後の貸付けに係る貸付けの金額とその時点において残存する当該貸付けと同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けの債務の合計額を記載することができる。）

ム　一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領金額（当該書面の交付を受ける者以外の者が債務の弁済をした場合には、その受領金額及びその旨）及び利息、賠償額の予定に基づく賠償金若しくは元本への充当額

ウ　一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領年月日

ヰ　一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額（当該弁済に係る極度方式貸付けに係る契約と同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、弁済後の残存債務の額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の額を記載することができる。）（それぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の額を記載することができる。）

ノ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

（1）　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

（2）　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二　手形の割引の契約　次に掲げる事項

イ　前号に定める事項（同号ヲ、カ、ヨ、ネ及びナに掲げる事項を除く。）

ロ　割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期

ハ　割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三　売渡担保の契約　次に掲げる事項

イ　第一号に定める事項（同号カ及びネに掲げる事項を除く。）

ロ　買戻しに関する事項（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ハ　売渡目的物の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）

四　金銭の貸借の媒介の契約　次に掲げる事項

イ　第一号に定める事項（同号ヲからカまで、ネ、ナ及びヰに掲げる事項を除く。）

ロ 媒介手数料の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）及びその金額

18 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内に交付する（電磁的方法により提供する場合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する）ものとする。

19 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十七項の書面を作成する場合について準用する。

■ 施行令　　第 3 条の 4（契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法）

1 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

■ 貸金業法　　第 18 条（受取証書の交付）

【着眼点】
14.9

1 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 契約年月日
三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）
四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額
五 受領年月日
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

【着眼点】
14.11
【別　表】
8

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

一 受領年月日
二 受領金額
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

【着眼点】
14.15

4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

■ 施行規則　　第 15 条（受取証書の交付）

【着眼点】
14.9

1 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 弁済を受けた旨を示す文字
二 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
三 債務者の商号、名称又は氏名
四 債務者（貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名
五 当該弁済後の残存債務の額

2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。

3 法第十八条第一項に規定する書面には、同項各号に規定する事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

【着眼点】
14.11
【別　表】
8

4　法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十七項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同項第二号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラから㐂までに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラから㐂までに掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラから㐂までに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。
5　前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内に交付する（電磁的方法により提供する場合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する）ものとする。
6　第十一条第四項の規定は、貸金業者が第三項の書面を作成する場合について準用する。

■ 施行令　**第 3 条の 5（受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法）**

1　貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該弁済をした者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
2　前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、法第十八条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
3　前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。

■ 貸金業法　第 20 条（特定公正証書に係る制限）

【着眼点】
14.14

1　貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得してはならない。
2　貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。
3　貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。
　一　当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨
　二　前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

■ 施行規則　**第 18 条（特定公正証書の作成に係る説明事項）**

1　法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。
2　法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

■ 貸金業法　第 22 条（債権証書の返還）

【着眼点】
14.10

貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

［自主規制　第 2 章第 7 節の 2　書面交付にかかる規則］

● 自主規制　第 55 条の 3（書面交付に関する留意点）

協会員は、法に基づく書面の交付を行うに際し、書面交付を受ける資金需要者等の意思を十分に尊重することにより、その適正な業務の運営を確保するとともに、資金需要者等の利益の保護を図ることとする。

● 自主規制　第 55 条の 4（社内態勢整備）

協会員は、法に基づき適切な書面の交付を行うための社内態勢整備に努めるにあたり、この規則第 11 条に留意しなければならない。

● 自主規制　第 55 条の 5（変更書面の交付）

1 協会員は、重要事項（当該事項を変更した場合に法第 17 条第 1 項から第 5 項までの各後段に基づき書面の交付が必要となる事項をいう。）を変更した場合、法第 17 条第 1 項から第 5 項までの各後段に基づき、書面の交付を行うものとする。

2 協会員は、債務者等と更改契約（民法第 513 条）を締結する場合には、法第 17 条に基づく書面のみならず、法第 16 条の 2 に基づく書面を交付しなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－16 書面の交付義務

書面交付義務に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 資金需要者等に対する書面交付に関して規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

（注）完全施行後の「資金需要者等に対する書面交付」には、次の書面交付が追加されることに留意する。

・ 法第 16 条の2に規定する契約締結前の書面を貸付けに係る契約の締結までに保証人に加え当該契約の相手方になろうとする者にも交付すること。

・ 取引関係を見直すことにより、法第 17 条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際は、法第 17 条に規定する書面を契約の相手方および保証人がいる場合には当該保証人に交付すること。

② 内部管理部門等において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証を行う態勢が整備されているか。

③ 書面の記載内容は、資金需要者等にとって明確でわかり易い内容となっているか、また、記載内容について、必要に応じ見直す態勢が整備されているか。

極度方式基本契約に基づく個々の貸付けに係る法第 17 条書面の各記載事項については、契約書と同一文言での記載になっていない場合、必要な事項が明確かつわかり易く記載されているか。

④ 一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面の交付に際しては、当該書面が交付される旨及び個別書面の記載事項が簡素化される旨を示したうえで、あらかじめ書面又は電磁的方法により承諾を得ているか。なお、債務者等から電磁的方法により承諾を受けた場合には、当該承諾を行った債務者等に対し、承諾を受けた旨を書面又はその他適切な方法により通知しているか。

また、債務者等から、当該書面での交付の承諾を撤回したい旨の意思表示があった場合、当該書面以外の方法による書面交付の適用開始の時期等について、適切な説明が行われているか。

⑤ 書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合又は一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面を交付することについて承諾若しくは撤回の意思表示を受ける場合には、債務者等の承諾等があったことを記録しているか。

(2) 留意事項

① 法第 16 条の2の契約締結前の書面として、申込書一体型のパンフレットを契約締結前の書面とすることを排除するものではないが、記載事項が法令の要件（貸付けの金額、貸付けの利率、極度額等）を満たす必要があることに留意する。

② 契約締結前の書面交付後、契約締結前に法令で定められた記載事項の内容に変更が生じた場合には、再度、当該契約の相手方となろうとする者に対し契約締結前の書面を交付する必要がある。

【検証基準】 15. 取立行為規制

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	21条（施行規則19条）
	● 自主規制	:	56条～60条　［第2章第8節 取立て行為に関する規則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-19 取立行為規制

■ 貸金業法　第 21 条（取立て行為の規制）

【着眼点】
15.2

【別 表】
9

1 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 貼り紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

【着眼点】
15.3

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
三 契約年月日
四 貸付けの金額
五 貸付けの利率
六 支払の催告に係る債権の弁済期
七 支払を催告する金額
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

■ 施行規則　第 19 条（取立て行為の規制）

【着眼点】
15.2

1 法第二十一条第一項第一号（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

【着眼点】
15.3

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する

場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

【着眼点】
15.3

3　法第二十一条第二項第八号（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額
二　支払を催告する金額の内訳（元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。）
三　書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

4　法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する書面には、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

5　法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
二　取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは第十三条第一項第一号ソを除き、極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
三　取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）
四　債務者等に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
イ　法第二十一条第二項第六号及び第七号に掲げる事項
ロ　第三項第一号及び第二号に掲げる事項
五　保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

6　法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、前項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載した書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十二条の四に規定する証明書の提示によることができる。

［自主規制　第 2 章第 8 節　取立て行為に関する規則］

● 自主規制　第 56 条（目的）

本節の規定は、協会員が法第 21 条の取立て行為の規制に違反することなく、債務者等に債権の取立てを行うに際し、その適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

● 自主規制　第 57 条（社内態勢整備）

1　協会員は、取立て行為を行うにあたり、定められる法及び関連する法律を遵守するとともに、以下に掲げる行為は法第 21 条第 1 項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当する恐れがあること、また、この規則第 58 条、第 59 条及び第 60 条を留意し必要な社内態勢整備に努めなければならない。なお、社内態勢整備にあたっては業容規模や個人又は事業者を対象にした契約内容により、その方法は一律に定められるものではないが、自らの業務形態を踏まえた上で、電話、訪問、文書、電子メールなど態様別に、且つ、出来うる限り客観的な基準を設け整備を行う必要がある。また、債務者等以外にも、代理人弁護士や司法書士、親族及び第三者に対しても留意しなくてはならない。

【着眼点】
15.2

⑴ 大声をあげたり、乱暴な言葉を使うなど暴力的な態度をとること。
⑵ 多人数で訪問すること。
例示として、3 名以上が挙げられる。
⑶ 不適当な時期に取立ての行為を行うこと。
例示として、以下が挙げられる。
イ 親族の冠婚葬祭時
ロ 年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）
ハ 債務者等の入院時
ニ 罹災時
⑷ 債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事

件に関する手続きをとったことが弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払を要求すること。

⑸ 反復継続した取立て行為を行うこと。

例示として、以下が挙げられる。

イ 電話を用いた債務者等への連絡を、1 日に 4 回以上行うこと。

ロ 電子メールや文書を用いた連絡を、前回送付または送信から 3 日以内に行うこと。

⑹ 親族または第三者に対し、支払いの要求をすること。

例示として、以下が挙げられる。

イ 各態様において、あたかも返済義務があるような旨を伝えること。

ロ 支払い申し出があった際、支払い義務が無い事を伝えないこと。

2 取立て行為を行うにあたり次の事項を記録･保存しなければならない。

⑴ 相手先（債務者等、代理人弁護士、親族または第三者の別）

⑵ 日時、場所及び手法（電話、訪問、文書、電子メールの別）

⑶ 担当者

⑷ 内容（相手先との折衝内容、文書内容を含む。）

● 自主規制　第 58 条（正当な理由を有さない取立ての禁止）

【着眼点】
15.2

法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する「正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断するべきものであるが、例えば、次の各号のような場合には、特段の事情がない限り「正当な理由」が認められない可能性が高いものと考えられる。

⑴ 債務者等の自発的な承諾がない場合

⑵ 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にある場合

● 自主規制　第 59 条（社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由がない取立ての禁止）

【着眼点】
15.2

法第 21 条第 1 項第 2 号に規定する「社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」の有無については、個別の事実関係に即して判断するべきものであるが、例えば、以下のような場合には、特段の事情がない限り社会通念に照らし相当と認められる可能性が高いものと考えられ、取立てをすることは出来ない。

⑴ 次の各号に該当する場合その他債務者の申出に合理性があると認められる場合

イ 債務者等が申し出た弁済期日が、当該申出の日から 1 ヶ月を超えない範囲で弁済期日を示された場合であって、当該期日に近接して給料日その他確実な収入が見込まれる日が存在するとき。

ロ 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されている場合

ハ 通常の返済約定を著しく逸脱したとは認められない申し出がなされた場合

ニ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為を行う等の事情が認められない場合

ホ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、所在不明等債務者から返済を受けることが困難であることが確実と認められる事情が生じていない場合

● 自主規制　第 60 条（正当な理由を有さない居宅以外への取立ての禁止）

【着眼点】
15.2

法第 21 条第 1 項第 3 号に規定する「正当な理由」がある場合とは、協会員において債務者等の居宅への架電等の通常考えられる合理的な手段を講じたにもかかわらず、債務者等との連絡が困難な場合及び連絡を拒否する場合に、債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にないと判断するような場合をいい、特段の事情のない限り、例えば次のような場合が「正当な理由」があると認められる可能性が高いものと考えられる。

⑴ 債務者等から自発的な承諾がある場合

⑵ 債務者等が申告した住所その他の連絡先を事前連絡なく変更したおそれがある場合

⑶ 2 日以上にわたり、かつ異なる時間帯に債務者等の居宅に複数回の架電等を行ったにもかかわらず、当該債務者等に連絡が取れないなどの状況にあり、居宅以外の場所に架電等の措置をとる必要性が認められる場合

⑷ 債務者等から連絡を受ける時期の申出を受けたため、当該申出に従い連絡したにもかかわらず、連絡を取れない状況が 3 回以上続いている場合

□ 監督指針　Ⅱ－2－19 取立行為規制

取立行為に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
15.1

① 債務者等に対する取立て･督促については、客観的な基準及び手順等を規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

② 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、取立て･督促の実態を把握し、

検証を行うことができる態勢が整備されているか。

(2) 留意事項

【着眼点】
15.2

① 法第 21 条第1項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある。当該規定に定める事例のほか、例えば、次のような事例は、「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当するおそれが大きい。

イ. 反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メール若しくはファクシミリ装置等を用いて送信し又は債務者、保証人等の居宅を訪問すること。

ロ. 保険金による債務の弁済を強要又は示唆すること。

② 法第 21 条第1項第1号、第3号及び第9号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。

イ. 法第 21 条第1項第1号

a. 債務者等の自発的な承諾がある場合。

b. 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合。

ロ. 法第 21 条第1項第3号

a. 債務者等の自発的な承諾がある場合。

b. 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合。

c. 債務者等の連絡先が不明な場合に、債務者等の連絡先を確認することを目的として債務者等以外の者に電話連絡をする場合。なお、この場合においても、債務者等以外の者から電話連絡をしないよう求められたにも関わらず、更に電話連絡をすることは「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当するおそれが大きい。

ハ. 法第 21 条第1項第9号

a. 弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人（以下「弁護士等」という。）からの承諾がある場合。

b. 弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合。

③ 法第 21 条第1項第2号に規定する「その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。

イ. 債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申し出がない場合。

ロ. 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されていない場合。

ハ. 通常の返済約定を著しく逸脱した申出がなされた場合。

ニ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合。

ホ. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が支払停止、所在不明等となり、債務者等から弁済を受けることが困難であることが確実となった場合。

④ 法第 21 条第1項第5号は、債務者等に心理的圧迫を加えることにより弁済を強要することを禁止する趣旨であり、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以外においては、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業者であることを名乗り、郵送物の送付に当たり差出人として貸金業者であることを示したとしても、直ちに該当するものではないことに留意することとする。

⑤ 法第 21 条第1項第6号に規定する「その他これに類する方法」とは、クレジットカードの使用により弁済することを要求すること等が該当すると考えられる。

⑥ 法第 21 条第1項第9号に規定する「司法書士若しくは司法書士法人」に委託した場合とは、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務（簡裁訴訟代理関係業務）に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した場合をいう。

【着眼点】
15.3

⑦ 法第 21 条第2項に規定する支払を催告するための書面又はこれに代わる電磁的記録については、次によるものとする。

イ. 法第 21 条第2項第1号に規定する「住所」及び「電話番号」については、それぞれ、当該債権を管理する部門又は営業所等に係るものを記載すること。

ロ. 法第 21 条第2項第2号に規定する「当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名」については、当該債権を管理する部門又は営業所等において、当該債権を管理する者の氏名を記載すること。

⑧ 貸金業者以外の者が貸付けた債権について、貸金業者が、保証契約に基づき求償権を有する場合（保証履行により求償権を取得した場合を含む）、その取立てに当たっては、法第 21 条が適用され得ることに留意する。

【検証基準】 16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）

【 16-1 】帳簿の備付け等

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	19条（施行規則16条、17条）
			19条の2（施行規則17条の2、17条の3）
	● 自主規制	:	61条～63条　[自主規制　第2章第9節 取引履歴の開示に関する規則]
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-17 帳簿の備付け等
			Ⅱ-2-18 帳簿の閲覧、謄写

■ 貸金業法　第 19 条（帳簿の備付け）

【着眼点】
16.1

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

■ 施行規則　第 16 条（帳簿の備付け）

【着眼点】
16.1
【別　表】
10

1　法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びタからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）
二　法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）
三　貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）
四　貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る法第十八条第一項第四号及び第五号並びに前条第一項第五号（金銭の貸借の媒介にあつては、法第十八条第一項第五号に限る。）に掲げる事項
五　貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額
六　貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額

【着眼点】
16.2

七　貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録
八　日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項
イ　貸付けの相手方が主として営む業種
ロ　貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
ハ　返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日
2　第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。
3　貸金業者は、法第十九条の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。
一　法第十七条第一項の規定により交付すべき書面　第一項第一号に掲げる事項
二　法第十七条第二項の規定により交付すべき書面　第一項第二号に掲げる事項
三　法第十七条第三項の規定により交付すべき書面　第一項第三号に掲げる事項
四　法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面　第一項第一号に掲げる事項（当該書面に記載された一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係る部分に限る。）
五　貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限る。）　同号に掲げる事項

■ 施行規則　第 17 条

【着眼点】
16.1

1　貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

■ 貸金業法　第 19 条の 2（帳簿の閲覧）

【着眼点】
16.3

債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

■ 施行規則　第 17 条の 2（帳簿の閲覧等請求権者）

法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

■ 施行規則　第 17 条の 3（帳簿の閲覧方法）

貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

[自主規制　第 2 章第 9 節　取引履歴の開示に関する規則]

● 自主規制　第 61 条（目的）

本節の規定は、債務者又は債務者等であった者（以下、この節において「債務者等」という。）が行う自身の取引の履歴開示請求に対し、協会員は、信義則に基づき誠実に対応しなければならない。また、開示にあたっては請求者が顧客等本人であることの確認を十分かつ適切に行う上での協会員が行うべき手続等を定めることを目的とする。

● 自主規制　第 62 条（本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法）

1 協会員は、債務者等若しくはその代理人又は公的機関から当該債務者等についての取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、取引履歴の開示請求を行った者の資格について次項以下の規定に従い十分かつ適切に確認を行わなければならない。

2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に関係する書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）施行規則第 7 条に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。

3 協会員は、債務者等から委任を受けた代理人（以下「代理人」という。）から当該債務者等の取引に係わる取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該代理人が債務者等に代わり債務の弁済を行おうとする者であり過去に弁済の取引がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合等、確認を慎重に行わなくてはならない。

4 前項の規定にかかわらず、協会員は、債務者等から委任を受けた代理人が弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士法第 3 条第 2 項に規定する司法書士若しくは司法書士法人（以下まとめて「弁護士等」という。）である場合には、次に掲げる事由につき、次に定める方法により確認することができるものとする。

⑴ 債務者等から弁護士等が当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示について委任を受けたこと

イ 弁護士等から、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について委任を受けた旨及び債務者等に係る確認のための情報（債務者等の氏名・自宅住所・生年月日等。以下「属性情報」という。）が十分に記載された通知（債務整理等に係る受任の通知を含む。）を受ける方法

ロ 債務者等との面談又は電話における協議において、債務者等から取引に関わる取引履歴の開示について代理人に委任をする意思表示（債務整理等の委任に係るものを含む。）がされ、弁護士等である代理人から遅滞なく受任の通知を受ける方法

⑵ 弁護士等が委任を受けた本人であること

開示を求める受任の通知における委任を受けた弁護士等の氏名及び所属する事務所の名称、住所及び電話番号等の記載に基づき、当該弁護士等の所属する弁護士会又は司法書士会に対して照会して確認する方法

5 協会員は、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行う弁済計画の策定に関し、同協会から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正

の「介入通知書」によるものであること、及び当該債務者等の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。

6 協会員は、公的機関から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該公的機関に対し、その開示を求める法令等の根拠について確認をしなければならない。なお、公的機関から開示を求められた場合であっても、債務者等の個人情報が必要以上に開示されることがあってはならず、公的機関について事実関係の確認を十分に行わなければならないが、債務者等の属性情報が、閲覧又は謄写の請求を受けた協会員が管理している個人情報と相違している場合その他当該公的機関について開示を求められた内容に不明な点がある場合などは、当該公的機関に所要の確認を行うなど万全を期するよう留意しなければならない。

● 自主規制　第 63 条（取引履歴の開示の方法）

1 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、開示する営業所等を指定し、そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする。

2 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴を記載した書面の交付の請求を受けた場合には、請求を行った者に対し当該複製を郵送する方法又はインターネットを利用する方法等協会員が定める方法によりこれに応じることができる。

□ 監督指針　Ⅱ－2－17 帳簿の備付け等

帳簿の備付け等に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
16.2

① 帳簿の作成及び備付け等について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

② 債務者以外の者（保証人を含む。）から返済金を受領した場合、当該返済者と債務者との関係や当該返済者が返済するに至った経緯等について、交渉経過の記録等に正確に記載され、担当者以外の第三者がその内容を容易に把握できる態勢が整備されているか。

③ 内部管理部門においては、交渉経過の記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、正確な帳簿の作成及び保存が履行されるための態勢が整備されているか。

（注）施行規則第 16 条第1項第7号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録であり、当該記載事項は以下の事項とする。

イ. 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）。

ロ. 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）。

ハ. 交渉担当者（同席者等を含む）。

ニ. 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む）。

ホ. 施行規則第 10 条の 25 第3項第3号に規定する極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を講じている場合、当該措置を講じた旨、年月日及びその理由。

□ 監督指針　Ⅱ－2－18 帳簿の閲覧、謄写

帳簿の閲覧又は謄写に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 債務者等又は債務者等であった者（以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。）から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。

なお、本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。

② 帳簿の閲覧又は謄写に必要な物的設備を確保し、閲覧又は謄写の方法等が帳簿の閲覧等の請求者にわかるようになっているか。また、帳簿の閲覧等の請求者から帳簿の閲覧又は謄写に関する問合せ等があった場合、迅速かつ適切に対応できる態勢となっているか。

③ 無人契約機やインターネットなど、対面以外の方法で契約の締結等を行う貸金業者については、帳簿の閲覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場合に際して、帳簿の複写請求や複写物の郵送請求に配慮しているか。

帳簿の複写や複写物の郵送に係る実費を徴収する場合、当該金額は適正かつ適切な金額となっているか。また、帳簿の閲覧又は謄写の請求者から当該実費の内容について説明を求められた場合、その内容を説明する態勢が整備されているか。

④ 内部管理部門において、社内規則等に基づき、帳簿の閲覧等の請求者に対し適切な帳簿閲覧又は謄写が行われているか検証する態勢が整備されているか。

【 16-2 】証明書の携帯等

掲載条文			
	■　貸金業法	：	12条の4（施行規則10条の9、10条の9の2） 14条（施行規則11条） 23条（施行規則20条）
	□　監督指針	：	Ⅱ-2-9 貸金業務取扱主任者　《抄》

■ 貸金業法　第 12 条の 4 （証明書の携帯等）

【着眼点】
16.6
【着眼点】
16.7

1 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 9 （証明書の様式等）

【着眼点】
16.6

1 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものとする。
一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）
イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
ロ 従業者の氏名
ハ 証明書の番号
二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合（貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。）
イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨
ニ 従業者の氏名
ホ 証明書の番号
2 法第十二条の四第一項に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。
3 従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、第一項の証明書を提示しなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 9 の 2 （従業者名簿の記載事項等）

1 法第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 生年月日
二 主たる職務内容
三 貸金業務取扱主任者であるか否かの別
四 貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号
五 当該営業所等の従業者となつた年月日
六 当該営業所等の従業者でなくなつたときは、その年月日
七 第五条の七第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別
2 法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿の様式は、別紙様式第六号の二によるものとする。
3 貸金業者は、法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿を、最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

□ 監督指針　Ⅱ－2－9 貸金業務取扱主任者 《抄》

(2) 留意事項

【着眼点】
16.7

② 従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断することになるが、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者であれば雇用関係・雇用形態を問わず、該当すると考えられる一方、人事、総務、経理、システム管理等その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は、原則として該当しないと考えられる。

なお、従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42 年政令第292 号）第30 条の13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載している場合には、法第 12 条の4第1項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

■ 貸金業法　　第 14 条（貸付条件等の掲示等）

【着眼点】
16.5

1 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
一 貸付けの利率（利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額（一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を百分率で表示するもの（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの）をいう。以下同じ。）
二 返済の方式
三 返済期間及び返済回数
四 当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名
五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

■ 施行規則　　第 11 条（貸付条件等の掲示等）

【着眼点】
16.5

1 法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
一 金銭の貸付け（次号に掲げるものを除く。） 別表中の算式一
二 手形の割引及びその媒介 別表中の算式一又は算式二のいずれか（算式二を用いる場合にあつては、割引率であることを明示するものとする。）
2 法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。
3 法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
イ 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。）
ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
ハ 主な返済の例
二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料（何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合（百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。））を含む。以下同じ。）
4 貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

【着眼点】
16.5

5 法第十四条第一項の規定による掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。
6 貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
7 法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
二 そのウェブサイトがない場合

※ 貸金業法施行規則別表 （第11条関係）

算式一　$\sum_{i=1}^{n}(Ui \cdot Ti)$

算式二　(Ui ＋F)･Ti

n は、返済回数

Ti は、年を単位として表した次の期間

イ ｉ が1のときは、金銭を交付した日から第一回の弁済日の前日までの期間

ロ ｉ が2以上のときは、直前の弁済日から第 ｉ 回の弁済日の前日までの期間

Ui は、次の値

イ ｉ が1のときは、実際に利用可能な貸付けの金額

ロ ｉ が2以上のときは、次式により算出する未返済金の額

Ui ＝U(i－1)－(P(i－1)－R･U(i－1)･T(i－1))

Pi は、第 ｉ 回の弁済の金額とする。

R は、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率

F は、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息

■ 貸金業法　第 23 条 （標識の掲示等）

【着眼点】
16.4

1 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

■ 施行規則　第 20 条 （掲示すべき標識の様式等）

1 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

2 貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法により しなければならない。

3 法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

※ 別紙様式第7号（概要）

- 大きさ：縦25cm以上、横30cm以上（営業所等が設備である場合は、縦5cm以上×横6cm以上）
- 必要的記載事項：①貸金業者登録票、②登録番号、③登録有効期間、④貸金業者の商号、名称又は氏名
- 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 氏を改めたものにおいては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 貸金業協会会員である場合にあっては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
- 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人　氏名）と記載すること。

【検証基準】 17. 債権譲渡等

掲載条文	■	貸金業法	: 24条（施行規則21条、施行令3条の7、施行規則26条の24） ※掲載を省略 24条の2（保証等に係る求償権等の行使の規制） 24条の3（受託弁済に係る求償権等の行使の規制） 24条の4（保証等に係る求償権等の譲渡の規制） 24条の5（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制） 24条の6（準用）
	■	他の法令	: 独立行政法人住宅金融支援機構法30条
	●	自主規制	: 65条～67条 ［自主規制　第2章第11節 債権譲渡等に関する規則］
	□	監督指針	: Ⅱ-2-20 債権譲渡等

■ 貸金業法　第 24 条（債権譲渡等の規制）

【着眼点】
17.3

1 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

【着眼点】
17.4

2 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びに前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除く。）は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【着眼点】
17.2

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり第二十一条第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

■ 施行規則　第 21 条（債権を譲り受ける者に対する通知）

【着眼点】
17.3

1 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三　当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）
四　譲渡年月日及び当該債権の額

2　前項の規定は、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3　法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4　法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5　貸金業者は、前項の規定により法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6　前項の規定による承諾を得た貸金業者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

■ 施行令　第 3 条の 7（貸金業者との密接な関係）

法第二十四条第四項、第二十四条の二第四項、第二十四条の三第四項及び第二十四条の六の四第一項第九号から第十一号までに規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一　貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係
二　貸金業者が法人である場合における当該貸金業者の法第四条第一項第二号に規定する役員である関係
三　貸金業者の貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものである関係
四　貸金業者の経営を支配しているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
五　貸金業者によつてその経営が支配されているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
六　その他貸金業者との関係が前各号に掲げる関係に準ずる関係として内閣府令で定める関係

■ 施行規則　第 26 条の 24（貸金業者との密接な関係）

1　令第三条の七第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一　次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。
　イ　法第二十四条第二項に規定する貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者、法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者
　ロ　イに掲げる者が法人（法人でない社団又は財団を含む。）である場合におけるその役員（当該法人が株式会社である場合にあつてはその取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役及び執行役、当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（法人（法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。）
　ハ　イ又はロに掲げる者が個人である場合におけるそれらの親族
　ニ　ロに掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の関係親法人（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を一の法人又は当該法人及びその関係子法人（法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。）が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。）、準関係親法人（関係親法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。）及びそれらの役員
　ホ　イからニまでに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員
　ヘ　ホに掲げる法人の関係子法人、準関係子法人（関係子法人又は関係子法人及びその関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。）及びそれらの役員
　ト　ニからヘまでに掲げる役員の親族
二　前号イに掲げる者の役員であつた者及び使用人並びに前号イからトまでに掲げる者が、当該貸金業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

2 令第三条の七第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。
一 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している前項第一号イに掲げる者の株式等に係る議決権の合計が、その者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。
イ 当該貸金業者
ロ 当該貸金業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主
ハ イ又はロに掲げる者が個人である場合におけるそれらの親族
ニ ロに掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の関係親法人、準関係親法人及びそれらの役員
ホ イからニまでに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員
ヘ ホに掲げる法人の関係子法人、準関係子法人及びそれらの役員
ト ニからヘまでに掲げる役員の親族
二 当該貸金業者の役員であつた者及び使用人並びに前号イからトまでに掲げる者が、前項第一号イに掲げる者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

■ 独立行政法人住宅金融支援機構法 第 30 条（貸金業法の適用除外）

機構が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者から主務省令で定めるところにより第十三条第一項第一号又は第二項第二号に規定する貸付債権の譲受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

[自主規制 第 2 章第 11 節 債権譲渡等に関する規則]

● 自主規制　第 65 条（目的）

本節の規定は、協会員が貸付けに係る契約に基づく債権（以下「貸金債権」という。）を他人に譲渡する場合には、法第 24 条第 1 項で定められた債権譲渡に関する規定を遵守するとともに、債権回収会社その他適切な第三者に対して債権譲渡が行われることを確保し、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け並びに閲覧及び謄写を適正に行われることを確保し、もって債務者等の利益の保護を図ることを目的とする。

● 自主規制　第 66 条（譲渡の相手方等の選定等）

1 協会員が貸金債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人が貸金業者や債権回収会社など金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識及び経験を有する者となるよう留意しなければならない。

【着眼点】
17.2

2 貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法に抵触するおそれがあることに留意するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第 18 条第 5 項において、利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償金の支払いの約定がなされている債権について、利息制限法の制限額内に引き直さずに履行の要求を行うことが禁止されていることに留意し、引き直し後の残債権額が 0 円以下のものが含まれないよう留意しなければならない。

● 自主規制　第 67 条（譲渡債権に係る帳簿の開示及び保管）

協会員が債権譲渡を行うにあたっては、債務者等からの問合わせ及び取引履歴の開示請求等に適切に対応できるように、債権譲渡契約において譲渡人及び譲受人の双方が行う役割分担を明確にすることに留意し、債務者等に送付する債権譲渡に係る通知書に明記するよう努めるものとする。なお、協会員が廃業に伴って債権の譲渡を行った場合には、譲渡の日から 10 年間帳簿を保管して、債務者等からの閲覧又は謄写の請求に応じる措置を講じるよう努めるものとする。

□ 監督指針　Ⅱ－2－20 債権譲渡等

貸金業者の貸付債権の譲渡については、法令を遵守するほか、民法や債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）等の規定に留意し、適切に対応する必要があり、債権譲渡先の選定に当たっては、資金需要者等の利益の保護に関して、特段の注意を払う必要がある。
貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
17.1

① 債権譲渡を行うに当たって、債権譲渡先の選定基準及び選定方法、譲渡対象債権の選定基準、債権譲渡に関する手続きや債権譲渡の際の顧客情報の取扱いについて規定した社内規則等を定め、担当する役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

【着眼点】
17.2

② 債権譲渡先及び譲渡対象債権の選定に当たって、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）や法第 24 条第3項（暴力団員等への譲渡の禁止）等の規定に抵触しないか確認を行っているか。

【着眼点】
17.5

③ 貸金業者が、貸付債権について委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法等の規定に抵触しないか確認を行っているか。

④ 債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求などがある場合を想定し、債権譲受人との明確な責任分担のもとに債務者等に適切に対応するための規定が置かれているか。また、債権譲受人が債務者等に対し法第 24 条第2項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付することや法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているか。

【検証基準】 18. 営業店登録

掲載	● 自主規制　：　6条～9条　［自主規制　第2章第1節 営業店登録の申請等に関する規則］

［自主規制 第 2 章第 1 節 営業店登録の申請等に関する規則］

● 自主規制　第 6 条（目的）

本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第 7 条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。

なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。

● 自主規制　第 7 条（定義）

本節において用語の定義は以下のとおりとする。

⑴「有人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務している自社で設置する営業店をいう。

⑵「無人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務しておらず、自社所有の自動契約受付機又は自動契約受付機及び現金自動設備が設置されている営業店をいう。

⑶「郊外」とは、既成の市街区域の近郊にあり、自動車での交通を基礎とする幹線道路を中心とする商業地域をいう。

⑷「近隣」とは、該当する建物の敷地及びこれらの用に供するものと認められる土地を含む周囲 100 メートルの区域内を目処とした地域をいう。

⑸「大学」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 章に定める大学をいい、短期大学及び当該外国の学校教育制度において当該外国の大学として位置付けられ、その一部が日本国内に設置されている、いわゆる「外国大学の日本校」は含まれないものとする。

● 自主規制　第 8 条（一定の地域又は場所における有人店舗又は無人店舗の設置等）

1　協会員等は、以下に掲げる場合において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

【着眼点】
18.1

⑴ 商業地域及び近隣商業地域において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物にいわゆる競馬、競輪、競艇等に関する施設、パチンコ店（スロット店含む。）又は性風俗関連施設などの遊技施設等（以下この節において「遊技施設等」という。）が設けられているとき（大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に定める「大規模小売店舗」（以下この節において「大規模小売店舗」という。）内に設置する場合を除く。）。

⑵ 郊外において無人店舗を設置する場合であって、近隣に遊技施設等が設けられているとき。

⑶ 全ての地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物において、大学に係る施設が設けられているとき（大規模小売店舗内に設置する場合を除く。）。

2　協会員等は、以下に掲げる場合（営業所の移転、合併、会社分割又は事業譲受等その他特段の理由がある場合を除く。）において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、原則として、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

【着眼点】
18.1

⑴ 商業地域又は近隣商業地域において、同一の建物においてすでに 2 以上の貸金業者により有人店舗又は無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

⑵ 郊外において、同一の建物においてすでに 2 以上の貸金業者により無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

● 自主規制　第 9 条（協会員による説明）

【着眼点】
18.2

協会員等は、有人店舗又は無人店舗の設置状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規定に則ったものであることを説明することができるように、有人店舗又は無人店舗の設置時の写真を撮影してこれを保存するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

【検証基準】 19. 過払金支払

掲載	
	● 自主規制　：　64条　［自主規制　第2章第10節 過払金支払に関する規則］
	□ 監督指針　：　Ⅱ-2-7-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 《抄》

［自主規制 第 2 章第 10 節 過払金支払に関する規則］

● 自主規制　第 64 条（振込口座）

1 協会員は、いわゆる過払金の支払いは、多重債務者の家計再建を資することもその目的の一つとなっていることから、その支払いを行うにあたり、当該債務者等に対して過払金総額の通知を行い、当該債務者等が指定した届け出口座に振込みによる支払を行うことができるものとする。

2 協会員は、前項の規定にかかわらず、債務者等が弁護士等に委託をしている場合、過払金の返還を行うにあたり、その振込先口座について、債務者自身の口座であるか又は弁護士等の口座であるかについて、書面により確認を行うことができるものとする。

□ 監督指針　Ⅱ－2－7－1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立《抄》

(1) 主な着眼点

【着眼点】
19.1

② 法令等を踏まえた苦情等対処の実施態勢の構築

へ. 利息制限法に定める制限利率を超える利息･賠償額の支払が約定された債権について、債務者等又は債務者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息･賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法律的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が整備されているか。

【検証基準】 20. システムリスク管理態勢

掲載条文	
	■　貸金業法　　：　12条の2
	●社内規則策定細則：　20条（システムリスク管理態勢）
	□　監督指針　　：　Ⅱ-2-4 システムリスク

■ 貸金業法　　第12条の2（業務運営に関する措置）

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

● 業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則　第 20 条（システムリスク管理態勢）

1 貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する協会員は、システムリスク管理態勢についての社内規則等を定め、社内態勢の整備を図るよう努めるものとする。
2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。
⑴ 規模や業容に応じたシステムリスク管理態勢
⑵ システムリスク管理態勢整備に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
⑶ 社内規則等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

□ 監督指針　　Ⅱ－2－4 システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。

仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

また、貸金業者の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や貸金業者のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、貸金業者において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、貸金業者の規模や業務特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。

【着眼点】
20.1

（注）ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収（弁済の受領）、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人信用情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者（以下Ⅱ－2－4において単に「貸金業者」という。）としては以下のようなものが想定される。

- 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者
- 受払等業務委託先（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ－2－4において同じ。）と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者

なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

【着眼点】
20.3

（注）「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

（参考）金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理第2版（令和5年6月）

□ 監督指針　　Ⅱ－2－4―1 システムリスク管理

1）主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、貸金業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。

【着眼点】
20.1

① システムリスクに対する認識等
イ. システムリスクについて経営陣をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか。

ロ. 経営陣は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

ハ. 経営陣は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員を定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

ニ. 経営陣は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。

また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

【着眼点】
20.1

② システムリスク管理態勢

イ. 経営陣は、システムリスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、システムリスク管理態勢を整備しているか。

ロ. システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

ハ. システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

③ システムリスク評価

イ. システムリスク管理部門は、リスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

ロ. システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。

ハ. 新商品の導入時又は商品内容の変更時には、ユーザー部門はシステムリスク管理部門と連携しているか。また、システムリスク管理部門はシステム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

④ 情報セキュリティ管理

【着眼点】
20.2

イ. 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。

ロ. 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

ハ. コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

ニ. 貸金業者が責任を負うべき資金需要者等の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

資金需要者等の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
・ 現金自動設備（店舗外含む。）等に保存されている取引ログ　等

ホ. 洗い出した資金需要者等の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

・ 情報の暗号化、マスキングのルール
・ 情報を利用する際の利用ルール
・ 記録媒体等の取扱いルール　等

ヘ. 資金需要者等の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
・ アクセス記録の保存、検証
・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制　等

ト. 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、資金需要者等に損失が発生する可能性のある情報をいう。

チ. 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

リ. 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

ヌ．セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

ル．定期的に、データのバックアップを取るなど、データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。

ヲ．指定信用情報機関に提供する個人信用情報の正確性を確保するための方策を取っているか。

⑤ サイバーセキュリティ管理

【着眼点】
20.3

イ．経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

ロ．インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引（以下「インターネット取引」という。）を行う場合には、Ⅱ－２－４－２の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか。

（参考）

・ インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン

（令和3年 10 月 29 日：日本貸金業協会）

⑥ システム企画・開発・運用管理

イ．現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

なお、システムの企画・開発に当たっては、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、経営陣の承認を受けた中長期の開発計画を策定することが望ましい。

ロ．開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

ハ．開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

ニ．システムの企画・開発に当たっては、当該システムの機能が法令の規定に沿ったものとなっているか、法令に基づく手続に不備はないか等を検証しているか。

ホ．システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。

ヘ．現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。

なお、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施することが望ましい。

⑦ システム監査

イ．システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

（注）外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。

ロ．監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

ハ．システム監査の結果は、適切に経営陣に報告されているか。

⑧ 外部委託管理

イ．外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。

ロ．外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

ハ．システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。

【着眼点】
20.4

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

【着眼点】
20.5

ニ．外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。

さらに、外部委託先における資金需要者等に係るデータの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

ホ．重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

ヘ．受払等業務委託先についても、システムに係る外部委託先に準じて、適切な管理を行っているか。

特に、受払等業務委託先がシステムの更改を行う場合について、当該受払等業務委託先と自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要に応じて、当該受払等業務委託先に対して適切な対応を求めるなどの対応がなされているか。

⑨ コンティンジェンシープラン

【着眼点】
20.6

イ．コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

ロ．コンティンジェンシープランは、自社の貸金業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が

維持される態勢となっているか。

ハ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

ニ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、貸金業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

ホ. コンティンジェンシープランは、他の貸金業者におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

ヘ. コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に実施しているか。

なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で実施することが望ましい。

ト. 貸金業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

【着眼点】
20.7

⑩ 障害発生時等の対応

イ. システム障害等が発生した場合に、資金需要者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

ロ. システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

ハ. 貸金業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに経営陣に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、資金需要者等に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、経営陣自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

ニ. システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

ホ. システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、資金需要者等からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口を設置するなどの措置を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

ヘ. システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

ト. システム障害等が発生した場合に、書面交付義務違反や指定信用情報機関への個人信用情報提供義務違反等の法令違反が発生していないかを検証する態勢となっているか。

また、法令違反が認められるときには、真正な書面の再交付や指定信用情報機関に提供した個人信用情報の訂正など、速やかに問題が解消される態勢となっているか。

チ. システム障害等の影響を極小化するためのシステム的な仕組みを整備しているか。

【着眼点】
20.9

⑪ 現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策

現金自動設備に係るシステムは、簡単・迅速に金銭の交付及び債権の回収（弁済の受領）を可能にするものであり、資金需要者等にとって利便性が高く、広く活用されている。一方で、現金自動設備に係るシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないなどの特有のリスクを抱えている。

したがって、資金需要者等の利便を確保しつつ、資金需要者等の保護の徹底を図る観点から、貸金業者には現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策を十分に講じることが要請される。

また、他の貸金業者等と現金自動設備の利用提携をしている場合において、セキュリティ対策が脆弱な現金自動設備に係るシステムを放置している貸金業者が存在したときは、他の貸金業者等に影響が及ぶことにも留意する必要がある。

イ. 内部管理態勢の整備

犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、ローンカード（貸金業者が発行する貸付け専用のカードをいい、キャッシング機能付きのクレジットカードを含む。以下 Ⅱ－２－4において同じ。）の偽造等の犯罪行為に対する対策等について、貸金業者が取り組むべき経営課題の一つとして位置付け、セキュリティ・レベルの向上に努めているか。

ロ. セキュリティの確保

ローンカードや現金自動設備に係るシステムについて、セキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、セキュリティ・レベルを維持・向上するために適切な対策を講じているか。セキュリティの確保に当たっては、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」も参照すること。

（参考）セキュリティに関する基準としては、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」のほか、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。

【着眼点】
20.9

ハ．資金需要者等への対応

スキミングの可能性、暗証番号の盗取の可能性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性等、現金自動設備の利用に伴う様々なリスクについて、資金需要者等に対する十分な説明態勢が整備されているか。

また、資金需要者等への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる態勢が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある資金需要者等を特定可能な場合は、可能な限り迅速に資金需要者等に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。

被害発生後の資金需要者等に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応について必要な検討を行っているか。不正な取引に関する記録を適切に保存するとともに、資金需要者等や捜査当局から当該資料の提供を求められたときに、これに誠実に協力することとされているか。

ニ．現金自動設備に係るシステムの運用・管理を外部委託している場合の対策

現金自動設備に係るシステムに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

⑫ システム統合リスク

合併やシステムの共同化に伴うシステム統合（システム更改を含む。以下同じ。）の実施に当たっては、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、サービスに混乱を来たすリスク（以下「システム統合リスク」という。）の顕在化を防止するため、システム開発会社だけでなく、貸金業者においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。プロジェクトマネジメントの検証に当たっての具体的な着眼点を以下に例示する。

イ．経営陣の責任分担及び経営姿勢の明確化

経営陣は、システム統合リスクについて十分に認識し、プロジェクトマネジメントの重要性を正確に理解しているか。

また、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

ロ．システム統合計画の策定

システム統合計画の策定に際しては、徹底したリスクの洗い出しが行われ、その軽減策が講じられるとともに、十分かつ保守的な移行判定項目・基準が定められているか。また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかが明確に定められているか。

さらに、システム統合計画の妥当性について、第三者機関による評価等も活用して、客観的・合理的に検証しているか。

ハ．システムの企画・開発

システム統合に係るシステムの企画・開発に当たっては、当該システムの機能が法令の規定に沿ったものとなっているか、法令に基づく手続に不備はないか等を検証しているか。

ニ．十分なテスト・リハーサル体制の構築

レビューやテスト不足が原因で、資金需要者等に影響が及ぶような障害が発生しないような十分なテスト・リハーサル体制を構築しているか。具体的には、レビュー実施計画は、工程ごとの品質状況を管理するものとなっているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ホ．事務手続の習得教育・障害訓練

システム統合により、事務処理の方式に変更が生じる場合には、事務手続の習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

ヘ．資金需要者等への説明等

システム統合により、取り扱うサービスに変更がある場合には、資金需要者等の利便性に配慮した検討を行ったうえで、資金需要者等への周知が適切に行われているか。

ト．外部委託先の管理態勢

システム開発等に係る業務を外部委託する場合であっても、貸金業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

チ．プロジェクトの進捗管理

経営陣はシステム統合計画の進捗管理に際し、残存課題等の問題点を把握するとともに、その解消予定の見定めを十分に行っているか。

システム統合が遅延した場合にスケジュールを見直す基準を策定するなど、不測の事態が生じた場合に適切に対応できる体制を整備しているか。

リ．厳正な移行判定の実施

移行判定時までに、必要なテスト・リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、移行判定に不可欠な材料が揃うスケジュール・計画となっているか。

ヌ．コンティンジェンシープランの策定等

システム障害等の不測の事態に対応するため、システム統合に係るコンティンジェンシープランが策定され、十分な回数の訓練が行われているか。障害の内容・原因、復旧見込み等について公表するとともに、コールセンターの迅速な開設等、資金需要者等からの問い合わせに的確に対応する体制が整備されているか。

ル．実効性のある内部監査・第三者評価

a．内部監査部門によるシステム統合計画の進捗状況のモニタリング・検証がシステム統合リスク管理態勢

の実効性等の観点から行われているか。また、内部監査部門にシステムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。

（注）外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。

b. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を効果的に活用しているか。

（参考）システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。

(2) 監督手法・対応

【着眼点】
20.8

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握された貸金業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、貸金業者又はその外部委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 24 条の6の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な改善状況を把握することとする。

また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第 24 条の6の3又は第 24 条の6の4に基づき業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

② 障害発生時

イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式1）にて当局あて報告を求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式2）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこと。）。

なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

ロ. 必要に応じて法第 24 条の6の 10 に基づき追加の報告を求め、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第 24 条の6の3に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等のときには、法第 24 条の6の4に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

③ システム統合時

貸金業者がシステム統合を決定した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、システム統合の決定後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条の6の 10 に基づく報告を定期的に求めるものとする。

□ 監督指針　　Ⅱ－2－4―2 インターネット取引

インターネット取引は、貸金業者にとっては低コストのサービス提供を可能とするものであるとともに、利用者にとっては利便性の高い取引ツールとなり得るものである。一方、インターネット取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様の確認が困難であることなどの特有のリスクを抱えている。

貸金業者が顧客にサービスを提供するに当たっては、顧客の財産を安全に管理することが求められる。従って、貸金業者においては、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、インターネット取引に係るセキュリティ対策を十分に講じるとともに、顧客に対する情報提供、啓発及び知識の普及を図ることが重要である。

(1) 主な着眼点

【着眼点】
20.10

①内部管理態勢の整備

インターネット等の不正アクセス・不正取引等の犯罪行為に対する対策等について、犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営陣等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めるとともに、利用時における留意事項等を顧客に説明する態勢が整備されているか。

また、インターネット取引の健全かつ適切な業務の運営を確保するため、貸金業者内の各部門が的確な状況認識を共有し、貸金業者全体として取り組む態勢が整備されているか。

その際、金融ISACやJPCERT／CC等の情報共有機関等を活用して、犯罪の発生状況や犯罪手口に関する情報の提供・収集を行うとともに、有効な対応策等を共有し、自らの顧客や業務の特性に応じた検討を行った上で、今後発生が懸念される犯罪手口への対応も考慮し、必要な態勢の整備に努めているか。

加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

②セキュリティの確保

セキュリティ体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たり的に講じるのではなく、効果的な対策を複数組み合わせることによりセキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応が取られているか。

インターネット取引に係る情報セキュリティ全般に関する方針を作成し、各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。また、当該方針等に沿って個人・法人等の顧客属性を勘案しつつ、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」等も踏まえ、提供するサービスの内容に応じた適切なセキュリティ対策を講じているか。その際、犯罪手口の高度化・巧妙化等（「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」など）を考慮しているか。

また、フィッシング詐欺対策については、メールや SMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページの URL やログインリンクを記載しない（法令に基づく義務を履行するために必要な場合など、その他の代替的手段を採り得ない場合を除く。）、利用者に対して正規のウェブサイトのブックマークや正規のアプリからログインすることを促す、送信ドメイン認証技術の計画的な導入、フィッシングサイトの閉鎖依頼等、提供するサービスの内容に応じた適切な不正防止策を講じているか。

（注）情報の収集に当たっては、金融関係団体や金融情報システムセンターの調査等、金融庁・捜査当局から提供された犯罪手口に係る情報などを活用することが考えられる。

インターネット取引を行う場合には、提供するサービスの内容に応じて、以下の不正防止策を講じているか。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式等の見直しを行っているか。

・ ログイン、出金、出金先銀行口座の変更など、重要な操作時におけるフィッシングに耐性のある多要素認証（例：パスキーによる認証、PKI（公開鍵基盤）をベースとした認証）の実装及び必須化（デフォルトとして設定）

（注1）フィッシングに耐性のある多要素認証の実装及び必須化以降、顧客が設定に必要な機器（スマートフォン等）を所有していない等の理由でやむを得ずかかる多要素認証の設定を解除する場合には、代替的な多要素認証を提供するとともに、解除率の状況をフォローした上で、認証技術や規格の発展も勘案しながら、解除率が低くなるよう多要素の認証の方法の見直しを検討・実施することとする。

（注2）フィッシングに耐性のある多要素認証を実装及び必須化するまでの暫定的な対応として、代替的な多要素認証を提供する場合には、当該実装及び必須化に向けた具体的なスケジュールについて顧客に周知するとともに、それまでの期間においても、振る舞い検知やログイン通知等の検知機能を強化する必要がある。

・ 顧客が身に覚えのない第三者による不正なログイン・取引・出金・出金先口座変更を早期に検知するため、電子メール等により、顧客に通知を送信する機能の提供
・ 認証に連続して失敗した場合、ログインを停止するアカウント・ロックの自動発動機能の実装及び必須化
・ 顧客のログイン時の挙動の分析による不正アクセスの検知（ログイン時の振る舞い検知）及び事後検証に資するログイン・取引時の情報の保存の実施
・ 不正アクセスの評価に応じて追加の本人認証を実施するほか、当該不正が疑われるアクセスの適時遮断、不正アクセス元からのアクセスのブロック等の対応の実施
・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制と仕組みの整備
・ 期間ごとの借入上限を顧客が設定できる機能の提供

（参考）
・ フィッシング対策ガイドライン（フィッシング対策協議会）
・ インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン（日本貸金業協会）
・ 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（金融情報システムセンター）

【着眼点】
20.11

③顧客対応

インターネット上でのID・パスワード等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすいパスワードの使用の危険

性（認証方式においてパスワードを利用している場合に限る。）、被害拡大の可能性等、様々なリスクの説明や、顧客に求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が顧客に対して十分に行われる態勢が整備されているか。

顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。

顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかにかつ顧客が容易に理解できる形で周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。

不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的にモニタリングし、普及させるための追加的な施策を講じているか。

不正取引による被害があった場合には、被害状況を十分に精査し、顧客の態様やその状況等を加味したうえで、顧客の被害補償を含め、被害回復に向けて真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。

不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

④その他

インターネット取引が非対面取引であることを踏まえた、取引時確認等の顧客管理態勢の整備が図られているか。

インターネット取引に関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

（2）監督手法・対応

①犯罪発生時

インターネット取引における不正アクセス・不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて当局宛て報告を求めるものとする。

なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。

【着眼点】
20.12

②問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、貸金業者のインターネット取引に係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条の6の 10 に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、資金需要者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第 24 条の6の3第 1 項に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

○「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」等について

・ 貸金業界において新たなサービスの提供や顧客利便性が向上する一方、各種システムへのサイバー攻撃が複雑化・巧妙化しており、メールや SNS、フィッシングサイト等を用いたサイバー攻撃が国内外問わず多数発生している状況にある。そのような中、スマートフォンのアプリを利用することで ATM から出金できるサービスにおいて、認証の脆弱性を突き、悪意のある第三者が当該顧客になりすまし、提携先のコンビニエンスストア内の ATM から借入金を出金するといった事案が発生した。

・ これを受け、協会は、インターネット取引サービスの安全性及び信頼性確保のため、協会員がインターネット取引サービスのシステムを構築及び運用するに当たっての留意事項等を取りまとめ、令和 3 年 10 月に「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を策定した。

・ インターネット取引サービスを提供及び提供しようとしている協会員は、同ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、各社の実情に応じてリスクベースで検討する等、実効性のある不正取引等防止対策を実施することが求められる。

・ また。近年増加しているサイバーリスクへの対応を強化するため、令和 8 年 7 月 17 日に監督指針が改正され、「Ⅱ-2-4 システムリスク」に「Ⅱ-2-4-1 システムリスク管理」及び「Ⅱ-2-4-2 インターネット取引」の項目が追加された。

○「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」について

・ 近年のサイバーリスクの深刻化に対処していくため、令和 6 年 10 月 4 日に監督指針Ⅱ-2-4「システムリスク管理態勢」が改正されるとともに、同日、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が新設された。

貸金業者は、監督指針だけでなく、同ガイドラインの趣旨も踏まえた上で、サイバーセキュリティ管理態勢を整備することが求められる。

※「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」は、以下のサイトを参照。

金融庁ホームページ ＞ 法令・指針等 ＞ その他ガイドライン等「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」

（https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/18.pdf）

【検証基準】 21. 非営利特例対象法人

掲載条文			
	■ 貸金業法	:	3条1項（施行規則5条の6、5条の7、5条の8） 13条2項（施行規則10条の16、10条の16の2） 13条の2（施行規則10条の21第1項、10条の21の2） 41条の35第1項（施行規則30条の12、30条の12の2）
	● 自主規制	:	11条2項　［第2章第2節 貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則］ 39条の4　［第2章第6節第6款 非営利特例対象法人が行う特定貸付契約に係る特則］
	□ 監督指針	:	Ⅱ-2-21 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について

○ 本監査項目の対象協会員

非営利特例対象法人･特定非営利金融法人である貸金業者。

○ 関連用語

「非営利特例対象法人」【施行規則第５条の６第２項】

【着眼点】
21.1

2　前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。

一　営利を目的としない法人であること。

二　純資産額（第五条の九第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

三　特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為で定めていること。

四　定款又は寄附行為で、次に掲げる事項を定めていること。

イ　剰余金の分配及び出資の払戻し（当該払戻しの額が出資の額を超えるものに限る。）を行わないこと。

ロ　解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

「特定非営利金融法人」【施行規則第１条の２の４第２項】

【着眼点】
21.2

2　前項の「特定非営利金融法人」とは、法第二十四条の六の二の規定により第二十六条の二十五の二第三項第一号に掲げる場合に該当する旨の届出を行つた貸金業者（当該届出の日以後同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた者を除く。）をいう。

「特定貸付契約」【施行規則第１条の２の４第３項】

【着眼点】
21.2

3　第一項の「特定貸付契約」とは、特定非営利活動貸付け又は生活困窮者支援貸付けに係る契約をいう。

「特定非営利活動貸付け」【施行規則第１条の２の４第４項】

【着眼点】
21.3

4　前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当して行われるものをいう。

一　当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務（保証債務を除く。以下この項において同じ。）の総額その他当該者（事業を営む者に限る。）の財務の状況を把握すること。

二　当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人（次号において単に「保証人」という。）となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三　返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方（事業を営む者に限る。）の財務の状況を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。

四　当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次項第四号及び第五条の六第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五　当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存すること。

「生活困窮者支援貸付け」【施行規則第１条の２の４第５項】

【着眼点】
21.4

5　第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当するものをいう。

一　当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者が既に負担している債務を可能な限り整理し、かつ、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（以下この項において「アセスメント」という。）を、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者により行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講じていること。

二　当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人（次号において単に「保証人」という。）となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。

三　返済期間を通じて、第一号の生活再建のための計画の進捗状況並びに当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額（保証人にあつては、貸金業者に対して負担する債務の総額に限る。）を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。

四　当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

五　当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存すること。

「生活困窮者」【施行規則第１条の２の４第６項】

【着眼点】
21.4

6　前項の「生活困窮者」とは、収入をもつて最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人（これらの費用に充てるべき資産を有しない者に限る。）をいう。

■ 貸金業法　第３条（登録）《抄》

1　貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

■ 施行規則　第５条の６

1　法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に

掲げる全ての要件に該当して行われることとする。
一　当該登録を受けた日以後行う全ての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。
二　当該登録を受けた日以後行う貸付けによる利息の収入があるときは、各事業年度における当該利息の収入額に占める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（第一条の二の四第六項に規定する生活困窮者をいう。次項において同じ。）を支援するための貸付けに係る利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。
三　次のイからハまでに掲げる書面又は電磁的記録を作成し、当該イからハまでに掲げる書面又は電磁的記録の区分に応じ、当該イからハまでに定める日までの間、主たる事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。
イ　法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し（当該登録申請書の写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）　当該登録の有効期間の満了の日
ロ　各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の決算に関する書類及び事業報告書（これらの書類に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。）　当該各事業年度の翌々事業年度の末日
ハ　各事業年度の末日において存在する貸付けに係る契約（貸付けの残高が零を超えるものに限る。）ごとにその内容（相手方の属性、契約年月日、当初の貸付けの金額、各事業年度の末日における残高の金額、貸付けの利率及び最終の返済期日を含み、個人である債務者等を特定できる事項を除く。）を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録　当該各事業年度の翌々事業年度の末日

【着眼点】
21.1

2　前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。
一　営利を目的としない法人であること。
二　純資産額（第五条の九第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。
三　特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為で定めていること。
四　定款又は寄附行為で、次に掲げる事項を定めていること。
イ　剰余金の分配及び出資の払戻し（当該払戻しの額が出資の額を超えるものに限る。）を行わないこと。
ロ　解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

■ 施行規則　**第５条の７（登録の拒否の審査）**

1　財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること（申請者が法人である場合に限る。）。
二　常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。）。
三　営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。
四　資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること。
五　法第十二条の二の二に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること。
2　前項第四号の社内規則は貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

■ 施行規則　**第５条の８**

1　前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の六第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が同条第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。
一　前条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる基準に適合していること。
二　貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる体制が整備されていること。
2　前項の場合における第四条第四項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上

従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3　財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事が、第一項の規定により、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものとみなされている貸金業者に対し、法第二十四条の六の四第一項の規定により登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合における前条第一項第二号及び第三号の規定は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。

■ 貸金業法　第 13 条（返済能力の調査）《抄》

2　貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

■ 施行規則　第 10 条の 16（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）

法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

一　極度方式貸付けに係る契約

二　第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

■ 施行規則　第 10 条の 16 の 2

【着眼点】
21.3
21.4

貸金業者が特定非営利金融法人（第一条の二の四第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約（第一条の二の四第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。）及び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

■ 貸金業法　第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）

1　貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2　前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約（以下「住宅資金貸付契約等」という。）及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該個人顧客に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。）を超えることとなるもの（当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

■ 施行規則　第 10 条の 21（個人過剰貸付契約から除かれる契約）《抄》

1　法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

二　自ら又は他の者により前号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

三　自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車が譲渡により担保の目的となつているもの

四　個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の次のいずれかに掲げる療養費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約

イ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第一項及び第百四十七条に規定する高額療養費

ロ　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費

ハ　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費

ニ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第一項に規定する高額療養費

ホ　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する高額療養費

ヘ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する高額療養費

五　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ　金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）
六　不動産（借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）
七　売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）
八　第一条の二の三第二号から第五号までに掲げる契約

■ 施行規則　**第 10 条の 21 の 2**

【着眼点】
21.3
21.4

貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、前条第一項各号に掲げる契約のほか、特定貸付契約とする。

■ 貸金業法　第 41 条の 35（個人信用情報の提供）《抄》

1　加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。
一　当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの
二　契約年月日
三　貸付けの金額
四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

■ 施行規則　**第 30 条の 12（個人信用情報の提供を必要としない契約）**

法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、第一条の二の三各号に掲げるものとする。

■ 施行規則　**第 30 条の 12 の 2**

【着眼点】
21.3
21.4

貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては、法第四十一条の三十五第一項に規定する極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものは、前条に規定するもののほか、特定貸付契約とする。

［自主規制　第 2 章第 2 節　貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則］

● 自主規制　第 11 条（社内態勢整備）《抄》

【着眼点】
21.1

2　非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 5 条の 6 第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

［自主規制　第 2 章第 6 節第 6 款　非営利特例対象法人が行う特定貸付契約に係る特則］

● 自主規制　第 39 条の 4（特定貸付契約）

【着眼点】
21.2

1　非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約（施行規則第 1 条の 2 の 4 第 3 項に定めるものをいう。以下同じ。）を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。
2　非営利特例対象法人である協会員は、法において特定貸付契約に関して特例措置が講じられている趣旨を踏まえ、その趣旨を潜脱する貸付け等が行われないように留意しなければならない。
3　協会員が非営利特例対象法人である場合、第 1 款から第 4 款までの規定については、法の規定を踏まえ、これを適用するものとする。

□ 監督指針　Ⅱ－2－21　非営利特例対象法人である貸金業者の監督について

施行規則第5条の6第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の7第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。

また、施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第 13 条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。

このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令に則り、協会の自主規制規則等も参考にしつつ、特例措置適用の前提となる各種要件を満たすための社内体制や方法等を具体的に定めているか。

② 社内規則等を踏まえた実施態勢の構築

イ. 共通事項

a. 役職員が社内規則等に基づき、特例措置の適用を受けるための各種要件を満たした適切な業務運営を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

b. 非営利特例対象法人である貸金業者が特例措置を受ける場合には、貸金業の登録（更新登録を含む。）を受けた日以降行うすべての貸付けに関し、年 7.5%を超える割合による利息（みなし利息（法第 12 条の8第2項に規定するみなし利息をいう。）を含む。）の契約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しない態勢が整備されているか。

c. 施行規則第5条の6第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の4第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。

ロ. 登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項

施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者にあっては、上記②イ. に加え、例えば契約に基づき、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が整備されているか。

ハ. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付け（施行規則第1条の2の4第4項に掲げる「特定非営利活動貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項

上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。

a. 社内規則等において、自ら行う特定非営利活動貸付けが、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第7号）第2条第1項別表に規定する特定非営利活動のうちいずれかの類型に該当するのかを具体的に規定しているか。また、施行規則第1条の2の4第4項第1号及び第2号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。

b. 役職員が社内規則に基づき、適切に特定非営利活動貸付けを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

c. 特定非営利活動貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の4第4項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。

ニ. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付け（施行規則第1条の2の4第5項に掲げる「生活困窮者支援貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項

上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。

a. 社内規則等において、生活困窮者に対し、同条第5項第1号に基づき、アセスメントを行い、生活再建のための計画（以下「生活再建計画」という。）を策定する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて生活再建計画の進捗状況、債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた助言又は指導の内容等を具体的に定めているか。

b. 役職員が社内規則に基づき、適切に生活困窮者支援貸付けを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。

c. 生活困窮者支援貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者（以下「相談者」という。）の生活状況、借入先、借入額等を確認し、生活困窮者に陥った事情を丁寧に聴取した上で、債務の整理として考えられる解決方法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じ専門機関（弁護士等）を紹介する等、当該相談者が既に負担している債務の可能な限りの整理に努めているか。

d. アセスメントに際しては、客観的な生活状況を確認し、家計簿診断を行う等返済計画のシミュレーションを行っているか。

e. 生活再建計画の策定にあたっては、現在の生活状況についての課題を明確にし、今後の生活再建に向

けた改善策を具体的に記載しているか。また、その際、施行規則第1条の2の4第5項第1号の「借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者」として次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、借入れ及び返済に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者又は、これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を資金需要者と面談させているか。

ⅰ）独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ⅱ）一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ⅲ）一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

f. 相談者に対して貸付けを行おうとする場合には、法第 16 条の2の契約締結前書面を交付し、対面の上で契約の相手方が十分に貸付け条件等を理解できるように、書面に記載された事項を明瞭かつ正確に説明しているか。また、その際、できる限り相談者の家族等の親族も同席させているか。

g. 返済期間を通じて生活再建計画の進捗状況並びに契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額の定期的な把握及び必要に応じた助言又は指導が行われているか。また、返済が滞ったことのみをもって過度の取立てを行うのではなく、その原因を分析の上、対応しているか。

h. 生活困窮者向け貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の4第5項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。

③ 内部管理部門等における実効性確保のための措置

内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、特例措置適用の前提である各種要件の充足状況について把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適切な業務運営が確保されているか。

(2) 留意事項

① 施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者から法第4条第1項に基づき法第3条第2項の登録の更新の申請が行われた場合、常務に従事する役員のうちに現に受けている登録を受けたときから継続して貸付けの業務に従事した者がある場合には、施行規則第5条の7第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

② 上記(1)②ニe.の「これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者」について、例えば、公益法人又は営利を目的としない法人において、資金需要者等に対して、借入及び返済に関する相談に応ずる業務に1年以上従事した経験を有する者などは、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

Ｂ．　検証基準《別表》

【別表１】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等関係）

〈関連〉４．顧客等に関する情報管理態勢、５.外部委託

【別表２】顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定取引の場合）及び本人確認書類

〈関連〉６．取引時確認、疑わしい取引の届出

【別表３】確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第２０条第１項）

〈関連〉６．取引時確認、疑わしい取引の届出

【別表４】総量規制の除外貸付け、例外貸付けの契約類型及び保存を要する書面等

〈関連〉12. 過剰貸付けの防止

【別表５】貸付けに係る契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項

〈関連〉14. 書面の交付義務

【別表６】極度方式基本契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項

〈関連〉14. 書面の交付義務

【別表７】保証契約　事前交付書面（概要説明・詳細説明）・契約締結時交付書面　記載事項

〈関連〉14. 書面の交付義務

【別表８】マンスリーステートメント（貸金業法第１７条第６項、第１８条第３項）　記載事項

〈関連〉14. 書面の交付義務

【別表９】取立て行為の規制（貸金業法第２１条第１項）

〈関連〉15. 取立行為規制

【別表 10】貸金業法第１９条の帳簿　記載事項

〈関連〉16. 帳簿の備付け等

【別表１】　金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等関係）

措置等	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
安全管理措置 **※個人情報保護法第２３条関係**	**【第８条第１項《抄》】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。
組織的安全管理措置	**【第８条第２項】**　この条における「組織的安全管理措置」とは、個人データの安全管理措置について従業者（法第 24 条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の、個人情報取扱事業者の体制整備及び実施措置をいう。 **【第８条第７項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」を講じなければならない。 **（組織的安全管理措置）** **(1) 規程等の整備** ① 個人データの安全管理に係る基本方針の整備 ② 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備 ③ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備 ④ 外部委託に係る規程の整備 **(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程** ① 取得・入力段階における取扱規程 ② 利用・加工段階における取扱規程 ③ 保管・保存段階における取扱規程 ④ 移送・送信段階における取扱規程 ⑤ 消去・廃棄段階における取扱規程 ⑥ 漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程 **【第８条第８項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。 **（組織的安全管理措置）** ① 個人データの管理責任者等の設置 ② 就業規則等における安全管理措置の整備 ③ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用 ④ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備 ⑤ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施 ⑥ 漏えい事案等に対応する体制の整備
人的安全管理措置	**【第８条第３項】**　この条における「人的安全管理措置」とは、従業者との個人データの非開示契約等の締結及び従業者に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業者を監督することをいう。 **【第８条第８項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。 **（人的安全管理措置）** ① 従業者との個人データの非開示契約等の締結 ② 従業者の役割・責任等の明確化 ③ 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練 ④ 従業者による個人データ管理手続きの遵守状況の確認

物理的 安全管理措置	**【第８条第４項】**　この条における「物理的安全管理措置」とは、個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。 **【第８条第８項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。 **（物理的安全管理措置）** ① 個人データの取扱区域等の管理 ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的 安全管理措置	**【第８条第５項】**　この条における「技術的安全管理措置」とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。 **【第８条第８項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。 **（技術的安全管理措置）** ① 個人データの利用者の識別及び認証 ② 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御 ③ 個人データへのアクセス権限の管理 ④ 個人データの漏えい等防止策 ⑤ 個人データへのアクセスの記録及び分析 ⑥ 個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析 ⑦ 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査
外的環境の把握	**【第８条第６項】**　この条における「外的環境の把握」とは、外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。金融分野における個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
従業者の監督 ※個人情報保護法 第２４条関係	**【第９条第１項《抄》】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第 23 条及び第 24 条に従い、個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 **【第９条第２項】**　この条における「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、事業者との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等）も含まれる。 **【第９条第３項】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる体制整備等により、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。 ① 従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。 ② 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた従業者の役割・責任の明確化及び従業者への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと。 ③ 従業者による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び従業者における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること。
委託先の監督 ※個人情報保護法 第２５条関係	**【第１０条第１項《抄》】**　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、法第 25 条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 **【第１０条第２項】**　「委託」には、契約の形態や種類を問わず、金融分野における個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。

	【第１０条第３項】　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。 具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、以下を実施すること。 ① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。 なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。 ② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め、かつ、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

【安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督についての留意点】

当該措置（又は監督）は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質、委託する事業の規模及び性質等に起因するリスクに応じたものとする（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第８条第１項、第９条第１項、第１０条第１項）

【個人情報保護法の関連規定】

第２３条　（安全管理措置）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第２４条　（従業者の監督）

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第２５条　（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【別表２】　顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定取引の場合）及び本人確認書類

本人特定事項 （犯収法４条１項１号）	顧客等が自然人の場合・・・氏名、住居、生年月日
	顧客等が法人の場合・・・名称及び本店又は主たる事務所の所在地

＜本人特定事項の確認方法【通常の特定取引の場合】（犯収法施行規則６条１項１号、３号）＞

確　認　方　法　【根拠条文】		
顧客等が自然人の場合	対面での取引	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a①又は a②の提示を受ける方法（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものについては代表者等からの提示を除く。）【犯収法施行規則６条１項１号イ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a②、b 又は c の提示（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものの提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則６条１項１号ロ】
		当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 b のうちいずれか２つの提示を受ける方法 又は 下記本人確認書類 b 及び a②、c 若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類の提示（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものの提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法【犯収法施行規則６条１項１号ハ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 b の提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の下記本人確認書類 a～c 若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法【犯収法施行規則６条１項１号ニ】
	非対面での取引（eKYC）※	当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報（氏名、住居及び生年月日、貼り付けられた写真並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できるもの））の送信を受ける方法【犯収法施行規則６条１項１号ホ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌）の送信を受けるとともに、当該顧客等の写真付き本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報（氏名、住居、生年月日及び写真の情報）の送信を受ける方法【犯収法施行規則６条１項１号ヘ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた下記本人確認書類 a～b（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であって、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受け、 又は 当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受ける とともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法。 (1) 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約を行う際に当該顧客等について取引時確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。 (2) 当該顧客等の預貯金口座（預貯金契約締結の際に取引時確認を行い、その確認記録を保存しているものに限る。）に金銭を振込み、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。 【犯収法施行規則６条１項１号ト】
		当該顧客等又はその代表者等から、本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法 【犯収法施行規則６条１項１号チ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた下記本人確認書類 a～b（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であって、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法 【犯収法施行規則６条１項１号チ】

確　認　方　法　【根拠条文】		
顧客等が自然人の場合	非対面での取引	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a～c の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則６条１項１号チ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載のある下記本人確認書類 a～c のいずれか2種類の写しの送付を受け、又は下記本人確認書類 a～c の写し及び現在の住居の記載のある補完書類（写しを含む）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類（写しを含む）に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則６条１項１号リ】
		当該顧客等から、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行う方法【犯収法施行規則６条１項１号ル】
		その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、「本人特定事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」、「本人確認書類又は補完書類の提示を受けた日付及び時刻」、「本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法【犯収法施行規則６条１項１号ヲ】
		その取扱いにおいて名宛人又は差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便等（特定事業者に代わって住居を確認し、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、送信を受けた日付を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法【犯収法施行規則６条１項１号ヲ】
		当該顧客等から、電子署名法又は公的個人認証法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則６条１項１号ワ、カ、ヨ】
		その他（上記以外の犯収法施行規則６条１項１号に掲げる方法）
顧客等が法人の場合	対面での取引	当該法人の代表者等から下記本人確認書類ｄの提示を受ける方法【犯収法施行規則６条１項３号イ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則６条１項３号ロ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法【犯収法施行規則６条１項３号ハ】
	非対面での取引	当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法（※当該顧客等の代表権を有する役員として登記されていない代表者等から申告を受ける場合は、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する必要がある）【犯収法施行規則６条１項３号ロ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則６条１項３号ハ】
		当該法人の代表者等から下記本人確認書類ｄ又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載の本店等に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則６条１項３号ニ】
		当該法人の代表者等から、商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則６条１項３号ホ】

※eKYC（electronic Know Your Customer）　オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法

◎特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合には、顧客等についての取引時確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）の本人特定事項を確認する必要がある。さらに、当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由（例：委任状を有していること 、顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること等）を確認する必要がある。（犯収法４条４項、犯収法施行規則１２条）

＜本人確認書類（犯収法施行規則７条）＞

本 人 確 認 書 類		
顧客等が自然人の場合	a	ア 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち、顔写真のあるもの、旅券（パスポート）　等
		イ 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
	b	ア 在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のないもの、資格確認書等、国民年金手帳、母子健康手帳等、特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書　等
	c	ア ｂ以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書
		イ 上記のほか官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（マイナンバーの通知カードを除く。）
顧客等が法人の場合	d	ア 登記事項証明書、印鑑登録証明書
		イ 上記のほか官公庁発行書類等で、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

【別表３】　確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第２０条第１項）

	主な記録事項
1	取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
2	確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
3	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に７年間保存する場合にあっては、日付に限る。）
4	本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付
5	顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等又は当該代表者等のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
6	犯収法施行規則６条１項１号ロ、チからヌまで若しくはヲ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、取引関係文書を送付する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行ったときは、取引関係文書を送付した日付
7	犯収法施行規則６条１項１号ホに掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報（顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報）の送信を受けた日付
8	犯収法施行規則６条１項１号ヘに掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、顧客等の容貌の画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路(以下「ＩＣチップ」)に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付
9	犯収法施行規則６条１項１号トに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は IC チップに記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付並びに同号ト（１）又は（２）に掲げる行為を行った日付
10	犯収法施行規則第６条第１項第１号チに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認書類の送付又はＩＣチップに記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認書類の画像の送信を受けた日付
11	犯収法施行規則６条１項３号ロに規定する方法により本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付
12	犯収法施行規則６条１項３号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が公表事項を確認した日付
13	顧客等又は代表者等の住居に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
14	ハイリスク取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、提示又は送付を受けた日付
15	取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付
16	取引時確認を行った取引の種類
17	顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法
18	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
19	本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
20	法人について、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付したこと又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
21	顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
22	代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由
23	顧客等が取引を行う目的
24	顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあっては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
25	顧客等(国等を除く)が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法（ハイリスク取引に際して当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）
26	資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
27	顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
28	取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
29	顧客等が外国 PEPs であるときは、その旨及び外国 PEPs であると認めた理由
30	なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項
31	日本に住居を有しない短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行ったときは、確認に用いた旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他当該旅券等を特定するに足りる事項

(注１) 確認記録に添付した本人確認書類や補完書類等に記載がある事項については、確認記録の一部とみなされる（犯収法施行規則１９条２項）ため、確認記録への記載を省略することができる（同２０条２項）。

(注２) 確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室（JAFIC）がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に参考様式が掲載されている（https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm）

【別表４】　総量規制の除外貸付け、例外貸付けの契約類型及び保存を要する書面等

（１）除外貸付け（貸金業法第１３条の２、施行規則第１０条の２１）

契約類型（施行規則第 10 条の 21 第 1 項）		保存を要する書面等（施行規則第 10 条の 21 第 2 項）	
1 号	不動産の建設若しくは購入資金又は不動産の改良資金	1 号	不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同項第１号又は第２号に掲げる契約に該当することを証明する書面
2 号	上記貸付けが行われるまでのつなぎ資金		
3 号	自動車購入資金 ※自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は譲渡により担保の目的となっているもの	2 号	イ 当該自動車の売買契約書 ロ 当該自動車の自動車検査証
4 号	一定の高額療養費	3 号	医療機関からの療養費の請求書又は見積書
5 号	一定の有価証券担保	4 号	当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面
6 号	一定の不動産担保 ※不動産の価格*の範囲内（居宅等は不可） *鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう	5 号	イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面 ロ 当該不動産の登記事項証明書 ハ 担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書
7 号	売却予定不動産の売却代金により弁済 ※売却により生活に支障を来す場合を除く	6 号	イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面 ロ 当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書
8 号	施行規則第１条の２の３第２号から第５号までに掲げる契約（手形割引など）	―	

（２）例外貸付け（貸金業法第１３条の２、施行規則第１０条の２３）

契約類型（施行規則第 10 条の 23 第 1 項）		保存を要する書面等（施行規則第 10 条の 23 第 2 項）	
1 号	顧客に一方的に有利となる借換え 【適用要件】 ①借換前の将来支払う返済金額の合計額を上回らない ②下記１号の２の【適用要件】④及び⑤	1 号 ※各号の右記載事項を記した書面等	イ 当該貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額 ロ 当該個人顧客が既に負担している債務の残高、当該債務に係る各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額 ハ 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容 ニ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容
1 号の２	借入残高を段階的に減少させるための借換え 【適用要件】 ①貸金業者(みなし貸金業者を含む)からの借入に限定 ②借換前の金利を上回らない ③定期の返済により、残高が段階的に減少することが見込まれる ④借入前の一ヶ月の負担額を上回らない ⑤物的担保･保証人について､借入前の条件より厳しくならない	1 号の２ ※各号の右記載事項を記した書面等	イ 当該貸付けに係る契約の貸付けの利率 ロ 当該個人顧客が弁済する債務に係る貸付けの残高、貸付けの利率、債権者の商号、名称又は氏名及び債権者が貸金業者であるかみなし貸金業者であるかの別 ハ 弁済する債務の存在について調査を行った年月日、方法及び結果 ニ 当該貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数 ホ 当該貸付けに係る契約に基づく各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額 ヘ 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供させるときは、当該個人顧客が既に負担している債務につき供されている物的担保の内容 ト 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容
2 号	一定の緊急の医療費	2 号	医療機関からの医療費の請求書又は見積書
2 号の２	特定緊急貸付け ※他社を含めた緊急貸付けの合計額が１０万円以下、かつ、返済期間が３ヶ月を超えないこと	2 号の２	イ 前項第２号の２ ロ(3)に掲げる額を確認するために使用した指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容を記載した書面 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる費用の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める書面 (1)外国において緊急に必要となった費用：当該特定緊急貸付契約に係る金銭の受渡しが外国において行われたことを疎明する書面 (2)社会通念上緊急に必要となった費用：当該費用の支払に係る領収書その他資金の使途を確認することができる書面
3 号	配偶者貸付け	3 号	イ 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面 ロ 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書
4 号	事業を営む個人顧客に対する貸付け	4 号	イ 確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書又は納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面 ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面
5 号	新たな事業を行うために必要な資金	5 号	当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面
6 号	金融機関からの貸付けのつなぎ資金 ※金融機関からの貸付けが確実であると認められ、かつ、返済期間が１ヶ月を超えないこと	6 号 ※次のいずれか	イ 正規貸付けが行われることが確実であることが確認できる書面（正規貸付けを行う者が発行したものに限る。） ロ 貸金業者が正規貸付けを行う者に対して行った当該正規貸付けが行われることが確実であることについての照会の結果を記載した書面

【別表５】　貸付けに係る契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項

法令			記載事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
	（締結前）第16条の2第1項	（締結時）第17条第1項	①・・・貸金業法17条1項後段の重要事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く） ②・・・貸金業法17条1項後段の重要事項	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面
貸金業法	1号	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号	契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
	2号	3号	貸付けの金額	○	○	○	○	○	○	○	○
	3号	4号	貸付けの利率	○	①	○	①	○	①	○	①
	4号	5号	返済の方式	○	②	○	②	○	②	○	②
	5号	6号	返済期間及び返済回数	○	○	○	○	○	○	○	○
	6号	7号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
施行規則第12条の2第1項（締結前）、第13条第1項（締結時）	1号 イ	1号 イ	貸金業者の登録番号（注）	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	—	○	—	○	—	○	—	○
	—	1号 ハ	貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ロ	1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	①	—	—	○	①	—	—
	1号 ハ	1号 ホ	契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容（注）	○	○	—	—	—	—	—	—
	1号 ニ	1号 ヘ	利息の計算の方法（注）	○	①	○	①	○	①	—	—
	1号 ホ	1号 ト	返済の方法及び返済を受ける場所（注）	○	②	—	—	—	—	—	—
	1号 ヘ	—	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○	—	—	—	○	—	○	—
	—	1号 チ	各回の返済期日及び返済金額	—	②	—	—	—	②	—	②
	1号 ト	1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（注）	○	①	○	①	○	①	○	①
	1号 チ	1号 ヌ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（注）	○	①	○	①	○	①	○	①
	—	1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（注）	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（注）	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ワ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（注）	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 カ	当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（注）	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 ヨ	貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	—	○	—	—	—	—	—	○
	1号 リ	1号 タ	将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結[しようとする][した]時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）	○	○	—	—	○	○	—	—
	—	1号 レ	日賦貸金業者である場合にあつては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ヌ	1号 ソ	貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号 ロ	割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	—	—	○	—	—	—	—
	2号 ロ	2号 ハ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	—	○	①	—	—	—	—
	3号 ロ	3号 ロ	買戻しに関する事項（注）	—	—	—	—	○	①	—	—
	—	3号 ハ	売渡目的物の内容（注）	—	—	—	—	—	②	—	—
	4号	4号	媒介手数料の計算の方法（注）及びその金額	—	—	—	—	—	—	○	①

（注）極度方式貸付けに係る契約にあっては、施行規則第13条第1項各号で定める条件を充足したときは、当該記載を省略することができる。

【別表６】　極度方式基本契約　事前交付書面・契約締結時交付書面　記載事項

法令			記載事項 ①・・・貸金業法17条2項後段の重要事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く） ②・・・貸金業法17条2項後段の重要事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
	（締結前）第16条の2第2項	（締結時）第17条第2項		事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面
貸金業法	1号	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号	契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
	2号	3号	極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方〔となろうとする者〕に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあっては、当該下回る額及び極度額）	○	②（注）	○	②（注）	○	②（注）	○	②（注）
	3号	4号	貸付けの利率	○	①	○	①	○	①	○	①
	4号	5号	返済の方式	○	②	○	②	○	②	○	②
	5号	6号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
施行規則第12条の2第2項（締結前）、第13条第3項（締結時）	1号 イ	1号 イ	貸金業者の登録番号	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	—	○	—	○	—	○	—	○
	—	1号 ハ	極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ロ	1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	①	—	—	○	①	—	—
	1号 ハ	1号 ホ	契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容	○	○	—	—	—	—	—	—
	1号 ニ	1号 ヘ	利息の計算の方法	○	①	○	①	○	①	—	—
	1号 ホ	1号 ト	返済の方法及び返済を受ける場所	○	②	—	—	—	—	—	—
	1号 ヘ	1号 チ	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○	②	—	—	○	②	○	②
	1号 ト	1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
	1号 チ	1号 ヌ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	○	①	○	①	○	①	○	①
	—	1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ワ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 カ	貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項 に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	—	○	—	—	—	—	—	○
	1号 リ	1号 ヨ	貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定 ※リボ契約におけるトータル元利負担額及び仮定等の記載	○	○	—	—	○	○	—	—
	—	1号 タ	法第17条第1項の規定により交付する書面（同条第5項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第4項の規定により交付する書面）又は同条第6項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨	—	○	—	—	—	○	—	○
	—	1号 レ	日賦貸金業者である場合にあつては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ヌ	1号 ソ	貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○
	2号 ロ	2号 ロ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	—	○	①	—	—	—	—
	—	2号 ハ	法第17条第1項の規定により交付する書面（同条第5項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第4項の規定により交付する書面）又は同条第6項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨	—	—	—	○	—	—	—	—
	3号 ロ	3号 ロ	買戻しに関する事項	—	—	—	—	○	①	—	—
	4号	4号	媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	—	—	—	○	①

（注）極度額を引き下げたとき、並びに極度額を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたときについては、貸金業法第17条第2項後段の書面交付義務が適用されない（施行規則第13条第5項）

【別表７】　保証契約　事前交付書面（概要説明・詳細説明）・契約締結時交付書面　記載事項

法令				記載事項 【事前交付書面】欄 両 …… 概要説明 及び 詳細説明の記載事項 概 …… 概要説明の記載事項 詳 …… 詳細説明の記載事項 【契約締結書面】欄 ①…貸金業法17条3項後段の重要事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く） ②…貸金業法17条3項後段の重要事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
	（締結前）第16条の2第3項	（締結時）第17条第3項			事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面	事前交付書面	契約締結書面
貸金業法	1号	施行規則13条6項	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	両	○	両	○	両	○	両	○
	2号			保証期間	両	①	両	①	両	①	両	①
	3号			保証金額	両	①	両	①	両	①	両	①
	5号			保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法第454条の規定の趣旨　※施行規則第12条の2第5項	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	—		2号	保証契約の契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
施行規則第12条の2第4項	1号 イ			保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）	概	○	概	○	概	○	概	○
	1号 ロ			貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額	概	○	概	○	概	○	概	○
	1号 ハ			保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲	両	①	両	①	両	①	両	①
	1号 ニ			貸付けに係る契約の契約年月日	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ホ			貸付けに係る契約の貸付けの金額	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ヘ			貸付けに係る契約の貸付けの利率	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ト			貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 チ			貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあっては、記載することを要しない。）	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 リ			貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ヌ			主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	詳	○	—	—	詳	○	—	—
	1号 ル			貸付けに係る契約の利息の計算の方法	詳	○	詳	○	詳	○	—	—
	1号 ヲ			貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）	詳	○	—	—	詳	○	詳	○
	1号 ワ			契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 カ			貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ヨ			貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 タ			法第16条の2第3項第2号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	2号 ニ			割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	—	詳	○	—	—	—	—
	2号 ホ			割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	—	詳	○	—	—	—	—
	3号 ニ			買戻しに関する事項	—	—	—	—	詳	○	—	—
	3号 ホ			売渡目的物の内容	—	—	—	—	詳	○	—	—
	4号 ニ			媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	—	—	—	詳	○
施行規則第12条の2第6項	1号			保証契約に基づく債務の弁済の方式	詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	2号			保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	3号			貸金業者の登録番号	両	○	両	○	両	○	両	○
	4号			主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	両	○	両	○	両	○	両	○
	5号			貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	6号			保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	7号			保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所	詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	8号			保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	9号			貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	10号			貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	11号			保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	12号			貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	詳	○	—	—	—	—	詳	○
	13号			日賦貸金業者である場合にあつては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項	概	○	概	○	概	○	概	○
	14号			貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	詳	○	詳	○	詳	○	詳	○

【別表８】　マンスリーステートメント(貸金業法第１７条第６項、第１８条第３項)　記載事項

法令		記載事項 ①・・・一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合は記載不要 ②・・・一定期間において弁済を受領していない場合は記載不要	金銭の貸付けに係る契約	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
施行規則第１３条第１７項	1号 イ	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
	1号 ロ	極度方式基本契約の契約年月日	○	○	○	○
	1号 ハ	極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)	①	①	①	①
	1号 ニ	一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日	①	①	①	①
	1号 ホ	一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)	①	①	①	①
	1号 ヘ	貸付けの利率	①	①	①	①
	1号 ト	返済の方式	①	①	①	①
	1号 チ	一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数	①	①	①	①
	1号 リ	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	①	①	①	①
	1号 ヌ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
	1号 ル	極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面(極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。)の内容	①	①	①	①
	1号 ヲ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	①	—	①	—
	1号 ワ	利息の計算の方法	①	①	①	—
	1号 カ	返済の方法及び返済を受ける場所	①	—	—	—
	1号 ヨ	一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額	①	—	①	①
	1号 タ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	①	①	①	①
	1号 レ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容	①	①	①	①
	1号 ソ	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	①	①	①	①
	1号 ツ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	①	①	①	①
	1号 ネ	一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳及び当該貸付けの契約を特定し得る事項	①	—	—	—
	1号 ナ	一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額	①	—	①	—
	1号 ラ	一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る貸付け金額	②	②	②	②
	1号 ム	一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領金額及び利息、賠償額の予定に基づく賠償金若しくは元本への充当額	②	②	②	②
	1号 ウ	一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領年月日	②	②	②	②
	1号 キ	一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額	②	②	②	—
	1号 ノ	貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○
	2号 ロ	割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	①	—	—
	2号 ハ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	①	—	—
	3号 ロ	買戻しに関する事項	—	—	①	—
	3号 ハ	売渡目的物の内容	—	—	①	—
	4号 ロ	媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	①

マンスリーステートメントを交付している場合における書面交付の特例

・貸金業法第17条第1項前段又は第4項前段の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を交付することができる。
この場合において、貸金業者は、第1項前段又は第4項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。(貸金業法第17条第6項)。

・契約年月日

・貸付けの金額(極度方式保証契約にあっては、保証に係る貸付けの金額)

・貸金業法第18条第1項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を交付することができる。
この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす(貸金業法第18条第3項)。

・受領年月日

・受領金額

【別表９】　取立て行為の規制（貸金業法第２１条第１項）

貸金業法第２１条第１項		貸金業者向けの総合的な監督指針、自主規制基本規則
本文	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ① 法第 21 条第１項各号の規定は、「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」の例示であり、個々の取立て行為が同項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要がある。当該規定に定める事例のほか、例えば、次のような事例は、「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当するおそれが大きい。 イ．反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メール若しくはファクシミリ装置等を用いて送信し又は債務者、保証人等の居宅を訪問すること。 ロ．保険金による債務の弁済を強要又は示唆すること。 **○ 自主規制基本規則第５７条第１項** ※法第 21 条第１項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当する恐れがあるもの ⑴ 大声をあげたり、乱暴な言葉を使うなど暴力的な態度をとること。 ⑵ 多人数で訪問すること。 例示として、3 名以上が挙げられる。 ⑶ 不適当な時期に取立ての行為を行うこと。 例示として、以下が挙げられる。 イ 親族の冠婚葬祭時 ロ 年末年始（12 月 31 日から１月 3 日） ハ 債務者等の入院時 ニ 罹災時 ⑷ 債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続きをとったことが弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払を要求すること。 ⑸ 反復継続した取立て行為を行うこと。 例示として、以下が挙げられる。 イ 電話を用いた債務者等への連絡を、1 日に 4 回以上行うこと。 ロ 電子メールや文書を用いた連絡を、前回送付または送信から 3 日以内に行うこと。 ⑹ 親族または第三者に対し、支払いの要求をすること。 例示として、以下が挙げられる。 イ 各態様において、あたかも返済義務があるような旨を伝えること。 ロ 支払い申し出があった際、支払い義務が無い事を伝えないこと。
１号	**（取立規制時間帯）** 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。 **○ 施行規則第１９条第１項** 貸金業法第２１条第１項第１号に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ② 法第 21 条第１項第１号、第３号及び第９号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。 イ．法第 21 条第１項第１号 ａ．債務者等の自発的な承諾がある場合。 ｂ．債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合。 **○ 自主規制基本規則第５８条** ※特段の事情がない限り、「正当な理由」が認められない可能性が高いもの ⑴ 債務者等の自発的な承諾がない場合 ⑵ 債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にある場合
２号	**（禁止：社会通念に照らし妥当な申出に係わらず交渉する）** 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ③ 法第 21 条第１項第２号に規定する「その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。 イ．債務者等からの弁済や連絡についての具体的な期日の申し出がない場合。 ロ．直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されていない場合。 ハ．通常の返済約定を著しく逸脱した申出がなされた場合。 ニ．申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合。 ホ．申出に係る返済猶予期間中に債務者等が支払停止、所在不明等となり、債務者等から弁済を受けることが困難であることが確実となった場合。 **○ 自主規制基本規則第５９条** ※特段の事情がない限り、社会通念に照らし相当と認められる可能性が高いもの（債務者の申出に合理性があると認められる場合） イ 債務者等が申し出た弁済期日が、当該申出の日から１ヶ月を超えない範囲で弁済期日を示された場合であって、当該期日に近接して給料日その他確実な収入が見込まれる日が存在するとき ロ 直近において債務者等から弁済や連絡に関する申し出が履行されている場合 ハ 通常の返済約定を著しく逸脱したとは認められない申し出がなされた場合 ニ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為を行う等の事情が認められない場合 ホ 申し出に係る返済猶予期間中に債務者等に支払停止、所在不明等債務者から返済を受けることが困難であることが確実と認められる事情が生じていない場合

貸金業法第２１条第１項		貸金業者向けの総合的な監督指針、自主規制基本規則
3 号	**（禁止：居宅以外の場所での取立交渉）** 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ② 法第 21 条第１項第１号、第３号及び第９号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。 ロ．法第 21 条第１項第３号 ａ．債務者等の自発的な承諾がある場合。 ｂ．債務者等と連絡をとるための合理的方法が他にない場合。 ｃ．債務者等の連絡先が不明な場合に、債務者等の連絡先を確認することを目的として債務者等以外の者に電話連絡をする場合。なお、この場合においても、債務者等以外の者から電話連絡をしないよう求められたにも関わらず、更に電話連絡をすることは「人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当するおそれが大きい。 **○ 自主規制基本規則第６０条** ※特段の事情のない限り、「正当な理由」があると認められる可能性が高いもの ⑴ 債務者等から自発的な承諾がある場合 ⑵ 債務者等が申告した住所その他の連絡先を事前連絡なく変更したおそれがある場合 ⑶ 2 日以上にわたり、かつ異なる時間帯に債務者等の居宅に複数回の架電等を行ったにもかかわらず、当該債務者等に連絡が取れないなどの状況にあり、居宅以外の場所に架電等の措置をとる必要性が認められる場合 ⑷ 債務者等から連絡を受ける時期の申出を受けたため、当該申出に従い連絡したにもかかわらず、連絡を取れない状況が 3 回以上続いている場合
4 号	**（禁止：不退去）** 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。	
5 号	**（禁止：借入情報等の不当開示）** 貼り紙、立看板その他何らの方法をもってするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ④ 法第 21 条第１項第５号は、債務者等に心理的圧迫を加えることにより弁済を強要することを禁止する趣旨であり、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以外においては、債務者等の自宅に電話をかけ家族がこれを受けた場合に貸金業者であることを名乗り、郵送物の送付に当たり差出人として貸金業者であることを示したとしても、直ちに該当するものではないことに留意することとする。
6 号	**（禁止：金策方法等の示唆）** 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ⑤ 法第 21 条第１項第６号に規定する「その他これに類する方法」とは、クレジットカードの使用により弁済することを要求すること等が該当すると考えられる。
7 号	**（禁止：第三者への支払要請）** 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること。	**○ 自主規制基本規則第５７条第１項《抄》** ※法第 21 条第 1 項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当する恐れがある行為の例 (6)親族または第三者に対し、支払いの要求をすること。 例示として、以下が挙げられる。 イ 各態様において、あたかも返済義務があるような旨を伝えること。 ロ 支払い申し出があった際、支払い義務が無い事を伝えないこと。
8 号	**（禁止：第三者への更なる協力要請）** 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。	
9 号	**（禁止：弁護士等介入中の交渉）** 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士等に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。	**○ 監督指針Ⅱ－２－１９ 取立行為規制　（２）留意事項** ② 法第 21 条第１項第１号、第３号及び第９号に規定する「正当な理由」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものであるが、例えば、以下のようなものが該当する可能性が高い。 ハ．法第 21 条第１項第９号 ａ．弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士若しくは司法書士法人（以下「弁護士等」という。）からの承諾がある場合。 ｂ．弁護士等又は債務者等から弁護士等に対する委任が終了した旨の通知があった場合。
10 号	**（禁止：前各号の言動をすると告げる）** 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。	

【別表１０】　貸金業法第１９条の帳簿　記載事項

（1）貸付けに係る契約を締結したとき（貸金業法第19条、施行規則第16条第1項第1号）

※ 貸金業法17条第1項の規定により交付した書面（以下「書面」）に施行規則第16条第1項第1号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもって帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第1号）

法令			記載事項	金銭の貸付けに係る契約	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
法第19条本文			契約年月日	○	○	○	○
			貸付けの金額	○	○	○	○
			受領金額	○	○	○	○
施行規則第16条第1項第1号	法第17条第1項	4号	貸付けの利率	○	○	○	○
		5号	返済の方式	○	○	○	○
		6号	返済期間及び返済回数	○	○	○	○
		7号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
		8号	前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	（施行規則第13条第1項）			
	施行規則第13条第1項	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
		1号 ハ	貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容	○	○	○	○
		1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	—	○	—
		1号 ヘ	利息の計算の方法	○	○	○	—
		1号 チ	各回の返済期日及び返済金額	○	—	○	○
		1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
		1号 ヌ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	○	○	○	○
		1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
		1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
		1号 ワ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号	○	—	—	—
		1号 カ	当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項	○	—	—	—
		2号 ロ	割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	○	—	—
		2号 ハ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	○	—	—
		3号 ロ	買戻しに関する事項	—	—	○	—
		3号 ハ	売渡目的物の内容	—	—	○	—
		4号	媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	○

【別表１０】　貸金業法第１９条の帳簿　記載事項

（2）極度方式基本契約を締結したとき（貸金業法第19条、施行規則第16条第1項第2号）

※ 貸金業法17条第2項の規定により交付した書面（以下「書面」）に施行規則第16条第1項第2号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもって帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第2号）

法令			記載事項	金銭の貸付けに係る契約	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
法第19条本文			契約年月日	○	○	○	○
			貸付けの金額	○	○	○	○
			受領金額	○	○	○	○
施行規則第16条第1項第2号	法第17条第2項	2号	契約年月日	○	○	○	○
		3号	極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあっては、当該下回る額及び極度額）	○	○	○	○
		4号	貸付けの利率	○	○	○	○
		5号	返済の方式	○	○	○	○
		6号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
		7号	前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	（施行規則第13条第3項）			
	施行規則第13条第3項	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
		1号 ハ	極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
		1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	—	○	—
		1号 ヘ	利息の計算の方法	○	○	○	—
		1号 チ	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○	—	○	○
		1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
		1号 ヌ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	○	○	○	○
		1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
		1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
		1号 ワ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号	○	—	—	—
		2号 ロ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	○	—	—
		2号 ハ	法第17条第1項の規定により交付する書面（同条第5項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第4項の規定により交付する書面）又は同条第6項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨	—	○	—	—
		3号 ロ	買戻しに関する事項	—	—	○	—
		4号	媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	○

【別表１０】　貸金業法第１９条の帳簿　記載事項

（3）貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき（貸金業法第19条、施行規則第16条第1項第3号）

※ 貸金業法17条第3項の規定により交付した書面（以下「書面」）に施行規則第16条第1項第3号に掲げる事項が記載されている場合は書面の写しを保存することをもって帳簿の記載に代えることができる。（施行規則第16条第3項第3号））

法令				記載事項	金銭の貸付けに係る契約	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
法第19条本文				契約年月日	○	○	○	○
				貸付けの金額	○	○	○	○
				受領金額	○	○	○	○
施行規則第16条第1項第3号	法第17条第3項			当該保証契約の内容を明らかにする事項で第16条の2第3項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあっては、同項第3号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるもの	（施行規則第13条第6項）			
	施行規則第13条第6項	1号（法16条の2第3項）	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
			2号	保証期間	○	○	○	○
			3号	保証金額	○	○	○	○
			4号	保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの	（施行規則第12条の2第4項）			
			5号	保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法第454条の規定の趣旨 ※施行規則第12条の2第5項	○	○	○	○
			6号	前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	（施行規則第12条の2第6項）			
		2号		保証契約の契約年月日	○	○	○	○
	施行規則第12条の2第4項	1号 イ		保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）	○	○	○	○
		1号 ロ		貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額	○	○	○	○
		1号 ハ		保証債務の極度額（貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。）その他の保証人が負担する債務の範囲	○	○	○	○
		1号 ニ		貸付けに係る契約の契約年月日	○	○	○	○
		1号 ホ		貸付けに係る契約の貸付けの金額	○	○	○	○
		1号 ヘ		貸付けに係る契約の貸付けの利率	○	○	○	○
		1号 ト		貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式	○	○	○	○
		1号 チ		貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。）	○	○	○	○
		1号 リ		貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
		1号 ヌ		主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	—	○	—
		1号 ル		貸付けに係る契約の利息の計算の方法	○	○	○	—
		1号 ヲ		貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）	○	—	○	○
		1号 ワ		契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	○	○	○
		1号 カ		貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	○	○	○	○
		1号 ヨ		貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）	○	○	○	○
		1号 タ		法第16条の2第3項第2号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨	○	○	○	○
		2号 ニ		割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	○	—	—
		2号 ホ		割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	○	—	—
		3号 ニ		買戻しに関する事項	—	—	○	—
		3号 ホ		売渡目的物の内容	—	—	○	—
		4号 ニ		媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	○

【別表１０】　貸金業法第１９条の帳簿　記載事項（前頁からの続き）

法令			記載事項	金銭の貸付けに係る契約	手形の割引の契約	売渡担保の契約	金銭の貸借の媒介の契約
施行規則第１６条第１項第３号	施行規則１２条の２第６項	1号	保証契約に基づく債務の弁済の方式	○	○	○	○
		2号	保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	○	○	○
		3号	貸金業者の登録番号	○	○	○	○
		4号	主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○
		5号	貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	○	○	○	○
		6号	保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項	○	○	○	○
		8号	保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）	○	○	○	○
		9号	貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	○	○	○	○
		10号	貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日	○	○	○	○
		11号	保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨	○	○	○	○

（4）その他の必要記載事項（（1）～（3）共通）

法令		記載事項	
施行規則第１６条第１項	4号	貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき	各回の弁済に係る受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額（貸金業法第18条第1項第4号） ※金銭の貸借の媒介にあっては不要
			各回の弁済に係る受領年月日（貸金業法第18条第1項第5号）
			各回の弁済に係る当該弁済後の残存債務の額（施行規則第15条第1項第5号）　※金銭の貸借の媒介にあっては不要
	5号	貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したとき	その事由及び年月日
			残存債権の額
	6号	貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したとき	その者の商号、名称又は氏名及び住所
			譲渡年月日
			当該債権の額
	7号	貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録（※） ※ 監督指針Ⅱ-2-17(1)③（注） 債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録	イ. 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）
			ロ. 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）
			ハ. 交渉担当者（同席者等を含む）
			ニ. 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む）。
			ホ. 施行規則第10 条の25 第3項第3号に規定する極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を講じている場合、当該措置を講じた旨、年月日及びその理由。
	8号	日賦貸金業者である場合	イ. 貸付けの相手方が主として営む業種
			ロ. 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
			ハ. 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日

C. 評 価 調 書

【留意事項】

・ 発見した不備等の具体的内容、検証した物件の明細及びヒアリング結果等を、各監査項目の評価調書に記録すること。
・「総括表」は、各監査項目の監査結果を整理するために用いる。
・ 指摘事項については原則として「確認書」を作成し、事実関係の明確化を図ること。

総　括　表　（監査結果一覧）

主任監査員

取扱状況	No.		監査項目	主な検証項目	指摘事項		指導事項	好事例
					法令等違反	改善事項		
	1		経営管理等	経営陣の責務、内部管理部門によるﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ・検証、内部監査部門による監査、不祥事件への対応				
	2	1	法令等遵守態勢	社内規則等の策定、周知徹底				
		2	監督行政庁・貸金業協会への届出等	監督行政庁への届出（開始等の届出、変更の届出等）、貸金業協会への届出				
	3		反社会的勢力による被害の防止	基本方針、組織としての対応、一元的な管理態勢の構築、事前審査及び事後検証、取引解消の取組み				
	4		顧客等に関する情報管理態勢	情報管理態勢の構築、個人情報保護宣言、個人情報の取得、個人データの管理、第三者への提供				
	5		外部委託	委託先の選定、委託先の監督等、個人データの取扱いを委託する場合				
	6		取引時確認、疑わしい取引の届出	取引時確認、確認記録の作成、統括管理者の選任・配置、リスクベース・アプローチ、疑わしい取引の届出				
	7		相談、苦情及び紛争等の対応態勢	金融 ADR 制度への対応、相談及び助言、苦情等対処の実施態勢の構築、苦情処理・紛争解決手続				
	8		貸金業務取扱主任者	貸金業務取扱主任者の設置、実施態勢の構築、貸金業務取扱主任者の機能発揮状況				
	9		禁止行為	禁止行為、生命保険契約等に係る制限、特定公正証書に係る制限、自己振出手形等の制限				
	10		利息･保証料等に係る制限等	利息の制限、保証料等の制限、媒介手数料の制限				
	11		契約に係る説明態勢	勧誘の承諾、不適当と認められる勧誘禁止、勧誘拒否への対応、契約の締結時等、取引関係見直し時				
	12	1	過剰貸付けの防止	借入意思、同意取得、信用情報の使用、収入証明書類、総量規制、除外・例外貸付、途上与信調査				
		2	個人信用情報の提供等	加入指定信用情報機関の商号等の公表、個人信用情報の提供等、目的外使用等の禁止				
	13		広告に関する規制	貸付条件の広告等、誇大広告の禁止等、個人向け無担保無保証広告の表示等				
	14		書面の交付義務	契約締結前書面、契約締結時書面、受取証書、債権証書返還、ﾏﾝｽﾘｰｽﾃｰﾄﾒﾝﾄ、電磁的方法				
	15		取立行為規制	債権管理態勢、取立行為規制、催告書面				
	16	1	帳簿の備付け等	帳簿の備付け、交渉経過記録、取引履歴の開示				
		2	証明書の携帯等	従業者証明書の携帯、従業者名簿の備付け、標識の掲示等、貸付条件等の掲示等				
	17		債権譲渡等	債権譲渡先等の選定基準、債権譲渡先及び譲渡対象債権の選定、債権譲受人に対する通知				
	18		営業店登録	営業店の設置規制、設置状況の説明態勢				
	19		過払金支払	過払利息返還請求等に対する対応態勢				
	20		システムリスク管理態勢	システムリスクに対する認識等、情報ｾｷｭﾘﾃｨ管理、ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ管理、システム監査、障害発生時				
	21		非営利特例対象法人	社内態勢整備、特定貸付契約、特定非営利活動貸付、生活困窮者支援貸付				

「取扱状況」欄・・・[－]　業務の取扱いなし、　[／]　検証せず

１．経営管理等

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

２．法令等遵守態勢 （監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

３．反社会的勢力による被害の防止

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

４．顧客等に関する情報管理態勢

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

５．外部委託

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

６．取引時確認、疑わしい取引の届出

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

７．相談、苦情及び紛争等の対応態勢

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

８．貸金業務取扱主任者

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

９．禁止行為

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１０．利息・保証料等に係る制限等

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１１．契約に係る説明態勢

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１２．過剰貸付けの防止 （個人信用情報の提供等を含む）

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１３．広告に関する規制

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１４．書面の交付義務

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１５．取立行為規制

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１６．帳簿の備付け等　（証明書の携帯等を含む）

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１７．債権譲渡等

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１８．営業店登録

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

１９．過払金支払

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

２０．システムリスク管理態勢

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ

２１．非営利特例対象法人

《 担当監査員 》　　《 被監査部門 / 担当者 》

不備等の内容　※不備等が認められた場合や指導・提言を行った場合には、その内容を記録すること

□不備は見当たらない　□不備が認められる　□指導・提言を実施　□取扱いなし

検 証 手 続　※検証した文書等の名称やヒアリングした相手方の氏名・役職等を記録すること

監 査 メ モ